

地方公営企業の現状と課題

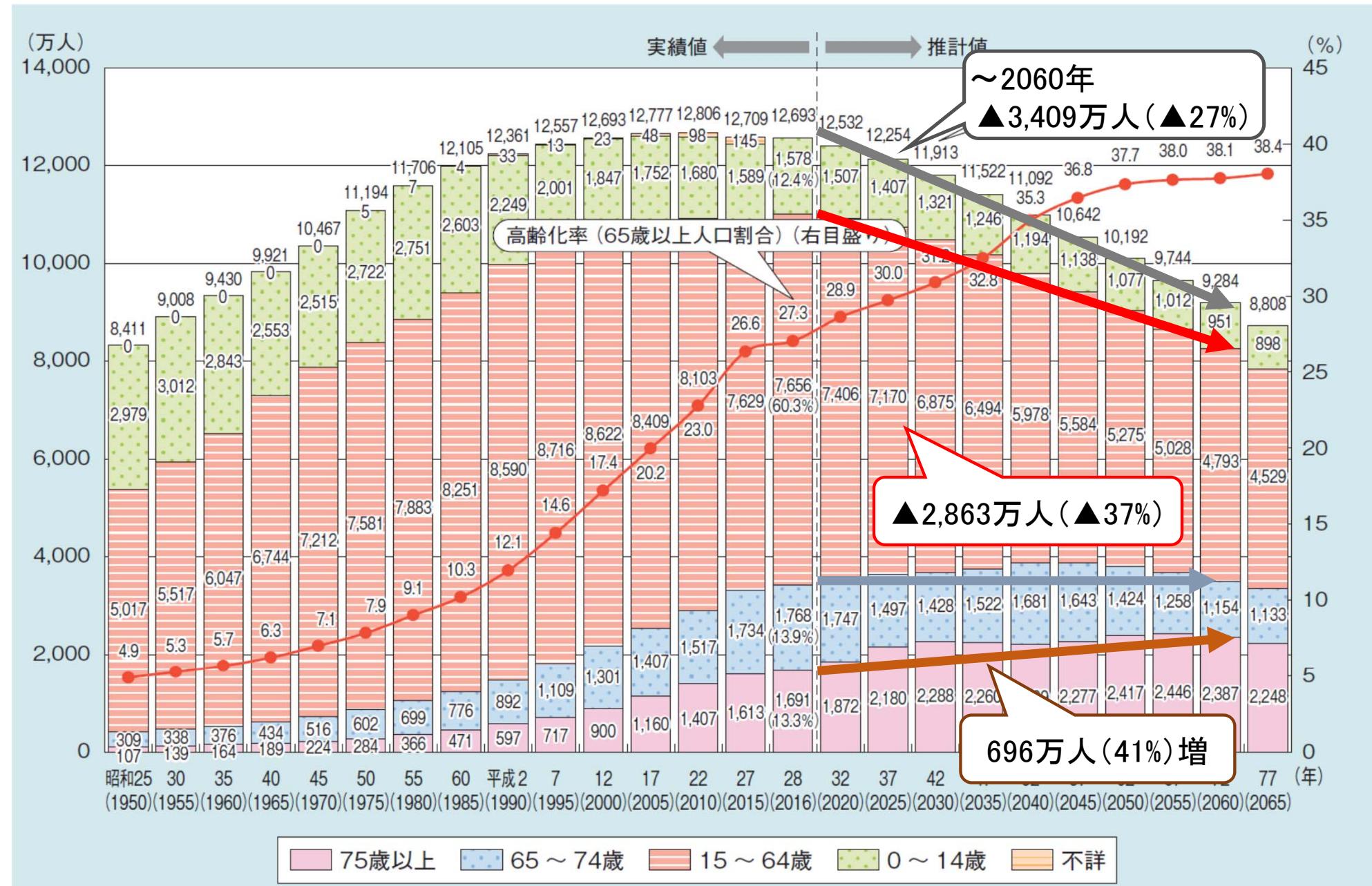
平成30年10月17日
総務省 自治財政局 公営企業課 理事官
志賀 真幸

【目次】

1. はじめに	… p 2
2. 地方公営企業の現状と取組	… p 7
3. 経営戦略の策定の推進	… p 27
4(1). 抜本的な改革の検討の推進	… p 37
4(2). 広域化等の推進	… p 43
4(3). 民間活用等	… p 63
5. 見える化の推進	… p 71
6. 第三セクター等の経営改革	… p 79

1. はじめに

日本の人口推移

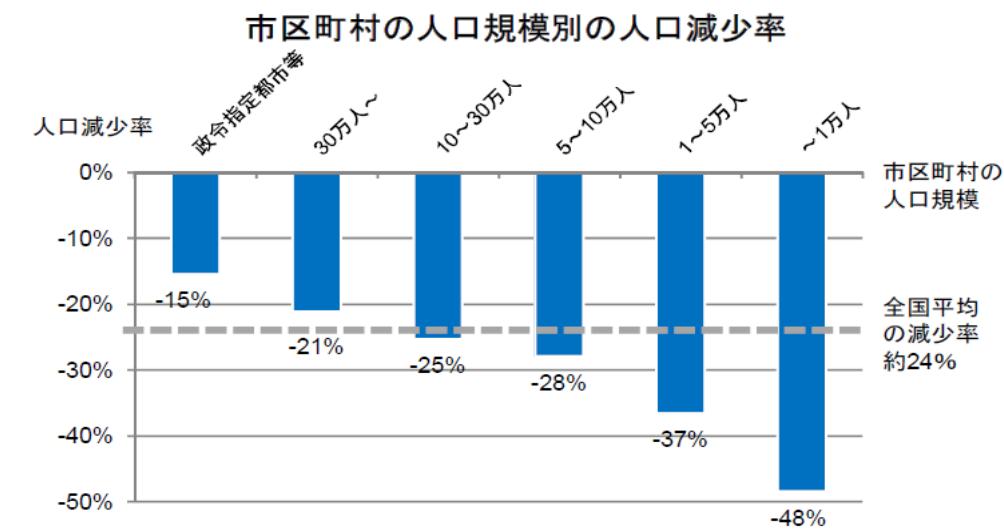
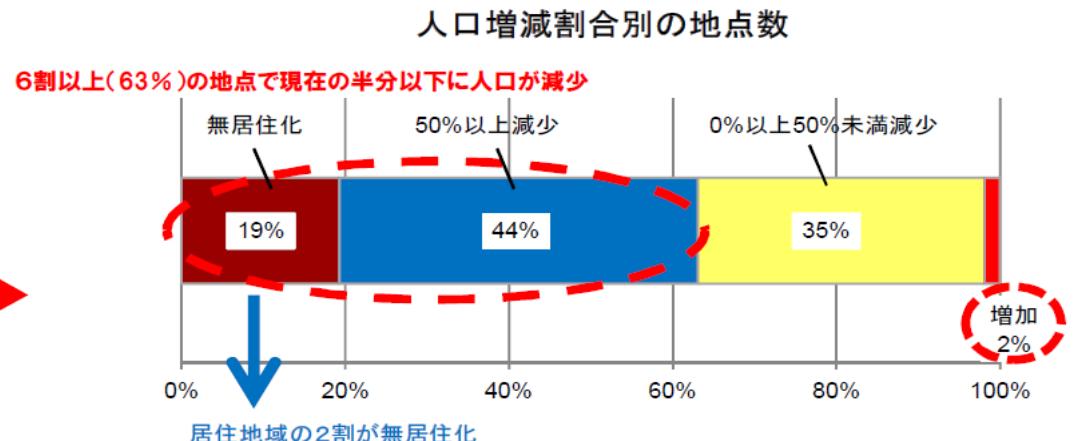
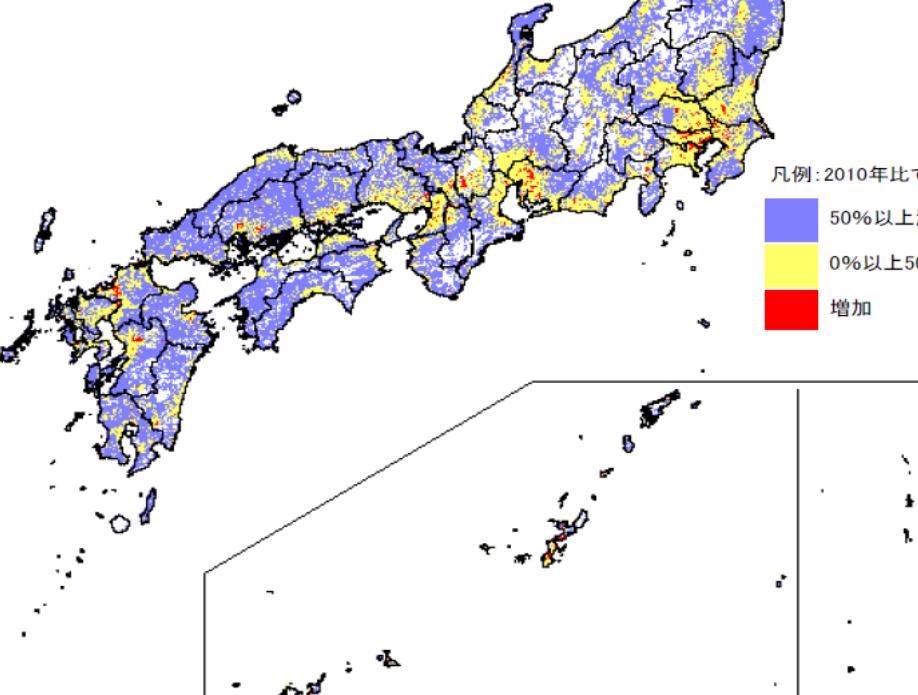
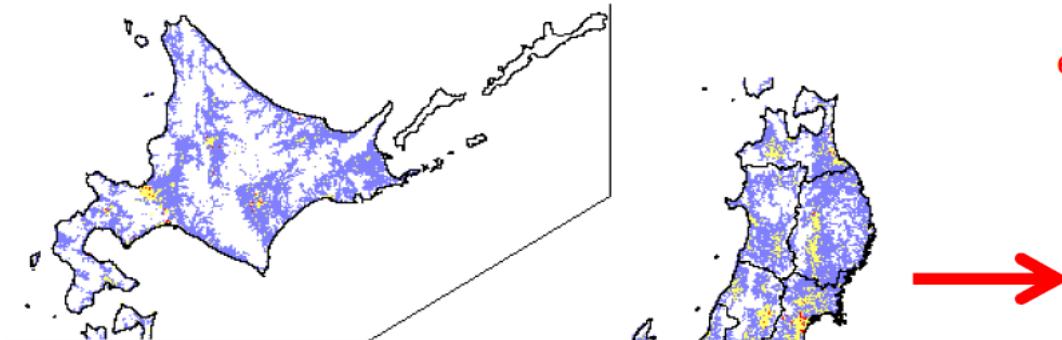


(出典)平成29年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

人口の低密度化と地域偏在

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 全国を「1km²毎の地点」でみると、現在の居住地域の6割以上で人口が半分以下に。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



人口段階別市区町村の変動(2015→2040)【H30推計】

※自治体戦略2040構想研究会資料より抜粋

	人口増減率(2015年→2040年)					
	増加	±0~▲10%	~▲20%	~▲30%	~▲40%	~▲50%
100万人以上	さいたま市、川崎市、福岡市(3団体)	札幌市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市(6団体)	仙台市、神戸市(2団体)			
50~100万人	川口市、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区(6団体)	宇都宮市、千葉市、船橋市、江戸川区、相模原市、浜松市、岡山市、熊本市(8団体)	足立区、八王子市、新潟市、静岡市、堺市、東大阪市、姫路市、松山市、北九州市、鹿児島市(10団体)			
20~50万人	つくば市、越谷市、柏市、港区、新宿区、文山区、上尾市、草加市、市川市、松戸市、京区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、豊島区、荒川区、調布市、西東京市、藤沢市、岡崎市(17団体)	水戸市、高崎市、伊勢崎市、太田市、川市、厚木市、長岡市、富山市、長野市、岐阜市、中野区、北区、葛飾区、府中市、町田市、茅ヶ崎市、大和市、金沢市、福井市、松本市、一宮市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、茨木市、明石市、西宮市、倉敷市、福山市、高松市、久留米市、佐賀市、大分市、宮崎市、那覇市(36団体)	盛岡市、山形市、前橋市、所沢市、平塚市、豊橋市、春日井市、津市、高槻市、枚方市、八尾市、尼崎市、加古川市、宝塚市、奈良市、和歌山市、松江市、徳島市、高知市、佐世保市(25団体)	旭川市、青森市、八戸市、秋田市、春日部市、市原市、横須賀市、富士市、寝屋川市、呉市、下関市、長崎市(12団体)	函館市(1団体)	
10~20万人	戸田市、朝霞市、三郷市、ふじみ野市、木更津市、流山市、浦安市、中央区、台東区、三鷹市、小金井市、日野市、刈谷市、安城市、東海市、草津市、浦添市、沖縄市、うるま市(19団体)	帯広市、小山市、新座市、富士見市、成田市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、立川市、武蔵野市、小平市、東村山市、国分寺市、東久留米市、伊勢原市、海老名市、藤枝市、豊川市、西尾市、小牧市、稻沢市、桑名市、彦根市、和泉市、箕面市、米子市、出雲市、東広島市、廿日市、山口市、防府市、丸亀市、筑紫野市、春日市(34団体)	苫小牧市、大崎市、土浦市、古河市、ひたちなか市、佐野市、那須塩原市、熊谷市、鳴巣市、深谷市、入間市、久喜市、坂戸市、野田市、佐倉市、我孫子市、青梅市、昭島市、多摩市、鎌倉市、小田原市、秦野市、座間市、高岡市、小松市、白山市、甲府市、上田市、大垣市、多治見市、各務原市、三島市、富士宮市、磐田市、掛川市、半田市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、長浜市、東近江市、岸和田市、池田市、泉佐野市、伊丹市、川西市、三田市、檜原市、生駒市、鳥取市、津山市、宇部市、新居浜市、飯塚市、諫早市、別府市、都城市、鹿屋市、霧島市(59団体)	釧路市、北見市、江別市、弘前市、一関市、奥州市、酒田市、取手市、筑西市、足利市、栃木市、加須市、狭山市、上越市、飯田市、沼津市、焼津市、瀬戸市、宇治市、守口市、松原市、大東市、羽曳野市、尾道市、岩国市、周南市、西条市、大牟田市、唐津市、八代市、延岡市(31団体)	石巻市、鶴岡市、日立市、桐生市、富林市、河内長野市、門真市、今治市(8団体)	小樽市(1団体)
3~10万人	名取市、富谷市、利府町、守谷市、つくばみらい市、志木市、吉川市、伊奈町、印西市、千代田区、狛江市、稲城市、野々市市、瑞穂市、常滑市、大府市、知立市、浜市、日進市、長久手市、幸田町、守山市、栗東市、京田辺市、木津川市、藍住町、大野城市、福津市、志免町、新宮町、柏屋町、鳥栖市、合志市、大津町、菊陽町、宜野湾市、名護市、豊見城市、南城市、読谷村、南風原町(41団体)	千歳市、恵庭市、滝沢市、東根市、牛久市、鹿嶋市、さくら市、下野市、壬生町、東松山市、蕨市、和光市、八潮市、白岡市、四街道市、袖ヶ浦市、白井市、国立市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、綾瀬市、能美市、津幡町、鰐江市、甲斐市、美濃加茂市、可児市、袋井市、菊川市、長泉町、岩倉市、清須市、北名古屋市、みよし市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、いなべ市、菰野町、野洲市、長岡京市、精華町、芦屋市、加東市、播磨町、香芝市、葛城市、広陵町、岩出市、総社市、府中町、下松市、筑後市、宗像市、太宰府市、古賀市、那珂川町、篠栗町、大村市、石垣市、糸満市(63団体)	音更町、北上市、岩沼市、東松島市、柴田町、天童市、那珂市、神栖市、東海村、阿見町、上三川町、みどり市、大泉町、本庄市、桶川市、蓮田市、鶴ヶ島市、三芳町、上里町、宮代町、東金市、あきる野市、瑞穂町、逗子市、葉山町、寒川町、黒部市、砺波市、射水市、かほく市、敦賀市、坂井市、南アルプス市、笛吹市、中央市、諏訪市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、中津川市、羽島市、島田市、御殿場市、裾野市、湖西市、清水町、碧南市、蒲郡市、犬山市、江南市、知多市、尾張旭市、豊明市、田原市、弥富市、あま市、東浦町、武豊町、龜山市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、福知山市、向日市、貝塚市、揖津市、藤井寺市、大阪狭山市、小野市、稻美町、太子町、田原本町、瀬戸内市、赤磐市、善通寺市、東温市、松前町、香南市、直方市、行橋市、小郡市、糸島市、宇美町、岡垣町、武雄市、小城市、神埼市、長与町、宇土市、益城町、中津市、由布市、姶良市、宮古島市、西原町(98団体)	網走市、伊達市、北広島市、石狩市、十和田市、三沢市、むつ市、花巻市、久慈市、紫波町、塩竈市、角田市、多賀城市、登米市、亘理町、米沢市、寒河江市、南陽市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、笠間市、坂東市、かすみがうら市、鉢田市、小美玉市、茨城町、鹿沼市、真岡市、大田原市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町、行田市、秩父市、飯能市、羽生市、北本市、幸手市、日高市、杉戸町、松伏町、館山市、茂原市、旭市、鶴巻市、君津市、八街市、富里市、大網白里市、羽村市、南足柄市、大磯町、三条市、新発田市、見附市、燕市、阿賀野市、南魚沼市、胎内市、魚津市、滑川市、小矢部市、七尾市、越前市、富士吉田市、山梨市、北杜市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、千曲市、高山市、閑市、瑞浪市、恵那市、土岐市、本巣市、郡上市、伊豆の国市、函南町、津島市、愛西市、名張市、高島市、米原市、亀岡市、八幡市、泉大津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、熊取町、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、高砂市、加西市、篠山市、丹波市、たつの市、猪名川町、大和郡山市、天理市、桜井市、橋本市、田辺市、紀の川市、倉吉市、境港市、浜田市、益田市、真庭市、淺口市、三原市、三次市、光市、山陽小野田市、鳴門市、小松島市、阿南市、坂出市、三豊市、伊予市、四国中央市、岡垣町、武雄市、小城市、神埼市、長与町、宇土市、益城町、中津市、由布市、姶良市、宮古島市、西原町(150団体)	室蘭市、岩見沢市、滝川市、登別市、北斗市、黒石市、五所川原市、平川市、宮古市、大船渡市、釜石市、白石市、栗原市、横手市、大館市、鹿角市、由利本荘市、湯沢市、鷹巣市、大仙市、新庄市、上山市、常陸太田市、北茨城市、常陸大宮市、稻敷市、桜川市、行方市、日光市、矢板市、沼田市、渋川市、毛呂山町、小川町、寄居町、富津市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、福生市、三浦市、愛川町、柏崎市、小千谷市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、魚沼市、氷見市、南砺市、加賀市、大野市、都留市、韮崎市、甲州市、岡谷市、下呂市、熱海市、伊東市、御前崎市、牧之原市、新城市、伊賀市、舞鶴市、綾部市、城陽市、京丹後市、南丹市、柏原市、阪南市、洲本市、三木市、南あわじ市、朝来市、淡路市、大和高田市、海南市、大田市、安来市、雲南市、玉野市、笠岡市、井原市、高梁市、備前市、府中市、庄原市、柳井市、吉野川市、阿波市、美馬市、観音寺市、さき市、大洲市、西予市、柳川市、八女市、大川市、中間市、朝倉市、みやま市、雲仙市、人吉市、天草市、日田市、佐伯市、臼杵市、杵築市、豊後大野市、日南市、西都市、指宿市、曾於市、奄美市、南九州市(117団体)	稚内市、つがる市、気仙沼市、能代市、湯沢市、北秋田市、銚子市、南房総市、佐渡市、海津市、伊豆市、志摩市、宍粟市、五條市、宇陀市、新見市、宍粟市、長門市、東かがわ市、宇和島市、八幡浜市、嘉麻市、平戸市、対馬市、五島市、南島原市、南さつま市(27団体)

※人口は2015年時点
※下線(赤文字)は2040年の人口が下位の人口区分へ変動する団体。
※太枠は各人口段階において団体数が最も多い人口増減率のカテゴリ

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3)」から作成
※ 地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計は1,682としている。

人口段階別市区町村の変動(2015→2040)【H30推計】

	人口増減率(2015年→2040年)								
	増加	±0~▲10%	~▲20%	~▲30%	~▲40%	~▲50%	~▲60%	~▲70%	▲70%~
1~3万人	吉岡町、滑川町、開成町、御代田町、南箕輪村、豊山村、豊山町、大口町、阿久比町、朝日町、川越町、愛荘町、早島町、里庄町、北島町、宇多津町、須恵町、恩納村、金武町、北谷町、北中城村、中城村、与那原町、八重瀬町 (21団体)	東神楽町、矢巾町、大和町、一宮町、聖籠町、内灘町、根沢町、榛東村、昭和町、岐南町、明和町、千代田町、長生村、日の出町、玉城町、福崎町、三郷町、湖町、軽井沢町、勝山市、あわら市、永平寺町、高浜町、里庄町、勝央町、坂町、松茂町、筑前町、吉野ヶ里町、嘉手納町 (21団体)	幕別町、中標津町、六戸町、おいらせ町、大河原町、高代町、境町、益子町、市貝町、千代田町、長生村、日の出町、大井町、富士河口町、二宮町、立山町、小浜市、勝山市、あわら市、永平寺町、高浜町、若狭町、富士見町、箕輪町、大野町、池田町、吉田町、明和町、坂町、吉田町、三郷町、湖町、軽井沢町、勝山市、あわら市、永平寺町、高浜町、若狭町、富士見町、箕輪町、大野町、池田町、吉田町、安八町、川辺町、御嵩町、森町、東員町、多気町、日野町、童王町、久御山町、太子町、有田川町、上富田町、湯梨浜町、海南部町、伯耆町、矢掛町、鏡野町、田町、石井町、多度津町、遠賀町、大刀洗町、大木町、広川町、基山町、時津町、波佐見町、佐々町、日出町、本部町、御船町、甲佐町、錦町、豊後高田市、高鍋町、新富町、門川町、屋久島町 (87団体)	七飯町、俱知安町、芽室町、別海町、六ヶ所村、階上町、金ヶ崎町、村田町、七ヶ浜町、山辺町、八千代町、境町、益子町、市貝町、野木町、甘楽町、板倉町、邑楽町、嵐山町、美里町、美郷町、木戸町、甘楽町、板倉町、邑楽町、嵐山町、美里町、酒々井町、横芝光町、二宮町、立山町、小浜市、勝山市、あわら市、永平寺町、高浜町、若狭町、富士見町、箕輪町、大野町、池田町、吉田町、安八町、川辺町、御嵩町、森町、東員町、多気町、日野町、童王町、久御山町、太子町、有田川町、上富田町、湯梨浜町、海南部町、伯耆町、矢掛町、鏡野町、田町、石井町、多度津町、遠賀町、大刀洗町、大木町、広川町、基山町、時津町、波佐見町、佐々町、日出町、本部町、御船町、甲佐町、錦町、豊後高田市、高鍋町、新富町、門川町、屋久島町 (87団体)	名寄市、富良野市、長沼町、栗山町、美瑛町、上富良野町、美幌町、斜里町、遠軽町、釧路町、藤崎町、鶴田町、野辺地町、東北町、五戸町、南部町、遠野市、陸前高田市、二戸市、零石町、大槌町、藏王町、山元町、松島町、加美町、涌谷町、美里町、美郷町、村山市、長井市、中山町、河北町、高畠町、白鷹町、大字町、美浦村、利根町、塩谷町、那珂川町、東吾妻町、み庄内町、高萩市、潮来市、城里町、那須烏山市、芳賀町、那須町、中之条町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町、神川町、栄町、東庄町、松田町、箱根町、大野町、垂井町、神戸町、安八町、川辺町、御嵩町、森町、東員町、多気町、日野町、童王町、久御山町、太子町、有田川町、上富田町、湯梨浜町、海南部町、伯耆町、矢掛町、鏡野町、田町、石井町、多度津町、遠賀町、大刀洗町、大木町、広川町、基山町、時津町、波佐見町、佐々町、日出町、本部町、御船町、甲佐町、錦町、豊後高田市、高鍋町、新富町、門川町、屋久島町 (134団体)	留萌市、紋別市、士別市、根室市、砂川市、深川市、当別町、八雲町、岩内町、余市町、白老町、日高町、浦河町、新ひだか町、平内町、板柳町、七戸町、三戸町、八幡平市、岩手町、山田町、洋野町、一戸町、丸森町、南三陸町、にかほ市、仙北市、三種町、羽後町、尾花沢市、川西町、遊佐町、大洗町、大字町、美浦村、利根町、塩谷町、那珂川町、東吾妻町、みなかみ町、ときがわ町、皆野町、小鹿野町、勝浦市、多古町、九十九里町、白子町、山北町、輪島市、志賀町、宝達志水町、鳩山町、神川町、栄町、東庄町、松田町、箱根町、大月市、上野原市、市川三郷町、飯山市、山ノ内町、揖斐川町、八百津町、下田市、南知多町、鳥羽市、熊野市、紀北町、宮津市、京丹波町、豊能町、能勢町、岬町、多可町、上郡町、佐用町、香美町、御所市、上牧町、湯浅町、那智勝浦町、串本町、奥出雲町、竹原市、江田島市、三好市、小豆島町、鬼北町、愛南町、須崎市、土佐清水市、いの町、黒潮町、芦屋町、香春町、川崎町、上天草市、美里町、和水町、山都町、芦北町、津久見市、竹田市、国東市、串間市、えびの市、阿久根市、垂水市、伊佐市、湧水町、大崎町、肝付町 (107団体)	美唄市、芦別市、赤平市、森町、鎗ヶ沢町、中泊町、男鹿市、茂木町、阿賀町、朝日町、珠洲市、能登町、身延町、東伊豆町、尾鷲市、周防大島町、室戸市、新上五島町 (18団体)	南伊勢町 (1団体)	
1万人未満	御蔵島村、川北町、日吉津村、久山町、宜野座村 (5団体)	二セロ町、舟橋村、忍野村、中札内村、更別村、山形村、豊郷町、田尻町、日高町、上峰原村、宮田村、松川村、輪之内町、嘉島町、今帰仁村、竹富町 (12団体)	東川町、鹿追町、鷹栖町、西興部村、厚真町、新冠町、土幌町、清水町、大樹町、鶴居村、大衡村、色麻町、三川町、嬉恋村、高山村、川場村、昭和村、日高町、上峰原村、宮田村、松川村、輪之内町、嘉島町、今帰仁村、竹富町、土石町、西粟倉村、芸西村、吉富町、上毛町、玉東町、木城町、十島村、喜界町、天城町、和泊町、与論町、大宜味村、東村、座間味村、粟国村、伊平屋村、伊是名村 (21団体)	新篠津村、鹿部町、今金町、黒松内町、真狩村、留寿都村、共和町、泊村、仁木町、月形町、新十津川町、当麻町、中富良野町、南富良野町、猿払村、幌延町、小清水町、訓子府町、大空町、豊浦町、壯瞥町、安平町、上士幌町、新得町、浜中町、櫻茶町、標津町、田舎館村、横浜町、東通村、平泉町、川崎町、大郷町、大潟村、大江町、金山町、五霞町、横瀬町、長瀬町、神崎町、芝山町、長柄町、御宿町、大島町、利島村、神津島村、三宅村、青ヶ島村、中井町、出雲崎町、粟島浦村、美浜町、おおい町、道志村、南牧村、立科町、青木村、飯島町、阿智村、平谷町、壳木村、泰阜村、喬木村、木祖村、大桑村、麻績村、生坂村、朝日村、木島平村、南伊豆町、松崎町、木曾岬町、度会町、御浜町、甲良町、多賀町、井手町、安堵町、高取町、明日香村、広川町、美浜町、印南町、日高川町、太地町、三朝町、吉賀町、西ノ島町、新庄村、奈義町、久米南町、直島町、琴平町、北川村、本山町、土佐町、檜原町、糸田町、大任町、赤村、亥海町、大町、東彼杵町、南闇町、南小国町、産山村、高森町、水上村、久重町、高原町、東串良町、中種子町、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、国頭村、伊江村、久米島町、多良間村 (51団体)	知内町、長万部町、江差町、厚沢部町、寿都町、蘭越町、喜茂別町、京極町、赤井川村、南幌町、奈井江町、由仁町、浦臼町、秩父別町、雨竜町、北竜町、比布町、和寒町、劍淵町、下川町、美深町、小平町、羽幌町、遠別町、天塩町、浜頓別町、枝幸町、豊富町、清里町、置戸町、佐呂間町、湧別町、苦前町、初山別村、中頓別町、礼文町、利尻町、利尻富士町、津別町、滝上町、むかわ町、様似町、白糠町、外ヶ浜町、深浦町、大鰐町、風間浦村、佐井村、葛巻町、西和賀町、七ヶ宿町、小坂町、上小阿仁村、蓬田村、岩泉町、田野畑村、普代村、輕米町、野田村、九戸村、女川町、五城目町、八郎潟町、井川町、東成瀬村、西川町、朝日町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、飯豊町、河内町、長野原町、草津町、品片村、東秩父村、多摩町、穴水町、早川町、南部町、小菅村、根羽村、大鹿村、白川町、西伊豆町、池田町、小海町、南相木村、北相木村、長和町、阿南町、上松町、井手町、安堵町、高取町、明日香村、広川町、美浜町、印南町、日高川町、太地町、三朝町、吉賀町、西ノ島町、新庄村、奈義町、久米南町、直島町、琴平町、北川村、本山町、土佐町、檜原町、糸田町、大任町、赤村、亥海町、大町、東彼杵町、南闇町、南小国町、産山村、高森町、水上村、久重町、高原町、東串良町、中種子町、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、国頭村、伊江村、久米島町、多良間村 (120団体)	三笠市、上ノ国町、乙部町、奥尻町、せたな町、島牧村、神恵内村、古平町、妹背牛町、沼田町、愛別町、上川町、占冠村、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、苦前町、初山別村、中頓別町、礼文町、利尻町、利尻富士町、津別町、滝上町、むかわ町、様似町、白糠町、外ヶ浜町、深浦町、大鰐町、風間浦村、佐井村、葛巻町、西和賀町、七ヶ宿町、小坂町、上小阿仁村、蓬田村、岩泉町、田野畑村、普代村、輕米町、野田村、九戸村、女川町、五城目町、八郎潟町、井川町、東成瀬村、西川町、朝日町、大石田町、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、飯豊町、河内町、長野原町、草津町、品片村、東秩父村、多摩町、穴水町、早川町、南部町、小菅村、根羽村、大鹿村、白川町、西伊豆町、池田町、小海町、南相木村、北相木村、長和町、阿南町、上松町、井手町、安堵町、高取町、明日香村、広川町、美浜町、印南町、日高川町、太地町、三朝町、吉賀町、西ノ島町、新庄村、奈義町、久米南町、直島町、琴平町、北川村、本山町、土佐町、檜原町、糸田町、大任町、赤村、亥海町、大町、東彼杵町、南闇町、南小国町、産山村、高森町、水上村、久重町、高原町、東串良町、中種子町、宇検村、瀬戸内町、伊仙町、知名町、国頭村、伊江村、久米島町、多良間村 (149団体)	夕張市、川上村 歌志内市 (1団体)		

*人口は2015年時点
※下線(赤文字)は2040年の人口が下位の人口区分へ変動する団体。枠囲み(緑文字)は2040年の人口が上位の人口区分へ変動する団体。
※太枠は各人口段階において団体数が最も多い人口増減率のカテゴリ

* 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H30.3)」から作成
* 地域別将来推計人口では福島県内市町村は推計がないため、市区町村数の合計は1,682としている。

2. 地方公営企業の現状と取組

地方公営企業の役割

- 地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

主な地方公営企業の事業全体に占める割合(平成28年度)

事業	指標	全事業	左記にしめる地方公営企業の割合	地方公営企業の事業数
水道	現在給水人口	1億2,496万人	99.6%	2,041
工業用水道	年間総配水量	43億25百万m ³	99.9%	155
鉄軌道	年間輸送人員	246億人	13.7%	14
自動車運送	年間輸送人員	46億人	20.2%	25
電気	年間発電電力量	9,078億53百万kWh	0.9%	95
ガス	年間ガス販売量	1兆5,781億53百万MJ	2.2%	26
病院	病床数	1,561千床	11.5%	634
下水道	汚水処理人口	1億1,531万人	90.2%	3,639

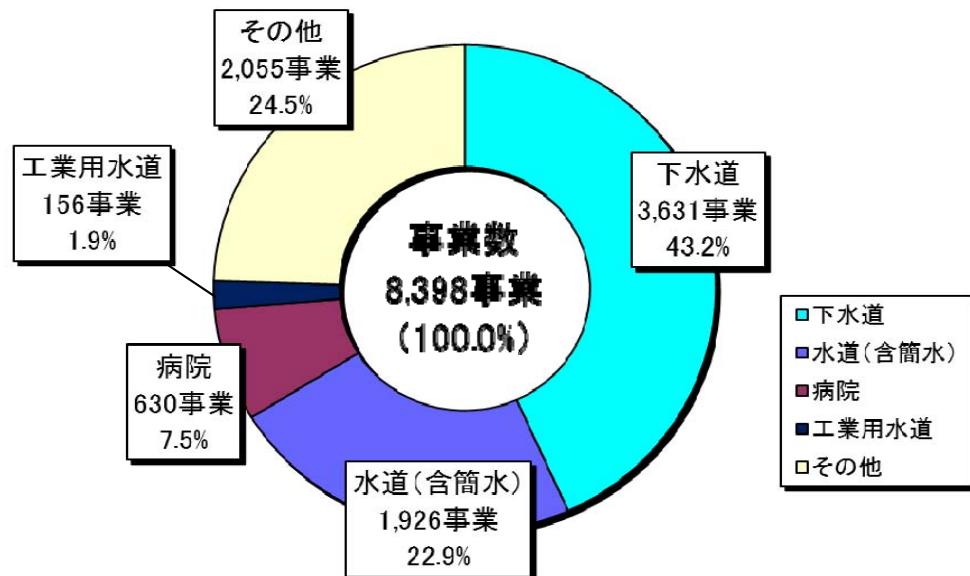
上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

地方公営企業の事業数(平成29年度決算)

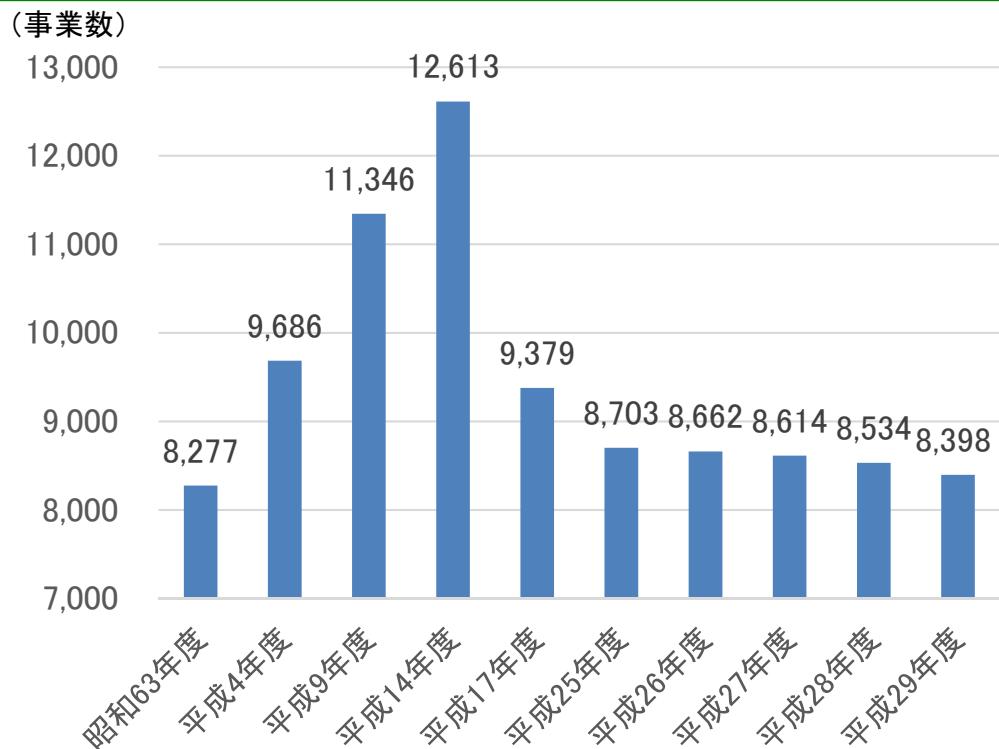
事業数は、平成29年度末現在8,398事業で、前年度末に比べ136事業、1.6%減少している。

事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

地方公営企業の事業数の状況（平成29年度末）



地方公営企業の事業数の推移



公営企業とは

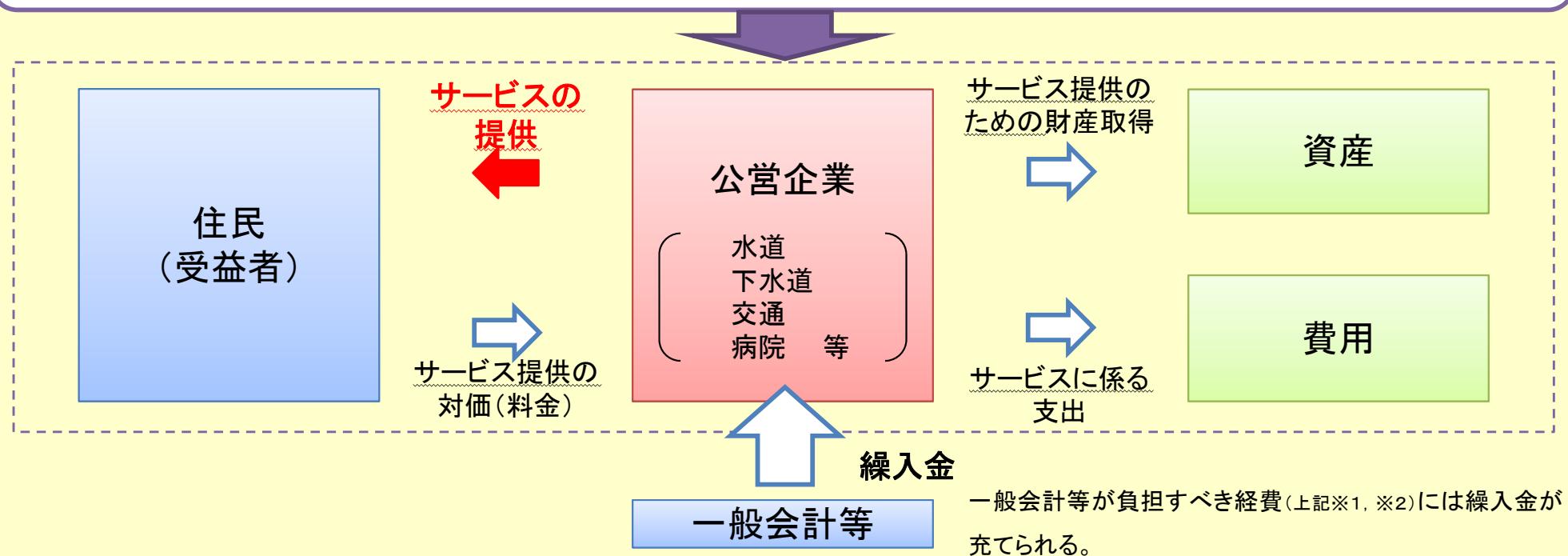
- 公営企業とは、地方公共団体が行う事業のうち、“企業”と観念されるもの。
- 一般会計においては税収等を財源として事業が行われるのに対し、公営企業の事業に要する経費については、原則として事業の経営に伴う収入が充てられる。
- 上記の例外として事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費(※1)、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費(※2)については、一般会計等からの繰入金が充てられる。

※1:【例】水道事業における、公共の消防のための消火栓に要する経費

※2:【例】病院事業における、へき地医療に要する経費

公営企業の経理について

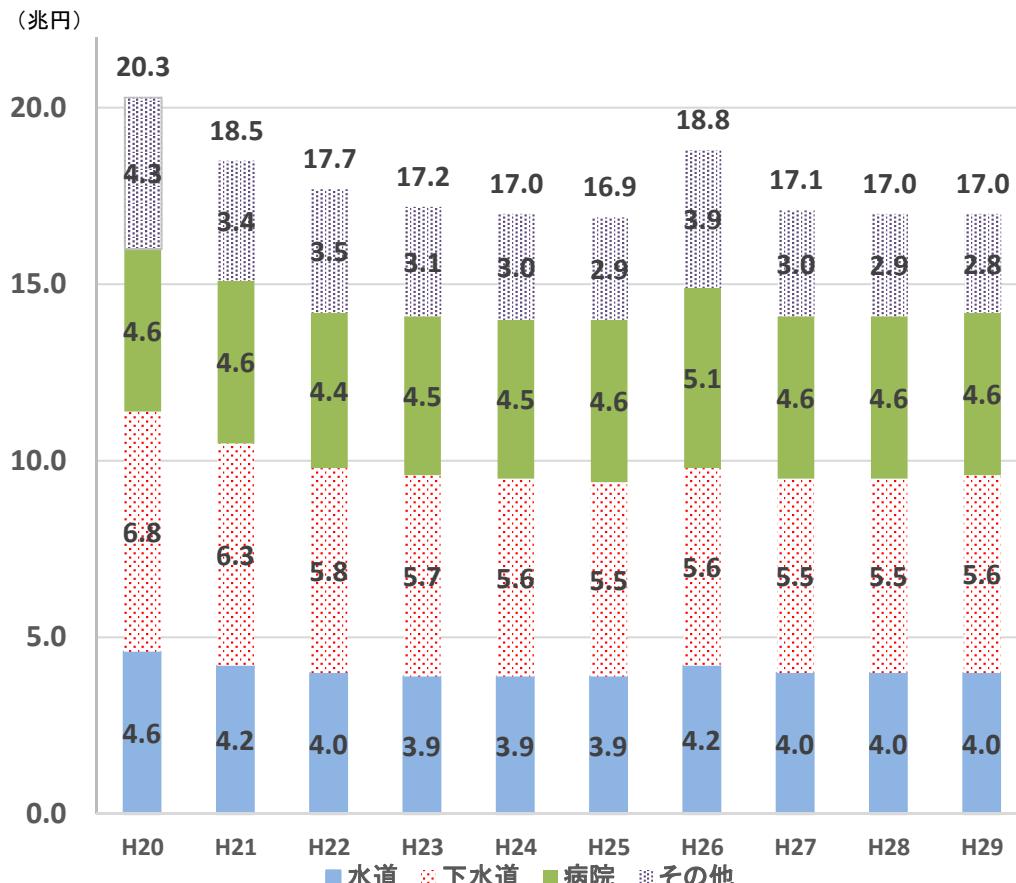
- 一般会計が負担すべき経費を除き、料金収入で賄う独立採算による経営が行われる。
- 独立採算の原則に基づく経済活動を常に明確に把握するため、特別会計を設置して、一般会計と区分する。
- 地方公営企業法を適用する公営企業においては、一般会計と異なり企業会計方式による経理が行われる。



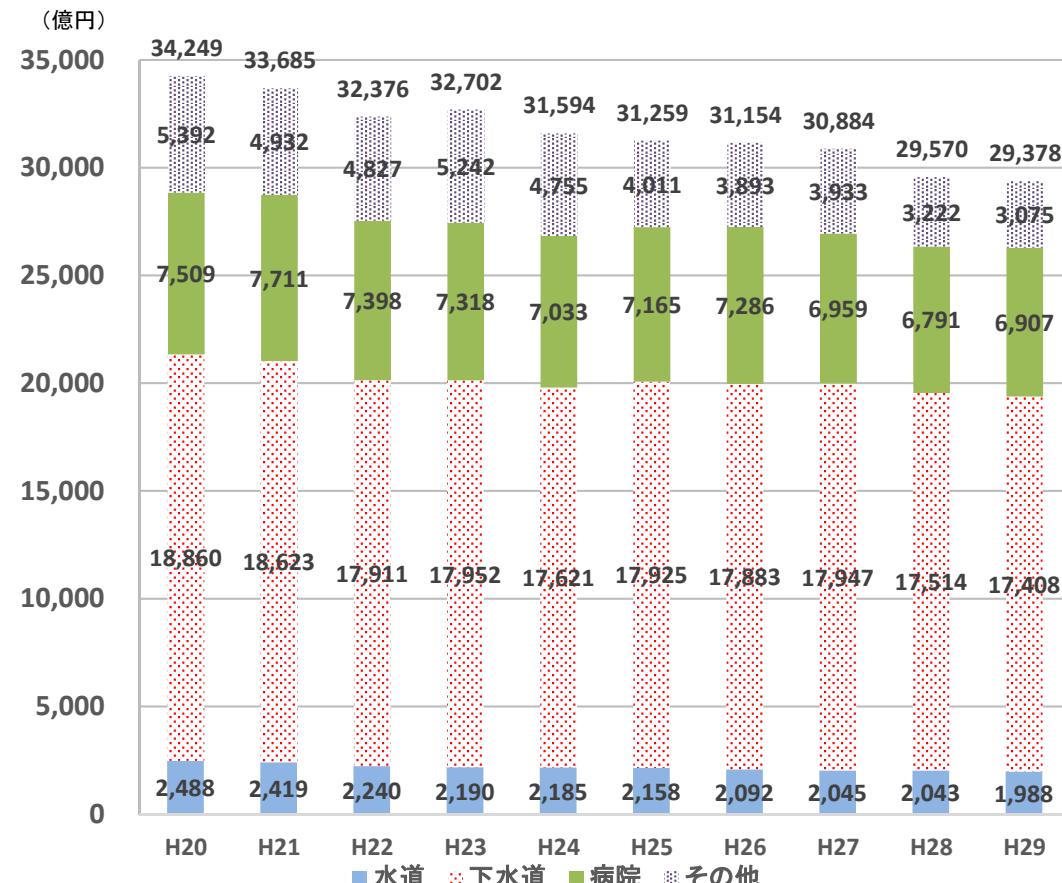
地方公営企業の現状

- 決算規模は、平成29年度決算で17兆93億円(対前年度+754億円、0.4%増加)であり、ここ数年は横ばいの傾向にある。
(平成26年度決算は、会計基準の見直しに伴い規模が拡大)
- 他会計繰入金は、平成29年度決算で2兆9,378億円(対前年度△192億円、0.7%減少)。
近年は減少傾向にあるが、繰入額が大きい事業のうち、下水道事業は減少傾向だったものがここ数年は横ばいの傾向にあり、病院事業は横ばいの傾向にある。

地方公営企業の決算規模の推移



地方公営企業の他会計繰入金の推移



地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

＜法適用事業＞

(地公企法の規定を適用する事業)

＜当然適用事業＞

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
 - " (自動車)
 - " (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

＜任意適用事業＞

(地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 地方公営企業のうち、法適用企業は3,301事業、法非適用企業は5,097事業となっている。(平成29年度)

◎ 地方公共団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。
(簡易水道、下水道の任意適用には地方財政措置)

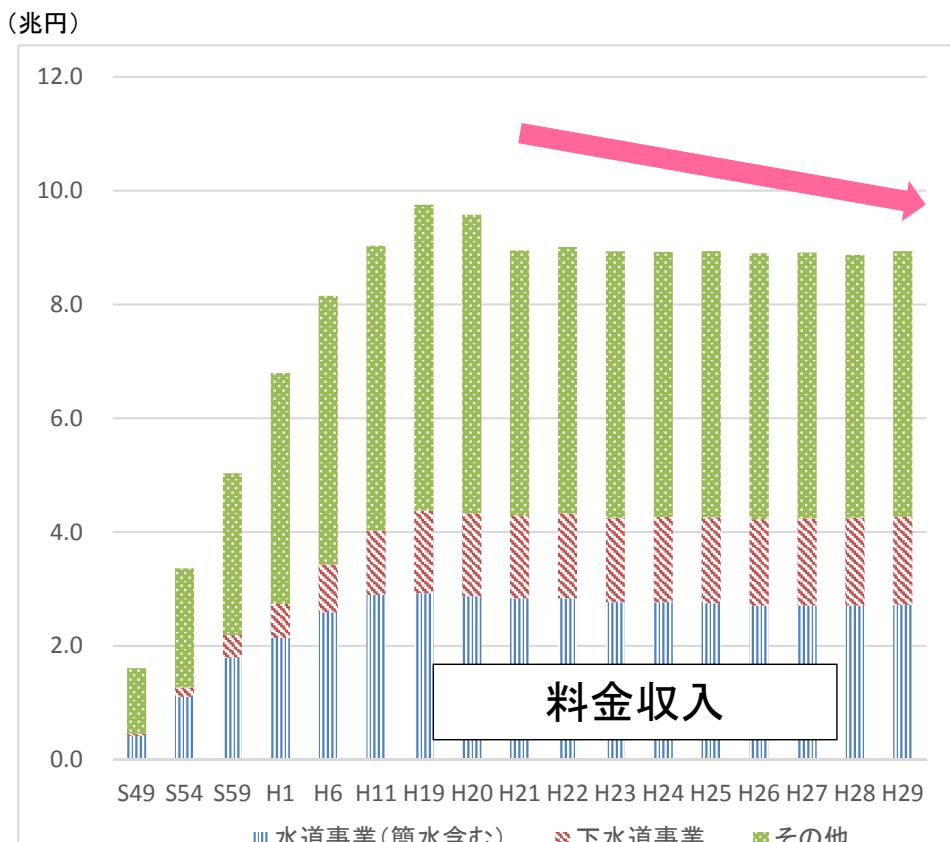
地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

①地方公営企業の料金収入の推移

・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

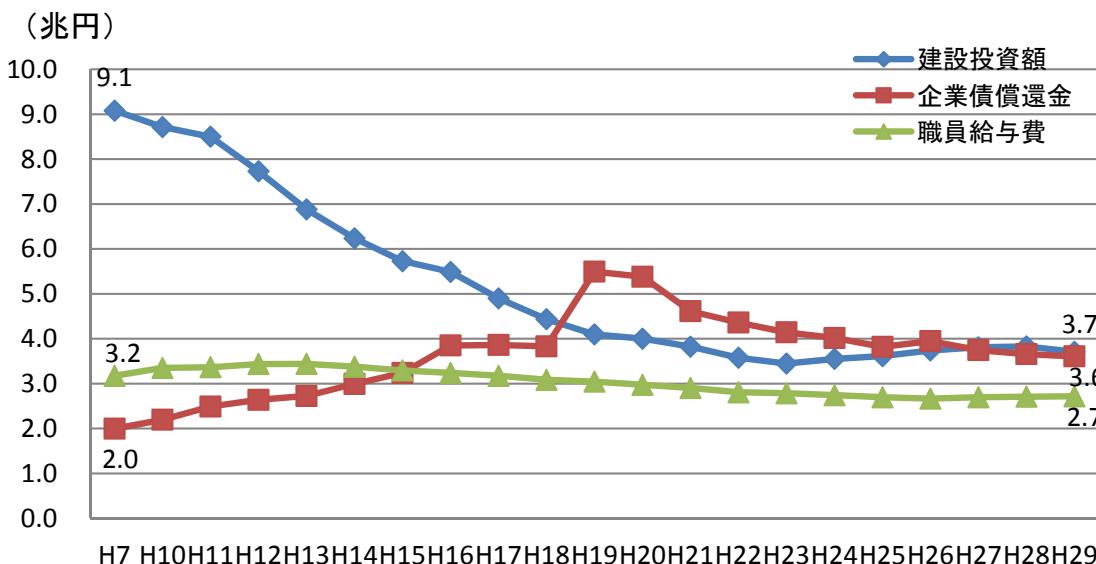
水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。

普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。

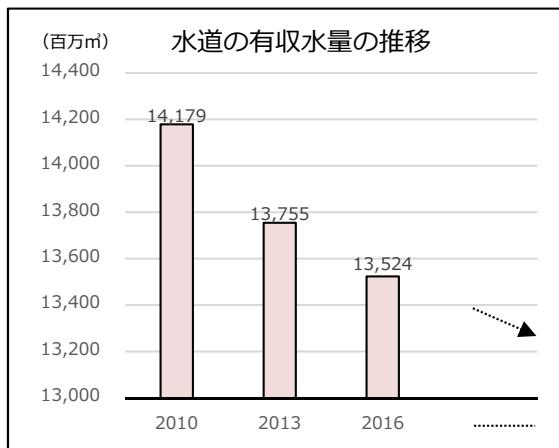


②建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連續で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



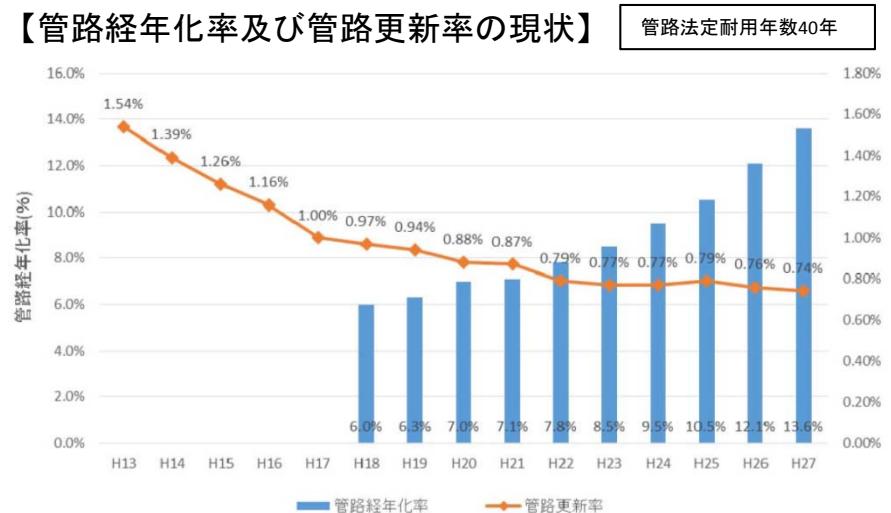
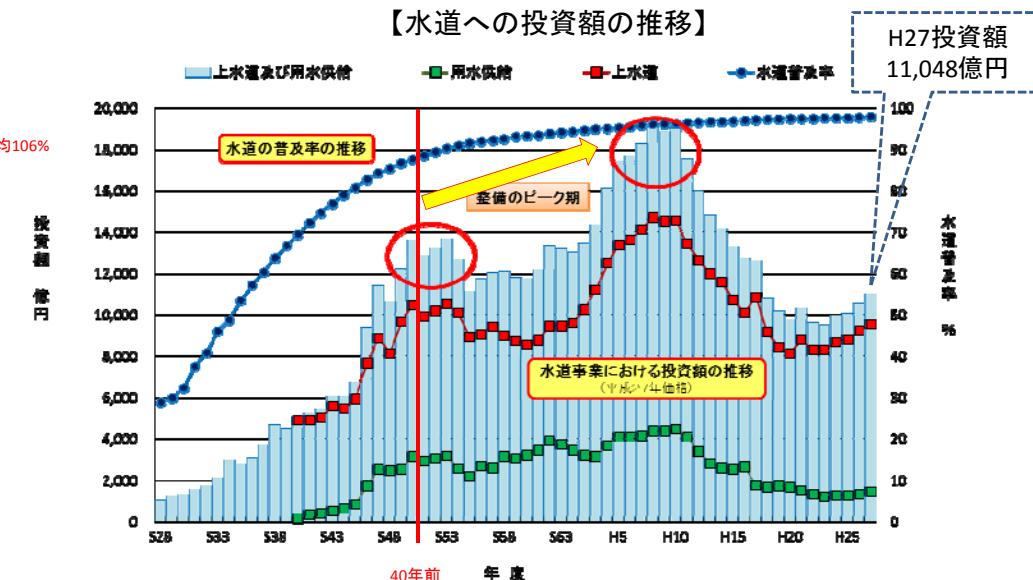
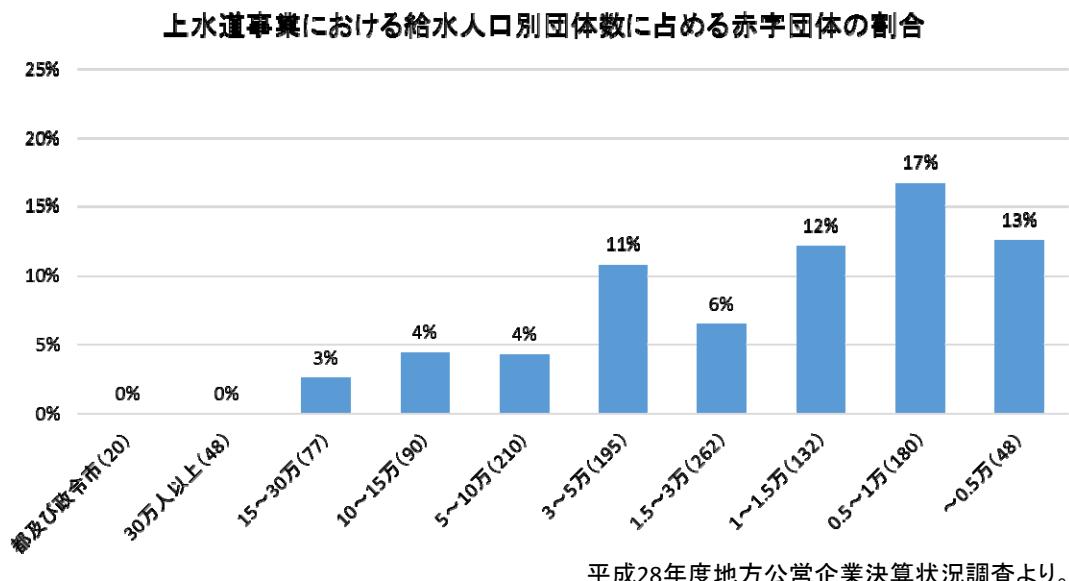
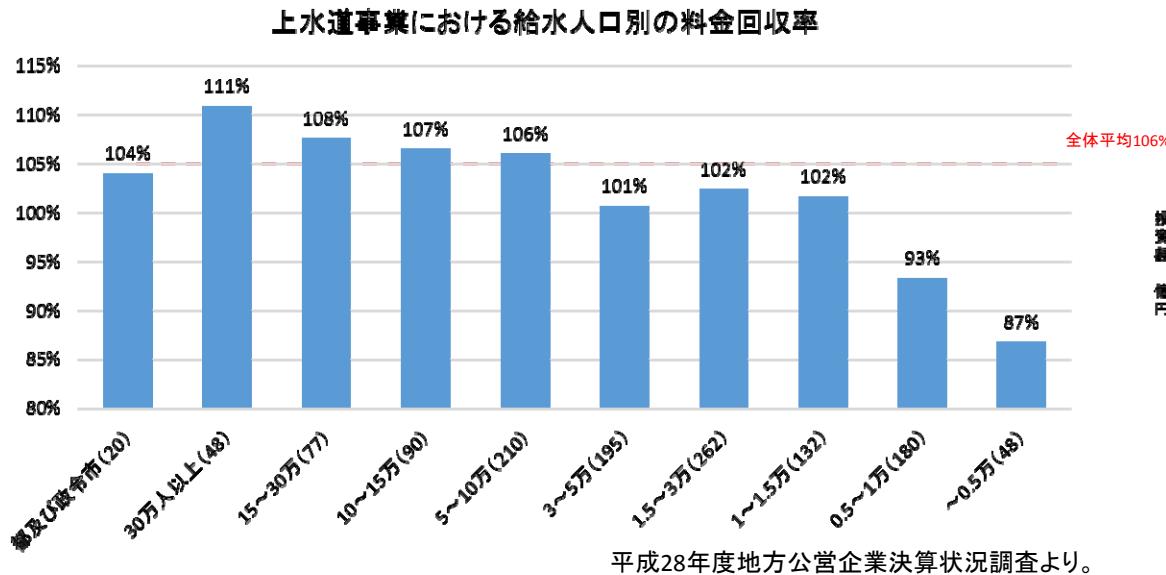
参考:水道事業の有収水量(※)の推移及び更新投資額の推移



※有収水量：料金徴収の基礎となった年間給水量

水道事業の現状と課題

- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

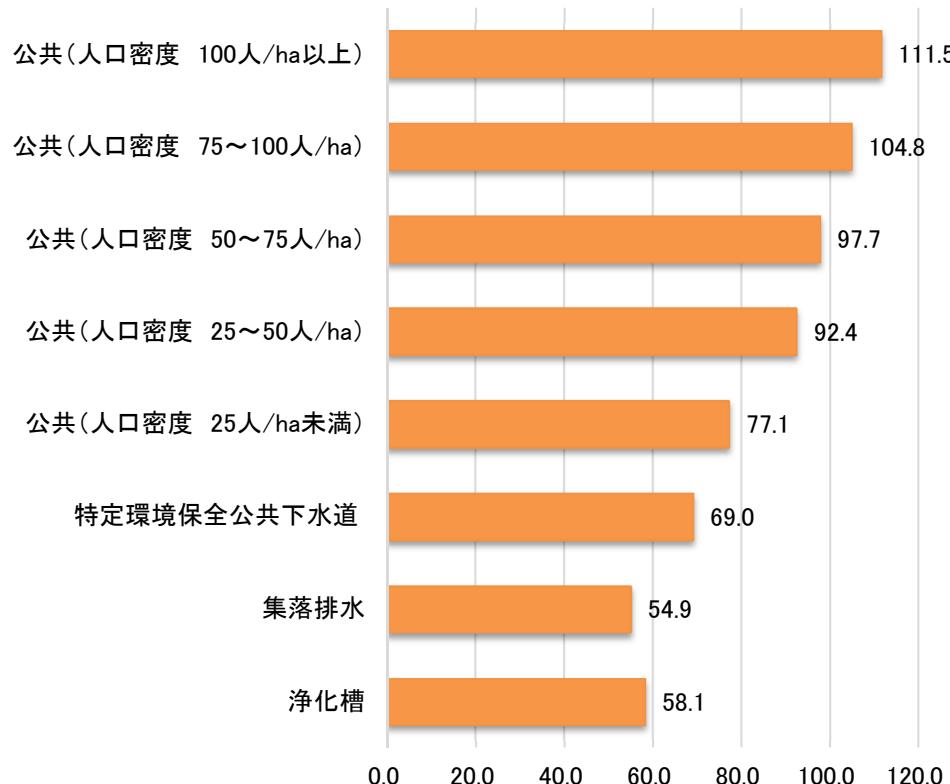


※管路経年化率のH17以前の統計数値なし。

下水道事業の現状と課題

- 处理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率(%) (H28年度)



注) 経費回収率: 使用料単価/汚水処理原価

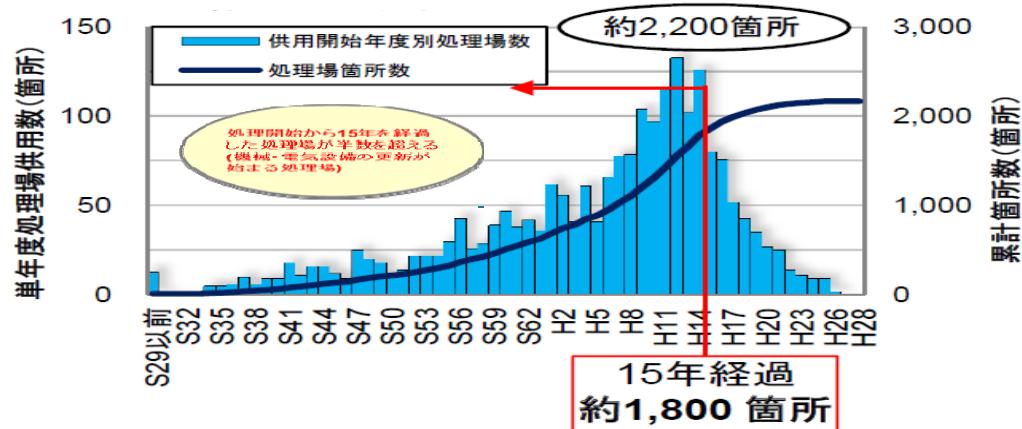
公共: 公共下水道

人口密度: 处理区域内人口密度

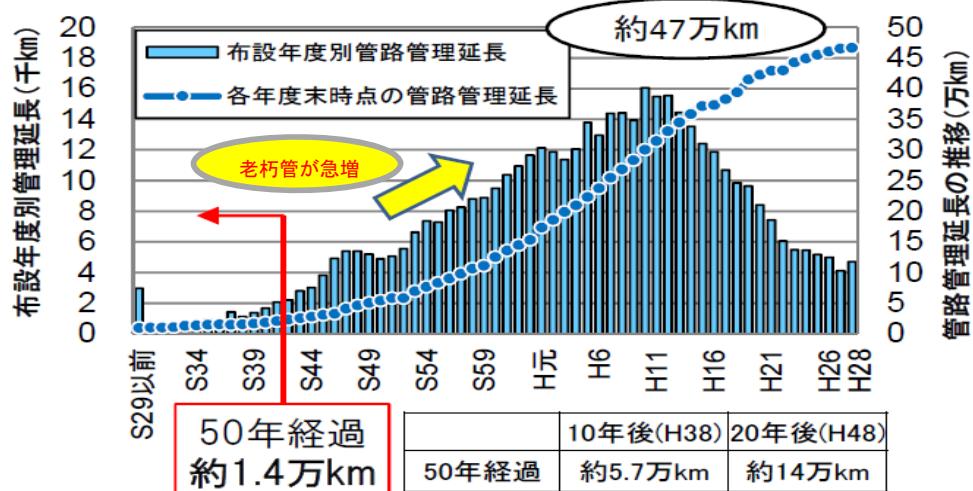
集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設

浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

■ 処理場の年度別供用箇所数(H28年度)



■ 管路施設の年度別管理延長(H28年度)



出典: 国土交通省資料

全国の病院に占める公立病院の役割

- ▶ 全国の病院に占める公立病院の割合は、病院数で約10%、病床数で約14%。
- ▶ 民間病院の立地が困難なへき地等における医療や、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、民間病院では限界のある高度・先進医療の多くを公立病院が担っている。

○全国の病院に占める 公立病院の割合

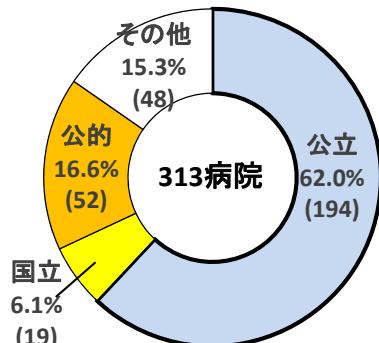
	病院数	病床数
全 体	8,439	1,559,901
公 立	873 (10.3%)	210,023 (13.5%)
国 立	328 (3.9%)	128,857 (8.2%)
公 的	339 (4.0%)	107,281 (6.9%)
その 他	6,899 (81.8%)	1,113,740 (71.4%)

※表は医療施設動態調査（平成29年3月末）（厚労省）より作成
※表の「公立病院」は、地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院

※表の「公的病院」は、公立大学附属病院や日本赤十字社、済生会、厚生連等が開設・運営する病院

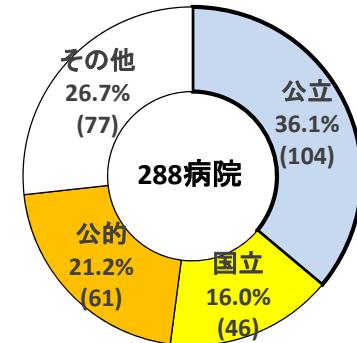
○自治体病院の役割

へき地医療拠点病院



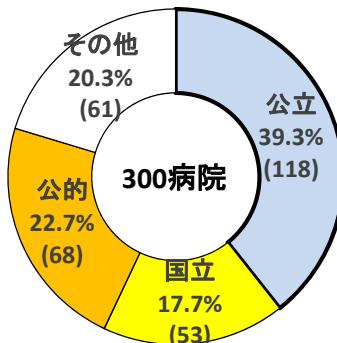
H29.1.1時点

救急救命センター



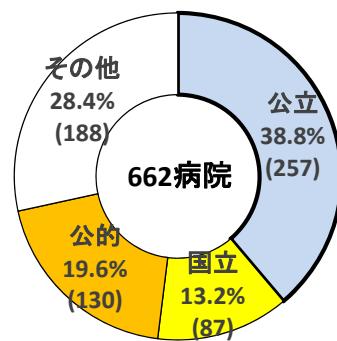
H29.8.31時点

地域周産期母子医療センター



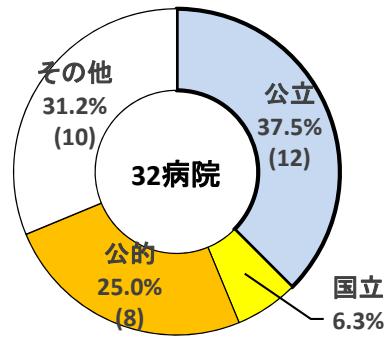
H29.4.1時点

災害拠点病院



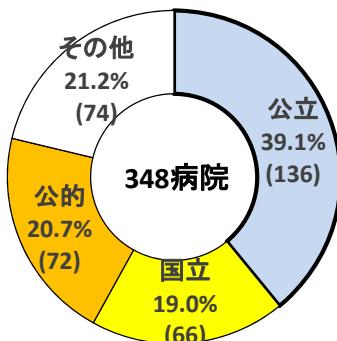
H29.4.1時点

小児救急医療拠点病院



H28.4.1時点

地域がん診療連携拠点病院



H29.4.1時点

（出典：厚労省調査より作成）

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・公表・PDCA

- ・ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ・ 中長期の視点に立った人口減少の推計等を踏まえた、アセット(ストック)マネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、当面の10年以上の投資・財政計画を策定
- ・ PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に收支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

抜本的な改革の検討

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、今後の方向性について検討

- ✓ 事業そのものの必要性
- ✓ 公営で行う必要性

- ✓ 事業としての持続可能性

- ✓ 経営形態

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

相互に反映

公営企業の「見える化」

- ・ 抜本的な改革や経営戦略に、より的確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

更なる経営改革のスケジュール

業務 \ 時期	~H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～
抜本的改革	集中的取組を要請 [H21～H25]	○留意事項通知により抜本的改革の取組を要請 [H26.8]		○あり方研究会報告書公表 [H29.3]	○「先進・優良事例集」公表 [H29.3]	○「先進・優良事例集」更新 [H30.4]			抜本的改革の取組を引き続き推進
経営戦略 (病院事業においては、「新公立病院改革プラン」)		○留意事項通知により経営戦略策定を要請 [H26.8]	○ガイドライン公表[H28.1] ○策定推進通知発出[H28.1]	○ガイドライン改訂[H29.3]		拔本的改革の取組内容を反映			
「見える化」		○現行ロードマップ策定 [H26.8] ○会計適用推進通知発出 [H27.1]		現行ロードマップにおける「集中取組期間」 人口3万人以上の団体における公共下水道等及び簡易水道事業について適用		○新たなロードマップ策定 [H30年中]			
経営比較分析表			○水道・下水道事業を公表 [H28.2]		○バス・電気事業を公表 [H29.9]	○観光施設・駐車場整備事業を公表 [H30.4]			
三セク等健全化	集中的取組を要請 (三セク等債) [H21～H25]	○新三セク指針により効率化・経営健全化的取組を要請 [H26.8]		○第三セクター等改革などの先進事例集公表 [H29.3]	「改革工程表」にしたがい、公表分野を拡大 (毎年度2～3事業分野程度)	経営健全化の方針について、H30年度末までの策定・公表を要請 [H30.2]			

《用語凡例》

- 留意事項通知 :「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付 公営企業課長等通知)
- 策定推進通知 :「『経営戦略』の策定推進について」(平成28年1月26日付 公営企業課長等通知)
- ガイドライン :「経営戦略策定ガイドライン」(平成28年1月策定・公表)
- ロードマップ :「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」(平成26年8月策定)
- 会計適用推進通知 :「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付 総務大臣通知)・「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(同日付 自治財政局長通知)
- 改革工程表 :「経済・財政再生計画 改革工程表」(平成27年～ 経済財政諮問会議決定)
- 新三セク指針 :「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付 総務大臣通知)・「第三セクター等の経営健全化に関する指針の策定について」(同日付 自治財政局長通知)

(参考)政府及び総務省の最近の動向

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（抄）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

（平成30年6月15日閣議決定）

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

（公営企業・第三セクター等の経営抜本改革）

公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びPDCA等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化の方針の策定・公表を推進する。

水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なPPP／PFIの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2017」（抄）

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

（平成29年6月9日閣議決定）

3. 主要分野ごとの改革の取組

(3) 地方行財政

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

（略）

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

（略）

経済財政運営と改革の基本方針、経済・財政再生アクション・プログラム

経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

第3章 経済・財政一体改革の推進

(3)地方行財政改革・分野横断的な課題

② 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

公営企業会計の全面的な「見える化」、公営企業の抜本的な改革(事業廃止、民営化、広域的な連携及び民間活用)の推進、経営戦略の策定を通じた公営企業の経営基盤強化、第三セクター等の改革を着実に進める。

④広域化・共同化などの地方行政分野における改革

公営企業等の行う各種事業についても地域の実情を踏まえつつ広域化を進める。

水道事業の広域化に向けて今年度できるだけ早期に都道府県と市町村の検討体制を構築する。下水道事業について、処理場の統廃合や広域的維持管理体制の整備など事業の広域化・共同化に取り組むこととし、今年度においては、関係省庁が連携して、都道府県構想において広域的維持管理体制の整備等について位置づけるなどの取組を促す。

経済・財政再生アクション・プログラム(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(抄)

2. 主要分野ごとの改革の取組

[3]地方行財政改革・分野横断的な取組

(1)地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

(改革初年度におけるこれまでの取組状況)

・公営企業(水道事業・下水道事業・病院事業)の広域化等については、水道事業においては各都道府県における広域化等の検討体制の構築を要請した。下水道事業においては、全事業に求めている経営戦略の策定(2020年度まで)を通じて、最適化・広域化・共同化の検討を行うよう要請した(汚水処理に係る都道府県構想の見直し状況については、2015年度末において9都府県で構想の見直しが完了)。病院事業においては、公立病院を設置する地方団体に対して、地域医療構想の策定を踏まえた新公立病院改革プランの策定を通じて、再編・ネットワーク化の検討を行うよう要請した。

(今後の取組)

・公営企業(水道事業・下水道事業・病院事業)の広域化等については、新たにKPIを設定して進捗の検証を行うこととし、独立した改革工程を明記して取り組む(例えば、下水道事業の都道府県構想、新公立病院改革プラン、経営戦略など地方団体の策定する各種計画での具体化を促す。)。

(注)「広域化等」は、事業統合はじめ、施設の共同化、管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念。

2. 地方行財政改革の推進①

平成30年4月24日
経済財政諮問会議
野田議員提出資料(抜粋)

(1) 「見える化」の推進

地方公会計の資産管理向上等への活用

- 地方公会計について、平成29年度までにほとんどの団体で整備されており、平成30年度以降、団体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等への活用を推進。

※ 地方公会計の整備：平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準に基づき、固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とした財務書類を作成。平成29年度までに1,747団体（97.7%）が作成完了予定（平成30年1月末時点）。

小規模団体における公営企業会計適用の推進

- 下水道・簡易水道について、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、新たなロードマップを年内に策定。

<公営企業会計適用進捗状況>

(平成29年4月1日時点)

団体の区分	下水道	簡易水道
3万人以上の団体	98.8%	92.6%
3万人未満の団体	24.8%	42.0%

※「適用済」又は「適用に取組中」である団体の割合

基金、地方単独事業（ソフト）の見える化

- 地方団体の基金について公表情報の充実を図るよう要請しており、平成29年度決算からの実施を促進。
- 地方単独事業（ソフト）の決算について実態把握と「見える化」を推進（検討会を本年5月に設置）。

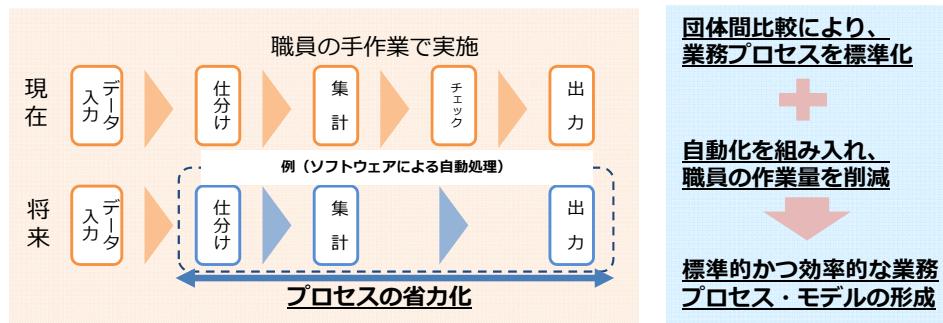
※ 公共施設等総合管理計画に関連する「見える化」については（3）において記述している。

(2) 先進・優良事例の横展開

自治体行政スマートプロジェクト（仮称）の創設

- 本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、自治体の業務のあり方そのものを刷新することが必要。
- 窓口業務等に限定せず、自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築するプロジェクトを創設。

<業務プロセスの自動化・省力化のイメージ>



民間委託、クラウド化等の推進

- これまで推進してきた民間委託、クラウド化等のICT化・業務改革を引き続き推進。クラウド化については、平成30年度早期に市区町村のクラウド導入団体数に係る新たな目標を設定。

※ 現在のクラウド導入市区町村数(平成29年度末)：1,013団体 (目標：約1,000団体)

2. 地方行財政改革の推進②

平成30年4月24日
経済財政諮問会議
野田議員提出資料(抜粋)

(3) 効率化に資する賢い投資を推進

公共施設等総合管理計画に基づく賢い投資を推進

- 公共施設等総合管理計画に基づき、関係省庁と連携して早期の個別施設計画の策定を促し、長寿命化、集約化・複合化等により、中長期的に経費の軽減・平準化につながる適正管理を推進。

<イメージ>



公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額の見える化

- 公共施設等総合管理計画について、中長期的な維持管理・更新費の見通しの精緻化を促進するとともに、平成33年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すよう要請。

※平成32年度までに個別施設計画を策定することとしており、これを踏まえて効果額等を算出。

(4) 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

地方税源の偏在是正に向けた取組

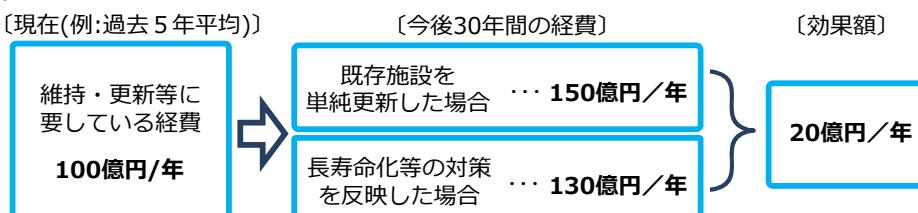
- 近年、経済再生への取組により地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向。
人口一人当たりの地方税収の格差（※）：地方税全体 2.4倍 地方法人二税 6.1倍
(※)平成28年度決算額。人口一人当たりの税収額に係る最大の都道府県と最小の都道府県の倍率。
- 地方創生の推進と一億総活躍社会の実現に向け、税源の豊かな地方団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、共に持続可能な形で発展をしていくため、新たに抜本的な取組が必要。
- 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

水道・下水道の広域化等の推進

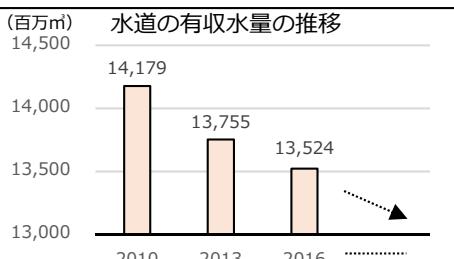
- 大規模な投資を必要とするライフラインである水道・下水道について、広域化の推進を含め、事業の持続的経営を確保するための方策等を検討する研究会（※）を立ち上げており、具体的な方針を年内に策定。

（※）水道財政のあり方に関する研究会、下水道財政のあり方に関する研究会

<イメージ>



<人口減少に伴う有収水量の減少>



<施設の老朽化>



水道財政のあり方に関する研究会

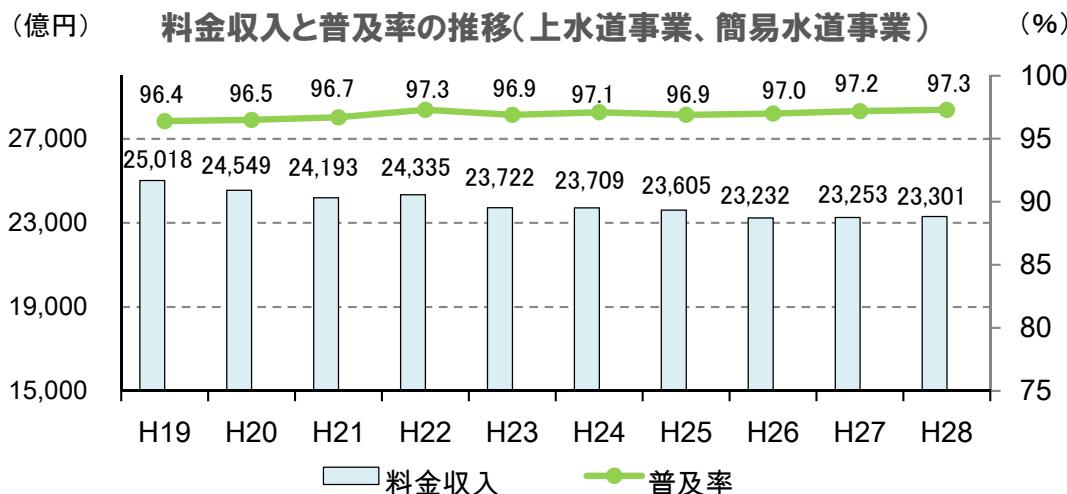
水道事業の課題

○普及率は97.3%_(H28)。ほぼ整備が完了。

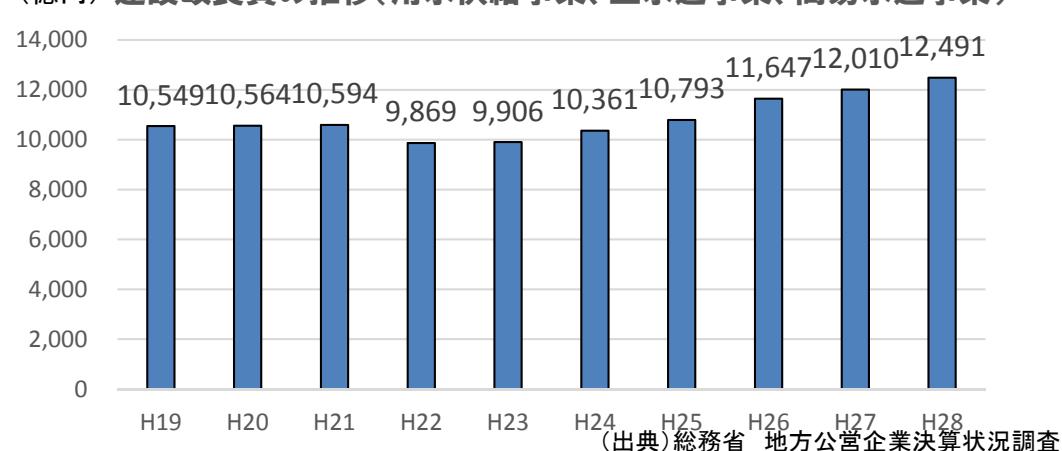
(最高は100%(東京都、愛知県、京都府、大阪府)、最低は84.5%(熊本県)(H28))

○料金収入は、新規利用者の増がほぼないことや人口減少などによって有収水量が減少し、減少の一途。今後、一層の減少が見込まれる。

○全国的に施設等の更新時期が到来。更新投資が増加してきており、今後、一層の増加が見込まれる。



(億円) 建設改良費の推移(用水供給事業、上水道事業、簡易水道事業)



「水道財政のあり方に関する研究会」の開催

【設置目的】

- 生活に不可欠なインフラである水道事業において、人口減少等による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大により、経営環境が厳しさを増すなか、必要な更新投資の実施に伴い、中長期を見通したときに、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体が出てくることが懸念される。

- このため、各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討する。

【委員】

氏名	所属
石井 晴夫(座長)	東洋大学 経営学部 教授
有田 仁志	福岡県 北九州市 上下水道局長
石井 尚徳	静岡県 東伊豆町 水道課長
石田 直美	日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
是澤 裕二	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課長
塩津 ゆりか	愛知大学 経済学部 准教授
関口 智	立教大学 経済学部 教授
西田 浩治	兵庫県 健康福祉部 生活衛生課長
星野 菜穂子	和光大学 経済経営学部 教授
望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授

【スケジュール】

- 平成30年1月29日(月)に第1回を開催し、その後第5回まで開催済み
- 11月に最終報告のとりまとめを予定。

下水道財政のあり方に関する研究会

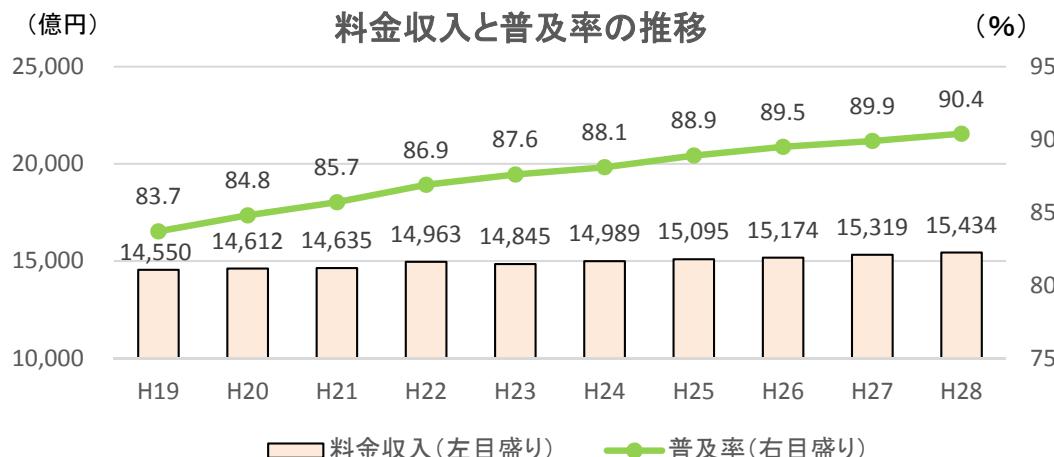
下水道事業の課題

- 普及率は90.4%_(H28)。整備途上の地域が残るなど、地域差が大きい。

(最高は99.8%(東京都)、最低は58.9%(徳島県)(H28))

- 料金収入は、人口減少などによる減少要素はあるものの、新規利用者の増などによって有収水量が微増し、直近10年間は微増。今後は、減少が見込まれる。

- 都市部を中心に施設等の更新時期が到来。更新投資が増加してきており、今後、全国的な増加が見込まれる。



「下水道財政のあり方に関する研究会」の開催

<設置目的>

- 生活に不可欠なインフラである下水道事業において、未普及地域の解消に当たっては、各汚水処理施設(公共下水道や浄化槽等)の中から最適な整備手法を選択することを推進する必要がある。
- また、今後、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大が見込まれ、経営環境が厳しさを増すことが予想される。
- このため、各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした下水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討する。

<委員>

小西 砂千夫(座長)	関西学院大学 経済学研究科・人間福祉学部 教授
足立 泰美	甲南大学 経済学部 准教授
飯島 淳子	東北大学 法学部 教授
飯島 俊彦	神奈川県 横須賀市 上下水道局経営部経営料金課長
宇野 二郎	横浜市立大学 国際総合科学群 教授
金崎 健太郎	関西学院大学 法学部 教授
齊藤 由里恵	堺山女学園大学 現代マネジメント学部 准教授
田口 秀男	秋田県 建設部 参事(兼) 下水道課長
前田 保夫	石川県 珠洲市 生活環境課長

<オブザーバー>

植松 龍二	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課長
清野 哲生	農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長
松田 尚之	環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽推進室長

(五十音順、敬称略)

<スケジュール>

- 平成30年2月22日(木)に第1回を開催し、その後第4回まで開催済み。
- 11月に最終報告のとりまとめを予定。

地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会報告書(概要)(平成29年12月28日)

1. 地域医療を取り巻く環境の変化及び公立病院の現状

- 人口減少や高齢化が急速に進展する中で、国が進める医療制度改革と連携し、人口変化に伴う将来の医療需要を見据えた適切な医療提供体制の構築に地域ごとに取り組むことが求められている
- そのような中、地域医療の確保のため重要な役割を果たす公立病院においては、中小規模の病院を中心に医療需要を踏まえてもなお医師不足の地域がある等の厳しい環境が続いている、持続可能な経営を確保しきれていないところも数多く見られる

2. 地域医療における今後の役割を念頭においた公立病院の位置づけ

(1) べき地などの地域における公立病院の位置づけ

- 地域において必要とされる医療に加え、保健や福祉の事業にも関与し、地域の暮らしのものを支えるなどの役割

(2) べき地などの地域以外における公立病院の位置づけ

- 県庁所在地にあり地域医療の基幹的役割を担う公立病院は、医師の派遣機能や人材育成機能等を新たな役割として位置づけていくことが重要
- その他の公立病院については、災害や新型感染症などの突発的な事態への対応や外国人観光客への対応等、地域の実情や特性に応じた様々な役割

(3) 地域医療構想を踏まえた機能分化、再編・ネットワーク化の必要性

- 各公立病院は、地域医療構想と整合性をもちつつ、具体的な将来像を示す必要があるとともに、新設・建替等の予定がある病院や病床利用率が低水準の病院等は、再編・ネットワーク化の必要性を検討

3. 地域医療の確保と公立病院改革を進めていく上で4つの視点から見た課題

(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- 地域医療構想調整会議に際し、公立病院としてのミッション(使命、任務、目標)やポジショニング(位置づけ)を踏まえた役割の明確化が課題

(2) 経営効率化

- 事業管理者や事務局には、医療制度・実務等の専門的な知識や経営能力が求められるが、短期間での人事異動サイクルなどから、知識・能力の蓄積が課題。また、公金による支援を受けながら医療サービスの質や採算性の向上といった改革意欲をより向上させるため、全職員の意識改革が課題

(3) 再編・ネットワーク化

- 相手先医療機関との合意形成や地域住民等の関係者の理解促進が課題

(4) 経営形態の見直し

- 経営形態を見直すこと自体が目的ではなく、その先に何を目指すかが課題
- 地方公営企業と地方独立行政法人との間の退職給付引当金の計上方法の相違や、事業廃止等の場合に生じる多額の財政負担が課題

4. 病院マネジメントの観点からの経営手段の充実

(1) 公立病院の事務局の強化、経営人材の確保・育成

- 事業管理者・事務局職員は経営意識・実務能力を有する者を選定
- 更に、人事異動サイクルの見直しや病院経営等の研修の取組を通じ、人事配置・異動サイクル・研修体制が相互に効果的に機能する仕組みを構築
- 専門的な知識、技術、経験のある外部人材や医療職員で経営感覚や改革意欲に富む人材の事務局への登用等の検討

(2) 公立病院の経営指標の「見える化」と地域における経営展望の理解促進

- 経営指標の経年比較や類似団体比較が可能な「経営比較分析表」の導入
- 個々の病院に応じた分析や住民目線に立った誰にでも分かりやすい説明

(3) 経営指標の分析に基づく取組、PDCAサイクルの展開

- 「経営比較分析表」等による分析、目標設定、対応策の実行、結果の分析・評価というPDCAサイクルの確立及び目標や対応策を日常業務に結びつけるプロセスの整備

5. 公立病院に対する財政的・制度的支援

(1) 地域医療確保のための財政的支援

- 不採算地区病院に対する財政支援の充実の検討(医師確保対策を含む)
- 建築単価の実勢を踏まえた、公立病院の施設整備に係る地方交付税措置の定期的な見直しの仕組みの検討

(2) 地域医療構想を踏まえた多様な形態の再編・ネットワーク化の推進

- 再編・ネットワークのためのツールである病院事業債(特別分)等の周知、定住自立圏構想との連携等の観点を踏まえた取組の推進
- 病院事業債(特別分)における複数の病院と介護施設等との再編・ネットワーク化の取組に係る対象事業化の検討

(3) 経営形態の見直しを支援する制度運用上の対応

- 地方独立行政法人における退職給付引当金の計上方法の見直しや、事業廃止等の場合に生じる多額の財政負担(不良債務の処理等)に対する措置の検討(公営企業全体の課題として検討)

3. 経営戦略の策定の推進

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・公表・PDCA

- ・ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ・ 中長期の視点に立った人口減少の推計等を踏まえた、アセット(ストック)マネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、当面の10年以上の投資・財政計画を策定
- ・ PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に收支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

抜本的な改革の検討

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、今後の方向性について検討

✓ 事業そのものの必要性
✓ 公営で行う必要性

✓ 事業としての持続可能性

✓ 経営形態

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

相互に反映

公営企業の「見える化」

- ・ 抜本的な改革や経営戦略に、より的確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用

公営企業会計の適用拡大

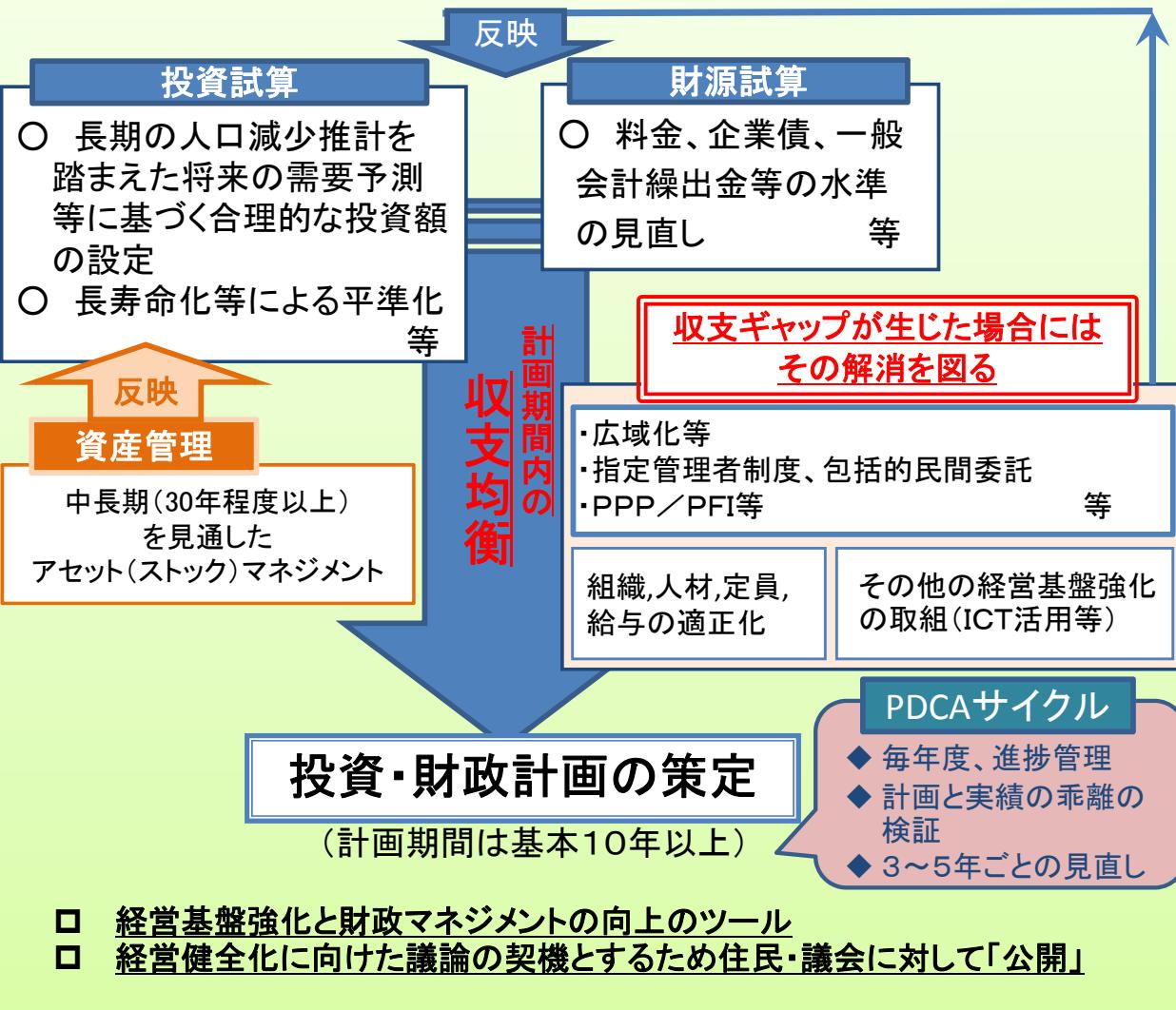
経営比較分析表の作成・公表

公営企業の「経営戦略」の策定について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]



経営戦略の策定の推進

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)
・策定の定義を明確化
・事業別ガイドラインに実務的な策定手順等の記載を充実
・事業別ガイドラインに駐車場整備事業を追加 } 主な改訂点
- 毎年度、経営戦略の策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、経営戦略策定を要件化(平成29年度～)
- 経営戦略の策定に要する経費に対する特別交付税措置(平成28年度～30年度)
- 対象経費**
- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
 - ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
 - ・水道広域化の調査・検討に要する経費 等
- 地方交付税措置の内容**
- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出
(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
 - ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
 - ・水道広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援

経営戦略の策定状況の「見える化」

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- 経営戦略について、平成32年度までに策定するよう要請（平成28年1月）しており、平成30年3月31日時点での策定状況調査を実施。
- 平成32年度までに策定予定の事業の割合は95.0%（策定済含む）となっており、策定予定年度未定の事業の割合は5.0%であるため、平成32年度までに一層の策定推進が必要。

公営企業の経営戦略の策定状況（平成30年3月31日現在）

（単位：事業）

事業	策定済 事業数（構成比）	要請期間内に策定予定		小計 事業数（構成比）	策定予定年度 未定 事業数（構成比）	合計 事業数（構成比）
		うちH30年度に 策定予定 事業数（構成比）	うちH31～32年度に 策定予定 事業数（構成比）			
		事業数（構成比）	事業数（構成比）			
水道	802 (43.3%)	438 (23.7%)	552 (29.8%)	1,792 (96.8%)	60 (3.2%)	1,852 (100.0%)
うち上水道	579 (43.8%)	338 (25.6%)	376 (28.5%)	1,293 (97.9%)	28 (2.1%)	1,321 (100.0%)
うち簡易水道	223 (42.0%)	100 (18.8%)	176 (33.1%)	499 (94.0%)	32 (6.0%)	531 (100.0%)
工業用水道	61 (40.7%)	22 (14.7%)	61 (40.7%)	144 (96.0%)	6 (4.0%)	150 (100.0%)
交通	14 (17.1%)	22 (26.8%)	38 (46.3%)	74 (90.2%)	8 (9.8%)	82 (100.0%)
電気	23 (25.0%)	11 (12.0%)	46 (50.0%)	80 (87.0%)	12 (13.0%)	92 (100.0%)
ガス	12 (52.2%)	3 (13.0%)	7 (30.4%)	22 (95.7%)	1 (4.3%)	23 (100.0%)
港湾整備	2 (2.2%)	7 (7.5%)	76 (81.7%)	85 (91.4%)	8 (8.6%)	93 (100.0%)
市場	7 (4.7%)	12 (8.1%)	111 (75.0%)	130 (87.8%)	18 (12.2%)	148 (100.0%)
と畜場	0 (0.0%)	5 (10.9%)	33 (71.7%)	38 (82.6%)	8 (17.4%)	46 (100.0%)
観光施設	17 (7.1%)	23 (9.7%)	168 (70.6%)	208 (87.4%)	30 (12.6%)	238 (100.0%)
宅地造成	17 (5.7%)	26 (8.8%)	178 (60.1%)	221 (74.7%)	75 (25.3%)	296 (100.0%)
駐車場	6 (3.4%)	17 (9.6%)	131 (74.0%)	154 (87.0%)	23 (13.0%)	177 (100.0%)
下水道	2,284 (63.9%)	394 (11.0%)	809 (22.6%)	3,487 (97.6%)	87 (2.4%)	3,574 (100.0%)
合計	3,245 (47.9%)	980 (14.5%)	2,210 (32.6%)	6,435 (95.0%)	336 (5.0%)	6,771 (100.0%)

策定状況の「見える化」

- 平成30年3月31日時点での全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済（平成30年8月）。
- 今後、毎年度調査を実施し、策定状況の「見える化」を推進することとしている。

公表例（埼玉県内の公営企業を抜粋）

団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況				
			①策定済	②取組中	③未着手	(②又は③の場合)策定予定年度	その他
			H30	H31	H32	未定	
埼玉県	水道事業	上水道(用水供給)	○				
埼玉県	工業用水道事業	工業用水道	○				
埼玉県	下水道事業	流域下水道	○				
埼玉県	宅地造成事業	その他造成	○				
さいたま市	水道事業	上水道(末端給水)	○				
さいたま市	下水道事業	公共下水道	○				
さいたま市	市場事業	市場		○			○
さいたま市	と畜場事業	と畜場		○			○
さいたま市	宅地造成事業	その他造成		○			○
川越市	水道事業	上水道(末端給水)	○			○	
川越市	下水道事業	公共下水道	○			○	
川越市	下水道事業	農業集落排水施設	○				○
川越市	駐車場整備事業	駐車場整備	○				○

「その他」は地方債の償還のみの事業、廃止（予定）事業。

経営戦略の策定推進（策定予定年度未定事業への対応）

- (1)策定に向けた検討段階であることを未定の理由としている事業については、既に策定推進施策として講じている策定ガイドライン、策定に要する経費に対する地方交付税措置及び人的支援制度の活用を促す。
- (2)統廃合、広域化等の経営形態見直し検討後、公営企業会計へ移行後、他の計画（既存の経営計画等）の終了・見直しに併せて策定予定であることを未定の理由としている事業については、ヒアリングや助言（講習会、会議等の機会を活用）により平成32年度までの進捗を管理する。

地方公営企業等の経営改革に係る人的支援制度

専門家の助言を活かし、地方公営企業等が経営改革に取り組もうとする場合、①地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業及び②公営企業経営支援人材ネット事業の人的支援制度を活用することが可能。

① 地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業

希望する市町村に対して、公営企業等の経営に精通したアドバイザーを派遣し、公営企業等の経営改革に取り組む団体を支援(平成7年度より開始)

- 対象事業 公営企業、第三セクター
- 主に派遣される人材 公認会計士、経営コンサルタント
- 派遣方法 総務省にてアドバイザーを選定、市町村は活用したい事業を申し込み、総務省が選定したアドバイザーを受け入れ
- 想定日程 原則として1泊2日
- 経費の負担 アドバイザーの旅費・謝金は総務省で負担
- H29年度派遣実績 19団体21事業(制度は平成7年度に創設)

【平成30年度】

- スケジュール
 - H30年3月 都道府県を通じて照会発出
 - H30年4月 申請締切り
 - H30年7月～ 対象団体へアドバイザー派遣開始
- 派遣規模 平成29年度と同程度を想定

② 公営企業経営支援人材ネット事業

総務省が公表している「公営企業経営支援人材ネット」リストの登録者の中から、公営企業の経営改革に取り組む地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、受け入れ

- 対象事業 地方公営企業
- 主に派遣される人材 公認会計士、自治体OB・OG、自治体職員、学識経験者
- 派遣方法 登録者リストを総務省ホームページにて公開
派遣を希望する地方公共団体は当該リストの中から専門人材へ直接問合せの上、受け入れ
- 想定日程 1年間を通じて数回程度
- 経費の負担 原則として各地方公共団体において負担
ただし、特別交付税措置あり
⇒対象経費(上限200万円)の1/2を一般会計から繰出
一般会計繰出金の1/2について特別交付税措置
- H29年利用実績 18団体(公営企業会計の適用、経営戦略の策定等)
(平成28年度より運用開始)

【平成30年度】

- スケジュール H30年4月 登録者の追加に係る推薦依頼発出
H30年7月4日 登録者リストの更新・公表(HPにて)

公営企業経営支援人材ネット事業の活用事例

【活用事例①】

岐阜県笠松町

(人口22,750人)
(下水道事業)

＜活用人材＞

公認会計士

【活用事例②】

兵庫県内35市町・
一部事務組合
(水道事業)

＜活用人材＞

公認会計士

【活用事例③】

京都府京丹波町
(人口14,453人)
(病院事業)

＜活用人材＞

公認会計士

＜利用目的＞

- ・公営企業会計の適用及び経営戦略の策定に当たり、経費削減・人材育成の観点から、外部委託を最小限として支援を得るため。

＜支援業務の概要＞

- ・公営企業会計適用・固定資産調査に係る基本方針、条例・規則等の制定・改正等の指導・助言等
- ・経営戦略の策定に係る指導・助言（財務分析、経営目標設定、財務シミュレーションの指導・助言及びこれらを踏まえた課題の抽出・経営改善に資する提言等）
- ・職員研修（公営企業会計適用の準備作業に関する研修及び公営企業会計適用後の経理事務等に関する研修）

＜今後のスケジュール＞

- ・公営企業会計の適用：平成31年度適用予定
- ・経営戦略の策定：平成30年度策定予定

→ 平成30、31年度においても引き続き活用
(12回程度訪問、電話等での相談)

＜利用目的＞

- ・県内9ブロック単位で水道広域連携の検討を進めるに当たり、外部の視点を活用しつつ、広域連携案を具体化することで、関係市町等による議論の効率化を図るため。

＜支援業務の概要＞

- ・各市町等の営業業務・施設管理の委託状況、各種システム導入状況などを確認
- ・市町境を中心に、既存施設(浄水場等)の立地状況、管路の布設状況などを確認
→上記を踏まえた意見交換等を通じて得た地域情報に基づき、当該ブロックにおける取組の方向性となる具体的な広域連携案を抽出(報告書作成)

＜スケジュール＞

- ・平成29年6月 契約締結
- ・平成29年8月～11月 活用人材の招へい
- ・平成30年1月 各市町等へ報告書の提出



＜利用目的＞

- ・平成28年度に策定した国保京丹波町病院新公立病院改革プランに沿った「強固な経営基盤の構築による安定的経営実現」に向けた支援を得るため。

＜支援業務の概要＞

- ・日常経理業務の実施、運用の改革に係る指導・助言
- ・平成30年度予算書作成に係る指導・助言等
- ・平成29年度決算に向けた指導・助言
- ・地方公営企業会計基準に関する研究会の実地

(参考1)経営戦略に関する主な計画について

水道事業

水道事業ビジョン

水道事業の現状評価・課題、人口減少や施設老朽化といった将来の事業環境、地域の水道の理想像と目標設定など、必要と考えられる経営上の事業計画について、水道事業のマスタープランとして、水道事業者等が自ら策定、公表するもの

都道府県水道ビジョン

将来にわたって持続可能な水道の供給基盤を確立するため、各都道府県が定める管下全域の水道の整備と再構築に関する基本的な構想として、都道府県が作成するもの

下水道事業

都道府県構想

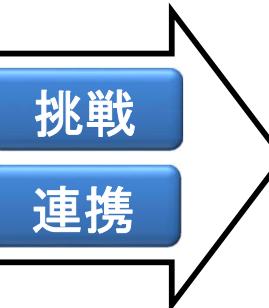
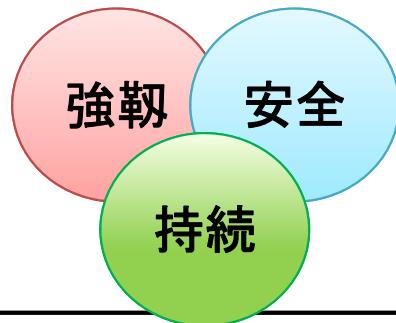
持続的な汚水処理システム構築に向け、市町村が、下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定した上で、都道府県が主体となり、市町村と連携して作成しているもの

地域水道ビジョンによる施策の推進

■厚生労働省が示す水道のビジョン

新水道ビジョン策定

(平成25年3月)



役割分担の明示

- ✓ 都道府県水道ビジョンの策定
- ✓ 水道事業ビジョンの策定

重点的な実現方策(例)

- ✓ 広域化・官民連携による基盤強化
- ✓ 水道施設のレベルアップ
- ✓ アセットマネジメントの徹底

地域水道ビジョンによる各種施策の積極的な推進

■都道府県水道ビジョン：都道府県水道行政が作成すべきビジョン

都道府県水道ビジョン作成の手引き

(平成26年3月19日付け健水発0319第3号)

- 広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能としてのリーダーシップを發揮し、将来の水道の理想像を実現させるための施策推進の姿勢が不可欠
- 広域的見地から地域の水道のあり方を描き、**都道府県内の水道事業者を牽引**する要素を備えるもの

■水道事業ビジョン：水道事業者等が作成すべきビジョン

水道事業ビジョン作成の手引き

(平成26年3月19日付け健水発0319第4号)

- 長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業の計画立案の必要性、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任
- 必要と考えられる**経営上の事業計画**について、**水道事業のマスタープラン**として策定、公表するもの

(参考2)老朽化・震災対策に取り組む団体の事例

1 水管橋の地震・津波対策

- 耐震性のない水管橋の横過トンネル化



2 管路の耐震化・老朽化対策

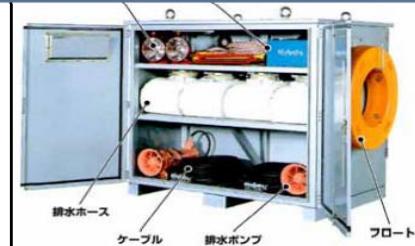
- 老朽化対策とあわせた管路の耐震化
- 老朽管路の総合評価と優先度の決定
- 耐蝕、被覆による管路の長寿命化



3 工業用水給水のバックアップ対策

- 給水ルートの2重化とループ化
- 他管理者の管路との接続給水
- 緊急給水設備の整備

- 災害時支援協定の締結
- 工業用水被災時の復旧訓練
- 工業用水管路の復旧資材の備蓄



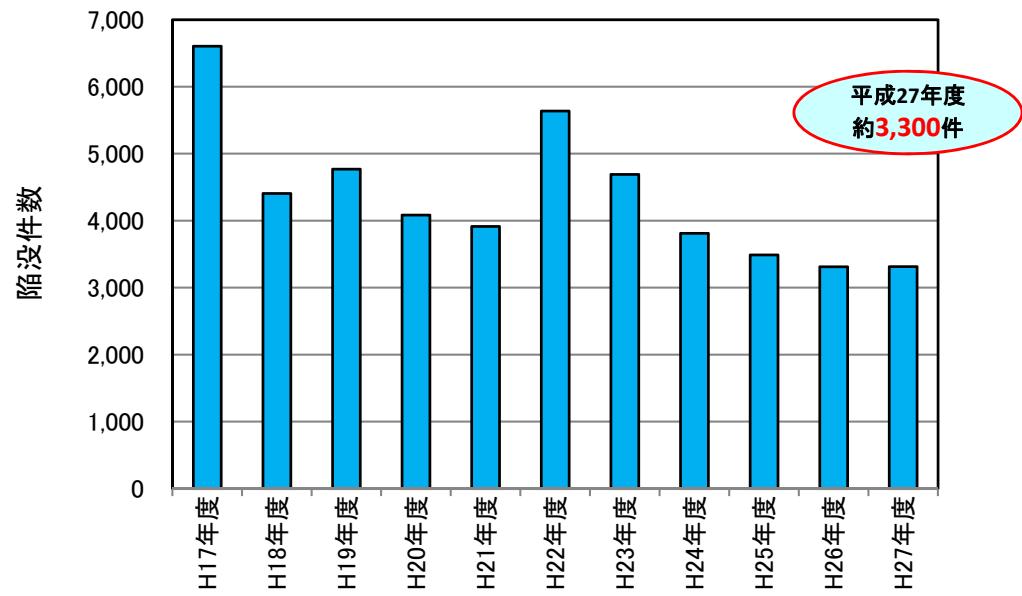
(参考3)管路の老朽化等に起因した障害の発生事例

- 市民生活に影響を及ぼす断水や道路陥没などの障害に至った事例も発生。
- 老朽化した管路の使用、腐食しやすい土壌に管路が埋設されていることなどが原因。

A水道事業	ゴム可とう管の破断による配水管からの漏水	<ul style="list-style-type: none">○管路更新率0.94の水道事業○布設後38年経過した500mm管にて漏水が発生(毎時150~200トン)○市の約半数である約10,000戸(約30,000人)で減断水○発生から復旧まで約6日○断続的な応急給水の実施(基幹病院にはピストン輸送)
-------	----------------------	---



■下水道管路施設に起因した道路陥没件数の推移



※写真はイメージ

4(1). 抜本的な改革の検討の推進

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴う料金収入の減少 → さらに厳しい経営環境
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・公表・PDCA

- ・ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ・ 中長期の視点に立った人口減少の推計等を踏まえた、アセット（ストック）マネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、当面の10年以上の投資・財政計画を策定
- ・ PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

（計画期間内に收支ギャップを解消する）

投資・財政計画（基本10年以上）の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

抜本的な改革の検討

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、今後の方向性について検討

- ✓ 事業そのものの必要性
- ✓ 公営で行う必要性

- ✓ 事業としての持続可能性

- ✓ 経営形態

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

相互に反映

公営企業の「見える化」

- ・ 抜本的な改革や経営戦略に、より的確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況概要(平成29年度)

○地方公営企業の各事業体において、その事業の特性に応じた抜本的な改革等の取組が進められている。

○平成29年度中において、広域化等で106事業、包括的民間委託で65事業など、248事業で抜本的な改革等が実施されている。

○事業廃止は宅地造成事業、広域化等は下水道事業、包括的民間委託は水道事業・下水道事業において積極的に取り組まれている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方独立行政法人(導入数) (※1)		広域化等 (※2)		指定管理者制度 (導入数)		包括的民間委託		PPP・PFI (導入数)	
99事業		12事業		2事業		106事業		17事業		65事業		7事業	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
3事業	96事業	3事業	9事業	0事業	2事業	5事業	101事業	0事業	17事業	3事業	62事業	3事業	4事業
水道	1	水道	0	水道	0	水道(※3)	10	水道	1	水道	15	水道	2
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	0	ガス	1	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	1	病院	1	病院	2	病院	3	病院	2	病院	0	病院	0
下水道	4	下水道	0	下水道	38	下水道	0	下水道	46	下水道	5	下水道	5
簡易水道(※3)	60	簡易水道	0	簡易水道(※3)	55	簡易水道	0	簡易水道	4	簡易水道	0	簡易水道	0
港湾整備	0	港湾整備	2	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	0	市場	2	市場	0	市場	1	市場	0	市場	0	市場	0
と畜場	0	と畜場	1	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	17	宅地造成	1	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	4	駐車場	0	駐車場	0	駐車場	1	駐車場	0	駐車場	0	駐車場	0
観光	0	観光	1	観光	0	観光	6	観光	0	観光	0	観光	0
その他	0	その他	0	その他	0	その他	1	その他	0	その他	0	その他	0
介護サービス	10	介護サービス	3	介護サービス	0	介護サービス	5	介護サービス	0	介護サービス	0	介護サービス	0

(※1)公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2)広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の一体化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化及び病院事業における再編ネットワーク化等を指す。

(※3)簡易水道事業の事業廃止(60事業)は、水道事業又は簡易水道事業との統合によるものであり、広域化等の類型において重複計上しているため、類型ごとの取組事業数の総計と右下部記載の「合計」は一致しない。

合計

248事業

「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

抜本的な改革の必要性

- 現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証^(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1) : 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

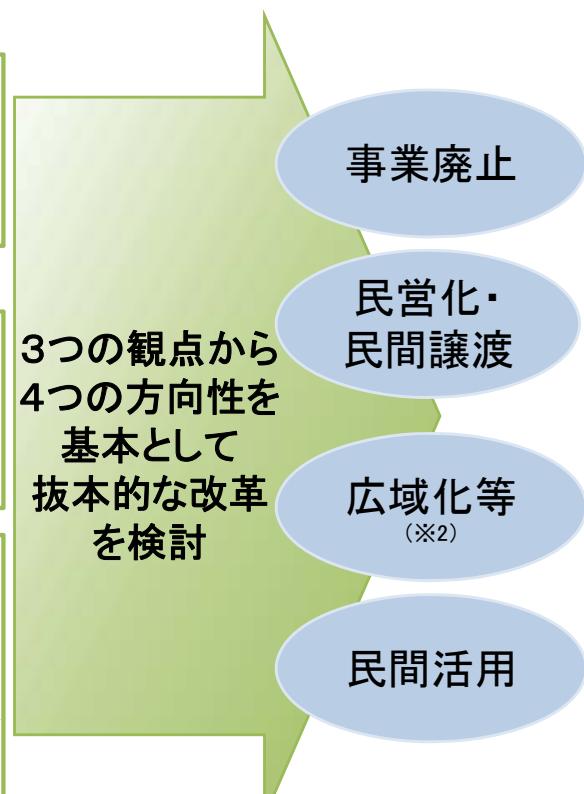
②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等^(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2) : 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。



「抜本的な改革」における事業別の留意事項

水道・下水道事業

- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、広域化等及び更なる民間活用を検討。

水道事業における広域化等の留意点

- ・ 地域の実情に応じて、事業統合、施設の共同設置、管理の一体化など適切な広域化等の形を選択することが望ましいが、最大の改革の効果が期待できる事業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき。
- ・ 多様な形態の中から「できることから」広域化等を進めるアプローチも重要。
- ・ 都道府県は、特に、更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有可能なシミュレーション分析が行われるよう、主導的な役割を果たすべき。

下水道事業における広域化等の留意点

- ・ 污水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型を基本として広域化等を検討すべき。
- ・ 市町村内において施設の統廃合を進めるのみならず、市町村域を越えた広域化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要。
- ・ 都道府県構想の見直し等を通じ、都道府県は主導的な役割を果たすべき。

水道・下水道事業における民間活用の留意点

- ・ 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- ・ 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- ・ 広域化等とあわせた民間活用について検討すべき。
- ・ 都道府県は、民間活用の推進に当たって積極的に関与する役割が期待。

交通(バス)・電気・観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業

- 事業分野全体の中で民間事業者の構成割合が大きい4事業を深掘りし、事業廃止及び民営化・民間譲渡を含む抜本的な改革を検討。バス事業については、民営化・民間譲渡や事業廃止(及びコミュニティバス等の導入)を検討。
- 4事業について民間事業者の視点も念頭において経営指標を新たに設定した「経営比較分析表」を作成・公表(※)。

経営指標案(抜粋)(各事業10~14の経営指標を設定)

◇共通事項

- ・ 経常収支比率
- ・ 有形固定資産減価償却率 など

◇バス事業

- ・ 営業収支比率
- ・ 利用者1回当たり運行経費
- ・ 走行キロ当たりの運送原価
- ・ 乗車効率 など

◇電気事業

- ・ 営業収支比率
- ・ 設備利用率
- ・ 修繕費比率
- ・ FIT収入割合 など

◇観光施設事業(休養宿泊施設)

- ・ EBITDA(減価償却前営業利益)
- ・ 施設の資産価値
- ・ 設備投資見込額(10年間)
- ・ 定員稼働率(1日当たり利用率) など

◇駐車場整備事業

- ・ EBITDA(減価償却前営業利益)
- ・ 敷地の地価
- ・ 設備投資見込額(10年間)
- ・ 稼動率(1日当たり利用率) など

その他の事業

- 工業用水道、交通(地下鉄、路面電車、船舶)、ガス、港湾整備、市場、と畜場、宅地造成の各事業は、事業ごとの特性に応じ、抜本的な改革を検討(地域振興施策など一般行政施策との連携にも留意)。

(※) 平成28年2月より水道・下水道事業の「経営比較分析表」の作成・公表が開始され、平成29年9月に交通(バス)・電気事業、平成30年4月に観光施設(休養宿泊施設)・駐車場整備事業に公表範囲を拡大。

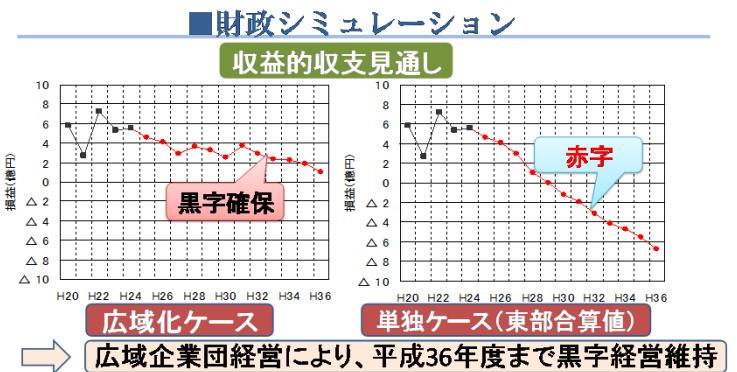
地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例

水道事業

〔広域化等〕群馬県東部3市5町の水道事業の広域化
(群馬東部水道企業団)

【ポイント】

- 財政シミュレーションで、広域化によりサービス水準を向上させた上で、黒字の期間を維持できることが判明
- ①10年間で浄水場22施設を14施設まで統廃合を行う予定
→約16.9億円削減見込み
- ②統合団体の中で実績のある包括業務委託等を導入
→サービスの一定水準までの引き上げ、平準化が期待
H28～H36年度の9年間で約25億円の費用削減見込み



下水道事業

〔広域化等〕県北地区広域汚泥資源化事業(秋田県)

＜検討を開始した契機・導入過程＞

H16年 8月	県と県北15市町村(合併により現在8市町村)で勉強会開催 現状と課題等について整理し、広域共同処理の可能性を検討
H19年 3月	県北地域での広域共同処理に関する基礎調査実施 有効利用状況の整理、集約処理基地候補の選定、コスト試算等
H21年10月	県内市町村を対象に広域共同処理に関するアンケート調査実施
H22年 4月	「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」設置
H24年10月	「秋田循環のみず推進計画」策定 生活排水処理施設の統合、汚泥の広域共同処理を位置づけ
H25年 7月	汚泥の広域共同処理に関する意向調査(事業化前の最終調査)
H26年10月	「県北地区広域汚泥処理事業連絡協議会」設置 県と市町村等で汚泥資源化事業に関する協定締結

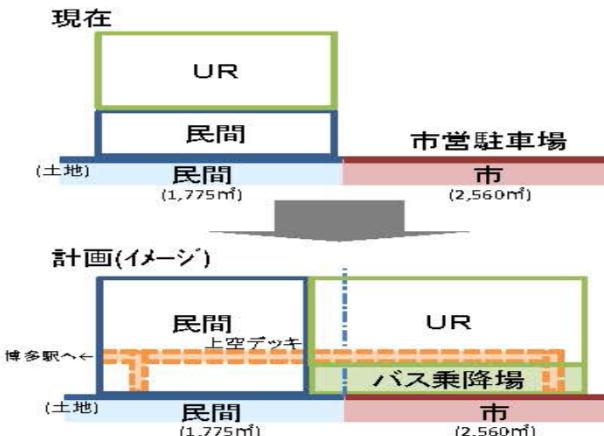
【ポイント】

- 県が主導的役割を担い県下市町村と連携し様々な広域化等を検討・実施 (当該事例はその1例)
 - ・ 流域下水道の終末処理場を活用し、県北地区のし尿を集約
 - ・ 流域下水道の終末処理場整備をDBO方式で実施
 - ・ 県北地区の焼却施設更新費用の削減、職員の事務負担軽減などの効果が見込まれる

駐車場整備事業

〔事業廃止〕事業廃止及び跡地の有効活用(福岡市)

＜整備計画イメージ＞



【ポイント】

- 事業廃止が住民にとっての利便性の維持・向上につながる事例
- 周辺の駐車場需給状況を調査し、事業廃止が問題ないことを確認
- 駅近の土地として高度利用の期待あり
- (独)都市再生機構が事業者となり、1階にバスターミナル、2階以上に賃貸住宅やオフィスビルを建設・供用予定

4(2). 広域化等の推進

水道事業・下水道事業・病院事業における広域化等の推進について

水道事業

【事業の状況】

- 単独の市町村営による水道事業が基本
- 地域によって、都道府県営による末端給水事業・用水供給事業、一部事務組合(企業団)による末端給水事業・用水供給事業などの事業主体が存在

【広域化等の方向性】

- 各事業者が地域の実情に応じて、様々な手法について幅広く検討を行い、適切な広域化等の形を選択の上、経営の基盤強化を推進

【推進のための取組】

- 総務省の要請(平成28年2月)を受け、東京都を除く46都道府県が水道事業における都道府県単位の広域化等の検討体制を設置済み
- 道府県ごとの検討体制における先進的な取組を各都道府県に情報提供するなど、広域化に係る検討状況をフォローアップし、他道府県の取組を周知

下水道事業

【事業の状況】

- 下水道には、市町村が運営する公共下水道・集落排水処理施設・浄化槽など多様な施設が存在(未整備地域では整備も推進中)
- 複数市町村をまたがる流域をカバーする流域下水道も普及

【広域化等の方向性】

- 国土交通省、農林水産省、環境省の関係3省庁が「都道府県構想」の見直しを推進(平成30年度末を目標)
 - ・未整備地域における各種汚水処理施設による整備区域の見直し
 - ・既整備区域の効率的な改築・更新及び運営管理を計画的に実施⇒複数の汚水処理施設の役割分担の最適化を図る
- H34年度までに全都道府県が広域化・共同化計画を策定することを政府目標として設定(経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版)
- 総務省としても、市町村等に対しては広域化等の検討を踏まえた経営戦略の策定を、都道府県に対しては広域化・共同化計画の策定を、関係3省庁と連携しながら推進し、平成30年度中の可能な限り早期に検討体制を全ての市町村等参加のもと構築することを要請

病院事業

【事業の状況】

- 公立病院は、地域において民間・公的病院などと役割分担をしつつ、医療サービスを提供
- 特にへき地等における医療や小児・周産期・救急などの不採算・特殊医療を提供

【広域化等の方向性】

- 地域全体で必要な医療サービスを提供できるよう、公立病院の経営改革においては、広域化等の取組として再編・ネットワーク化を図ることが、有効な手段の一つ(国の医療提供体制の改革においても同様の位置づけ)

【推進のための取組】

- 地域医療構想を踏まえ策定された「新公立病院改革プラン」に基づく取組を通じて経営の効率化や再編・ネットワーク化等が図られることから、総務省としては、その策定及び取組状況に係るフォローアップを進めるとともに、再編ネットワーク化の取組に関する事例集を作成し、取組の支援を強化

水道事業における広域化の類型等

水道事業の広域化等については、多様な類型があるが、各類型に即して、さらに詳細な分類と最近の事例、主な効果を例示する。

① 事業統合

類型	最近の事例	主な効果
事業統合	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県東部の3市5町が群馬県東部水道企業団を設立。（検討期間H21.4～H28.3） 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と県内16市町が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立。（検討期間H20.12～H30.3） 末端給水を行う千葉県県営水道が、用水供給を行う九十九里地域水道企業団と南房総広域水道企業団を統合し、県が用水供給を担うことを検討。（H13.11から検討中） 	<ul style="list-style-type: none"> 経費削減・更新投資削減、水源の一元管理や管理体制強化による水の安定供給、人員強化、人材育成、危機管理体制強化。
	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県の1市4町が「ちちぶ定住自立圏形成協定」を活用し、秩父広域町村圏組合の1事業として水道事業を開始。（検討期間H21.9～H28.3） 北九州市が、行政区域外への給水（分水）をきっかけとして、水巻町と事業統合。 	
事業統合	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と末端給水を行う2市1町が統合し、岩手中部水道企業団を設立。（検討期間H14.2～H26.3） 香川県及び小豆地区広域行政事務組合が行う用水供給事業と県内16市町が行う末端給水事業を事業統合し、全県一元的な企業団を設立。（検討期間H20.12～H30.3）（再掲） 奈良県県営水道を水源とした方が事業の効率化を図れる場合、市町村の自己水の浄水場を廃止し、県営水道へ転換を検討。 北九州市が、宗像地区事務組合・古賀市・新宮町に用水供給。 	<ul style="list-style-type: none"> 用水供給では給水収益が増加、末端給水では不要な水源管理費等の削減、人員強化、人材育成、危機管理体制強化。

② 施設の共同設置

類型	最近の事例	主な効果
施設の共同設置	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設。 北奥羽地区水道事業協議会（青森県内11市町村、八戸圏域水道企業団、岩手県内9市町村）で浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設の統廃合を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費の削減、施設の統廃合や共同設置を同時に進行する場合には建設・更新投資の削減。

③ 施設管理の共同化

類型	最近の事例	主な効果
施設管理の共同化	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。 	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制の強化、施設管理のノウハウの継承。
	<ul style="list-style-type: none"> 広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立し、同社を県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、市町水道事業の施設の管理業務等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 受け皿組織に公が加わることにより、これまでの経験を生かして維持管理等の業務を委託することができる。 受け皿組織に民間が参入している場合には、民間ノウハウを活用することができる 一定規模の受け皿組織であれば、維持管理等の事務についてスケールメリットが働くため、業務委託を受けやすくなる。
	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で保守点検業務を一括して外部委託を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 複数の事業が共同で委託を行うことにより、単独で行うよりも適切に契約内容の精査ができる。

④ 管理の一体化

類型	最近の事例	主な効果
管理の一体化	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市が宗像地区事務組合より業務を包括的に受託。（再掲） 長野県が天龍村の簡易水道事業の設計積算・工事管理等の事務を代替して執行。 	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制の強化、事務のノウハウの継承。
	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で八戸圏域水道企業団の料金・会計・管路情報等のシステムを共用。 高知県の3市町の水道料金システムを共同構築。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 同じシステムを使っているので、他の団体とデータ・知識・ノウハウの共有が容易になる。
	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県のかすみがうら市と阿見町が上下水道料金等収納義務の広域共同委託発注。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業が共同で委託を行うことにより、スケールメリットで委託費用を抑えることができる。 複数の事業が共同で委託を行うことにより、単独で行うよりも適切に契約内容の精査ができる。
水質データ検査・管理	<ul style="list-style-type: none"> 北奥羽地区水道協議会で水質データ管理を八戸圏域水道企業団に集約化。 奈良広域水質検査センター組合（一部事務組合）で水質検査基準項目等の検査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同化により、個別事業者が専門的な検査機器を保有する必要がなくなる。 データ検査・管理の一元化により、個別事業者ではできなかつた詳細な検査や的確な分析等を実施することができる。

市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

<平成28年2月29日付 公営企業課長、公営企業経営室長連名通知>

(通知内容)

1. 広域連携に関する検討体制の構築等

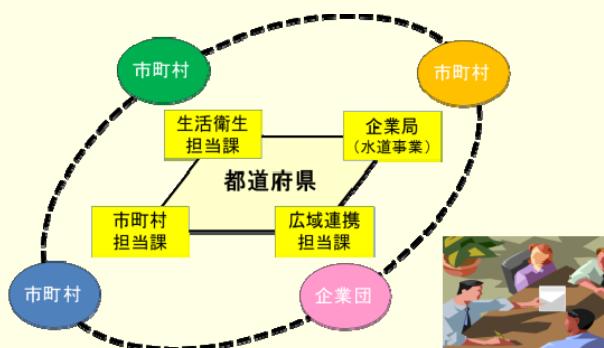
(1) 検討体制の構成

○都道府県(生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び企業局)

○各都道府県内すべての市町村、企業団及び一部事務組合等

※適宜、ブロック毎の検討体制も構築。その際には、連携中枢都市圏や定住自立圏などの既存の広域連携の枠組みにも留意。

(検討体制イメージ)



(2) 検討体制の設置時期

28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。 → 東京都を除く46都道府県で検討体制を設置済み。

(3) 検討事項

① 各市町村等の現状分析及び将来予測

各市町村等の水道事業について、給水人口や水需要、料金収入、施設の更新費用、職員数、人件費等の現状分析や将来予測を行い、各市町村等が抱える課題を十分把握すること。また、将来予測を行う場合には、様々な広域連携による経営効率化の効果について、シミュレーションを行うことにより十分比較検討すること。

② 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討

(留意点)

※できることからの相互協力が重要であり、地域の実情に応じ、施設の共同設置や維持管理業務の共同委託等、幅広く検討すること。

※連携中枢都市圏や定住自立圏などの活用や広域連携が困難な地域における都道府県の補完についても検討すること。

※事務の代替執行や公の施設の区域外設置等の制度の活用など、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。

※民間事業者が持つノウハウ等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。

(4) 検討の目途

経営戦略への反映が可能となるよう、平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。

(5) 検討結果の公表

HP等により公表、広く住民に周知するとともに、議会へ説明

(6) 検討結果の見直し

広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直し

2. 経営戦略の策定支援に係る地方財政措置

3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表

検討体制の設置状況、検討状況について調査及び公表

県域水道一体化構想(奈良県)

1. 概要

- ・県営水道(用水供給)と市町村水道を「県域水道」として一体としてとらえ、あるべき姿としての県域水道ビジョンを策定。奈良県を県営水道エリア、五條吉野エリア、簡易水道エリアに分けて、エリアごとに対応策を整理。
- ・広域化に向けた検討状況について定期的に「奈良県・市町村長サミット」で報告するとともに、小圏域単位(磯城郡3町や五條吉野エリアなど)で首長レベルの懇話会を開催。
- ・平成29年10月に「県域水道一体化の目指す姿と方向性」を取りまとめ、10年以内のできるだけ早い時期に以下の二つの方向性を提示
(ア) 上水道の経営統合を目指す(県が行う用水供給事業と市町村が行う末端給水事業を統合(垂直統合))
(イ) 県南部エリアにおける簡易水道事業の業務支援を行う受け皿組織を設立

2. 上水道の一体化の方向性

広域化の項目	構想
1. 組織・体制の統合	・県と上水道実施28市町村による垂直統合
2. 净水場(水源)の集約	・県営水道エリアは3つの浄水場に集約(県営水道の2浄水場と奈良市浄水場) ・五條・吉野エリアは既存浄水場を活用
3. 総配水施設の効率化	・配水池要領(H52水量比)を現状の35時間容量から18時間容量に削減 ・管路のダウンサイ징
4. 管理・運営の統合	・5箇所の拠点による広域監視 ・各種システム共同化
5. 水質管理の統合	・公的検査機関(3帰還)を統合

・平成29～52年度の24年間の経費(投資・運転)の削減額は約800億円(今後の検討により変動)

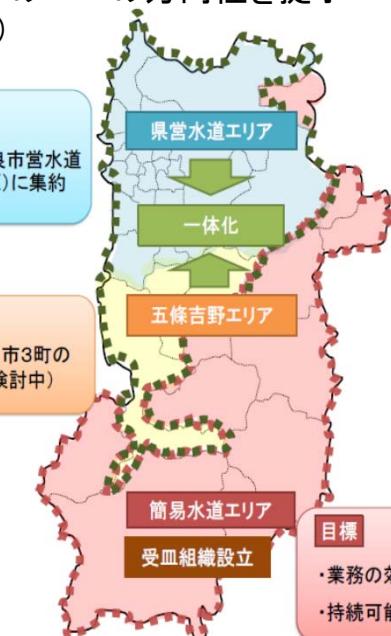
3. 簡易水道の体制強化

◇支援体制の確立

- ・計画策定・設計支援
- ・維持管理支援
- ・工事代替執行
- ・応急対応支援

◇将来構想検討

支援制度による体制補強を基礎として、施設面・業務面での簡易水道エリア全体の将来構想を検討

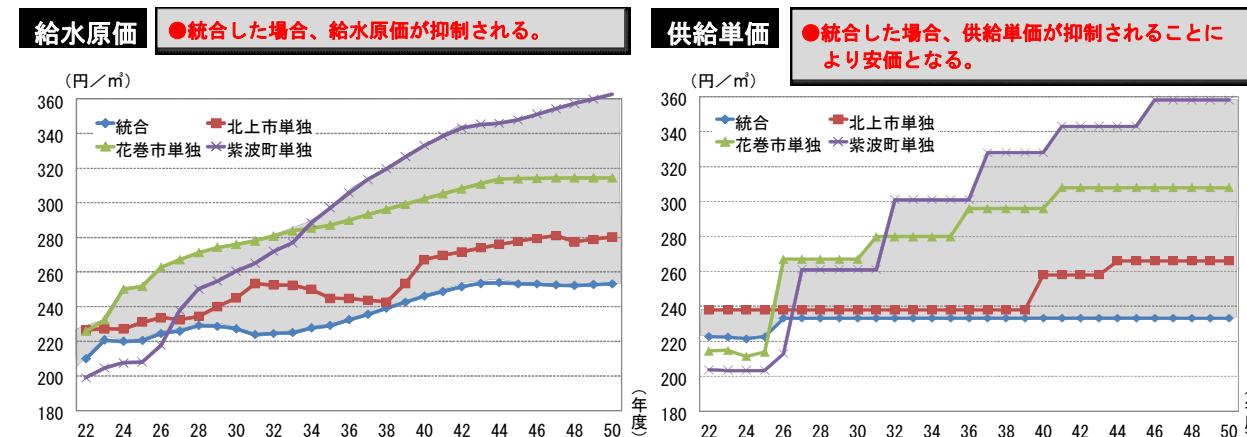
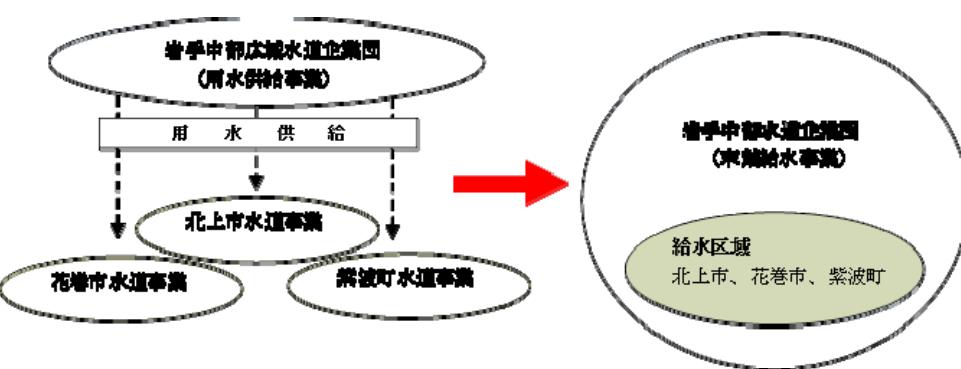


府内で関係各課と連携しながら、県がリーダーシップを発揮して広域連携を進める。

用水供給と末端給水の垂直統合(岩手中部水道企業団)

1 概要

- 人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化や技術の継承など共通の問題点を抱える中、各自治体の現場の職員で構成される「広域水道事業在り方委員会」における検討がきっかけで、最終的にボトムアップによる広域化を実現。
- 用水供給事業を行う岩手中部広域水道企業団及び末端給水を行う北上市、花巻市、紫波町の2市1町が垂直統合し、H26.4から岩手中部水道企業団として事業を開始。
- 単独で事業運営した場合のシミュレーション（ダウンサイ징無し）と広域化した場合のシミュレーション（ダウンサイジング有り、料金統一）とを比較した結果、広域化すれば原価、料金共に最低ラインとなることから、広域化を進めた。



2 当該手法の特徴・効果

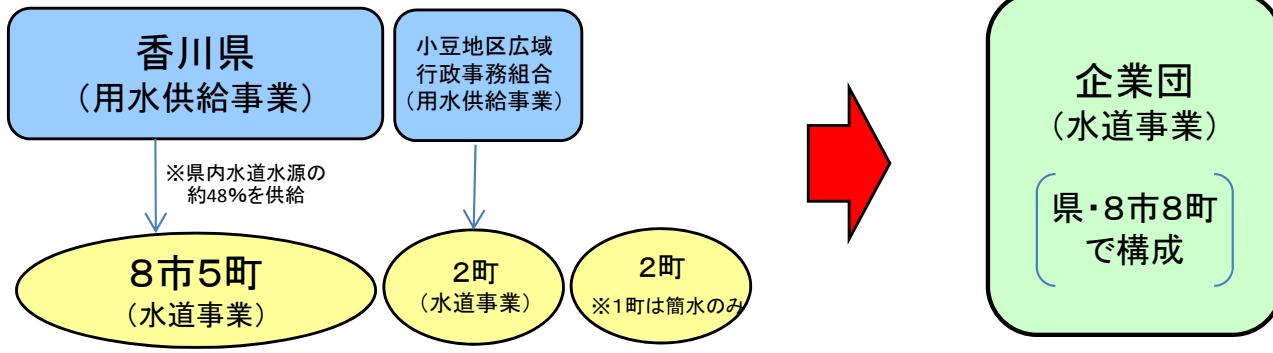
ヒト	➤ 技術の継承 ➤ 専門職員の配置	<ul style="list-style-type: none">• 100人ほどの職員体制となり、大規模かつ多量の事業の実施や非常時への対処が可能な体制を確保• プロパー職員としての採用により水道のスペシャリストの育成が可能
モノ	➤ 水道施設の統廃合 ➤ 更新投資の抑制	<ul style="list-style-type: none">• 余剰施設の有効活用により更新投資を抑制し、減価償却費及び維持管理コストを削減• ループ送水管の整備により災害時のバックアップ体制を構築
力ネ	➤ 優先事業への集中投資 ➤ 資金の一括管理・運用	<ul style="list-style-type: none">• 経費削減の効果による財源を活用し、管路更新率や耐震化率を改善• ファイナンスの効率化を図り、据置期間廃止による支払利息の減、ポートフォリオの見直しによる運用利息の増

用水供給と末端給水の垂直統合(香川県、県内16市町)

1 概要

- 香川県と県内16市町（※全市町数17）で用水供給事業と末端給水事業を統合し、県内1水道を実現した事例（香川用水を活用した水源の一元管理及び円滑な水融通）。H29年11月1日に企業団を設立。H30年4月1日から事業開始。
- ①人口減少による給水収益の減少、②香川用水の取水制限等への対応、③施設の計画的更新・耐震化、④施設整備水準やサービスの平準化、⑤職員数の最適化・技術力継承の課題解決を目指すもの。

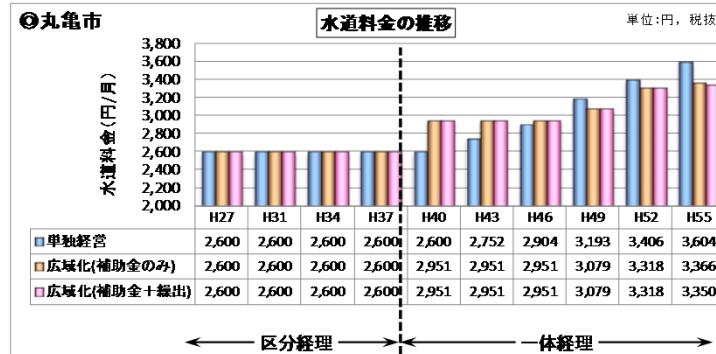
<統合前>



2 当該手法の効果

- 統合の手法としては、業務の効率化等による経営基盤の強化、国庫補助金等の活用等を勘案の上、各市町毎に水道料金のシミュレーション（右図）を行った上で、事業統合が最も効果的であるという結論に至った。
- 広域化の効果としては、①業務共同化や計画的・効率的な施設更新による経費・更新費削減、料金値上げの抑制、②水源の一元管理や管理体制の強化による安全な水道水の安定供給、③事業規模拡大による効率的な人員配置・人材育成、④渇水や災害時の危機管理体制拡大・窓口利便性拡大
- 職員数が平成26年から平成38年で104名減、浄水場が29施設減、運営費・事業費が、平成28年から平成55年で954億円減（年間34億円減）、供給単価が平成55年の時点で単独経営よりも16%減の効果が見込まれる。（平成26年10月「基本的取りまとめ」時の分析）

◆ 事業体別水道料金のイメージ(H28年3月現在)



水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

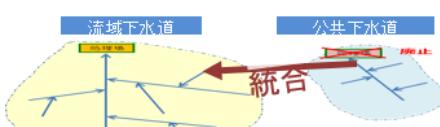
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。)

下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

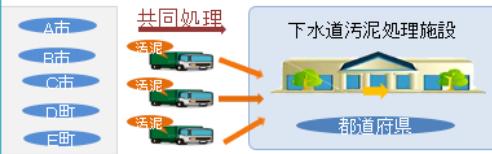
1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



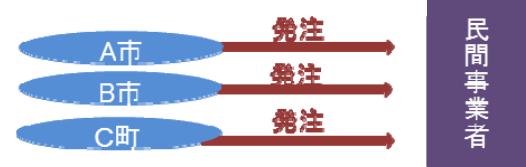
2. 污泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



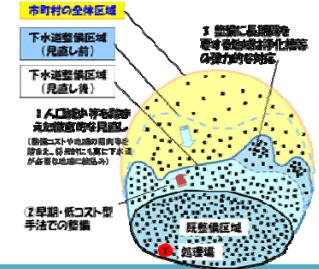
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



秋田県の例

期間 平成32年度から実施予定

概要 ○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施

背景 ○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るために、広域化・共同化に取り組む

取組内容 ○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止

○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施

効果 ○維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算)
・維持管理費 約70億円減
・改築更新投資 約50億円減

山形県新庄市の例

期間 平成16年度から実施

概要 ○新庄市の処理場を中心とした周辺6町村の処理場を集中管理

背景 ○先行して建設された新庄市の処理場を中心とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討

取組内容 ○新庄市の処理場を中心施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等)
○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施

効果 ○維持管理費を削減
・年間約3,000万円減

佐賀県の例

期間 平成28年度実施

概要 ○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施

背景 ○都道府県構想の見直しを通じて検討

取組内容 ○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定
○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る

効果 ○浄化槽(個別処理方式)に転換
(個別処理人口割合18.5%→22.3%)
○処理区の統廃合数が増加
(処理区19箇所減)

汚水処理に係る都道府県構想の見直し

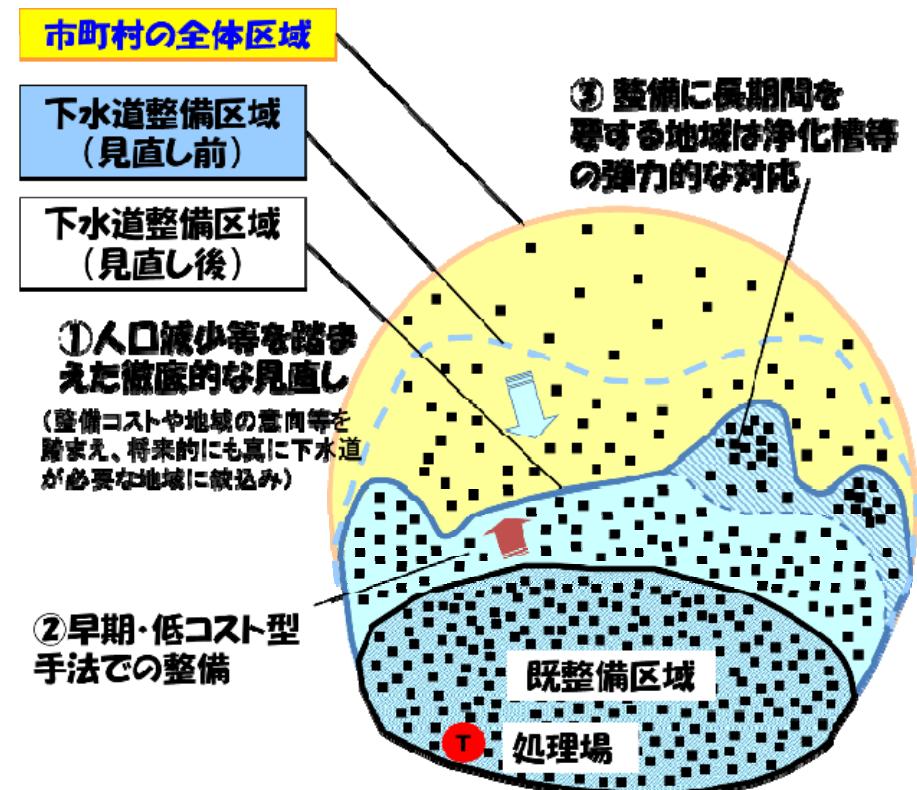
- 各都道府県は、平成26年1月に国交省、農水省、環境省が共同で策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき見直しを行っているところ。
- 構想の見直しにあたっては、施設の改築・更新の予定、将来人口の減少等の状況を踏まえ、汚水処理施設の統合などの広域化・共同化や効率的な運営管理手法の選定などの最適化を検討。

都道府県構想見直しの検討内容

- ① 汚水処理施設の整備区域の設定は、経済比較を基本としつつ、
 - 概ね今後10年を目標に汚水処理施設整備の概成(時間軸)
 - 人口減少等の社会情勢の変化も勘案
- ② 長期的(20~30年)な観点から汚水処理施設の統合や効率的な運営管理手法を検討

※H28年度末までに29都府県が見直し済み
(H30年度末までに全都道府県で完了予定)

計画区域の見直しイメージ



下水道事業における広域化・共同化計画の位置づけ

※ 「持続的な汚水処理システム構築に
向けた都道府県構想策定マニュアル」
P3 図1-2 をもとに作成

2022年度(H34年度)までに
全都道府県で作成

都道府県構想

- 汚水処理の役割分担
- 整備・運営管理手法を定めた整備計画
 - ・10年概成アクションプラン

- ・長期的(20~30年)な整備・運営管理内容

広域化・共同化計画

- 広域連携に関する市町村/施設/連携項目/スケジュール等を記載
 - ・長期的な方針(20~30年)
 - ・短期的(5年程度)、中期的(10年程度)な実施計画

(内容)

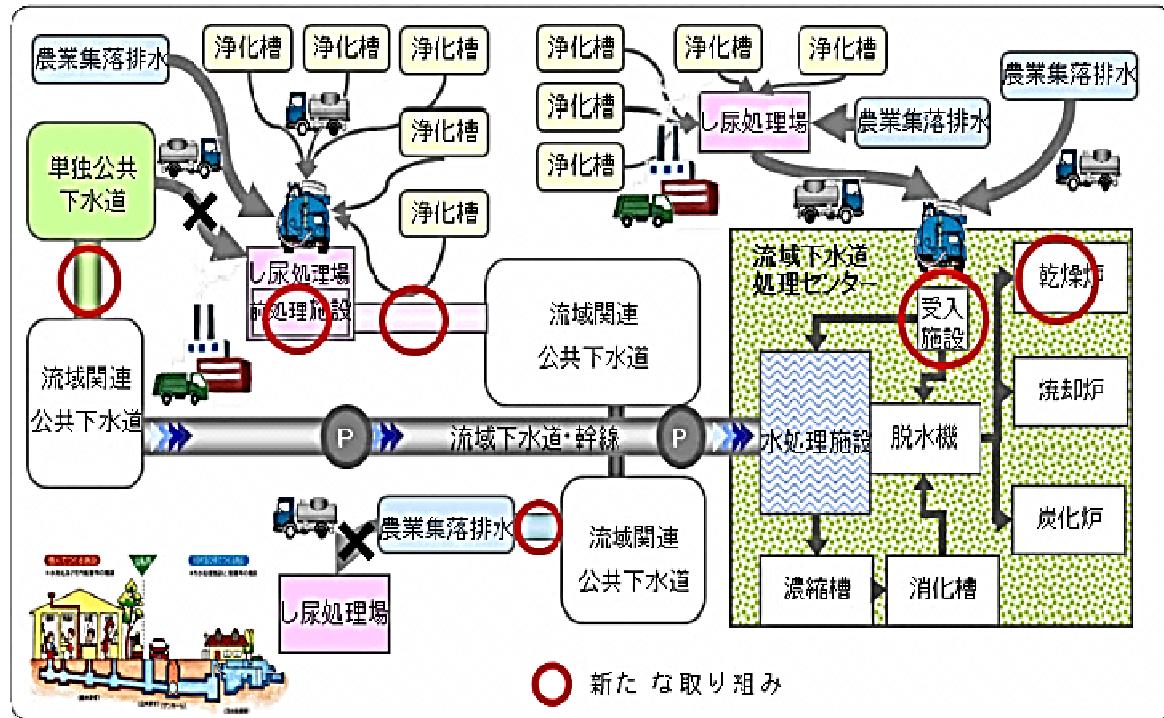
- ▼ 汚水処理の広域化・共同化
 - ・ハード(施設統廃合)
 - ・ソフト(ICT活用による集中管理、維持管理の共同化等)
- ▼ 汚泥処理の広域化・共同化 等

[広域化等]汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化(秋田県) ①

■流域下水道処理施設を核とした広域化・共同化のイメージ

生活排水処理の広域共同化を進めるため、県管理の**流域下水道処理施設を核**とすることを、生活排水処理事業連絡協議会設立準備会議(H22.1)で提案

この提案により
広域化・共同化
は**具体的の事業に**



■あきた循環のみず推進計画 (H24.10策定)

生活排水処理サービスの継続的な提供のため、県と市町村が共有する施策の行動計画

【共有施策】
(広域共同化関係)

- ・単独公共下水道の流域関連公共下水道への接続
- ・農業集落排水の流域関連公共下水道への接続
- ・流域下水道処理施設とし尿処理場との共同処理
- ・県北地区での汚泥広域共同処理

※第7回研究会 秋田県発表資料より抜粋(一部加工)

■下水道と農業集落排水・し尿処理場との統合

◇農業集落排水9地区を流域関連公共下水道に接続(秋田市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町の2市3町)

[コスト効果]

- ・改築費6割減
- ・維持管理費7割減

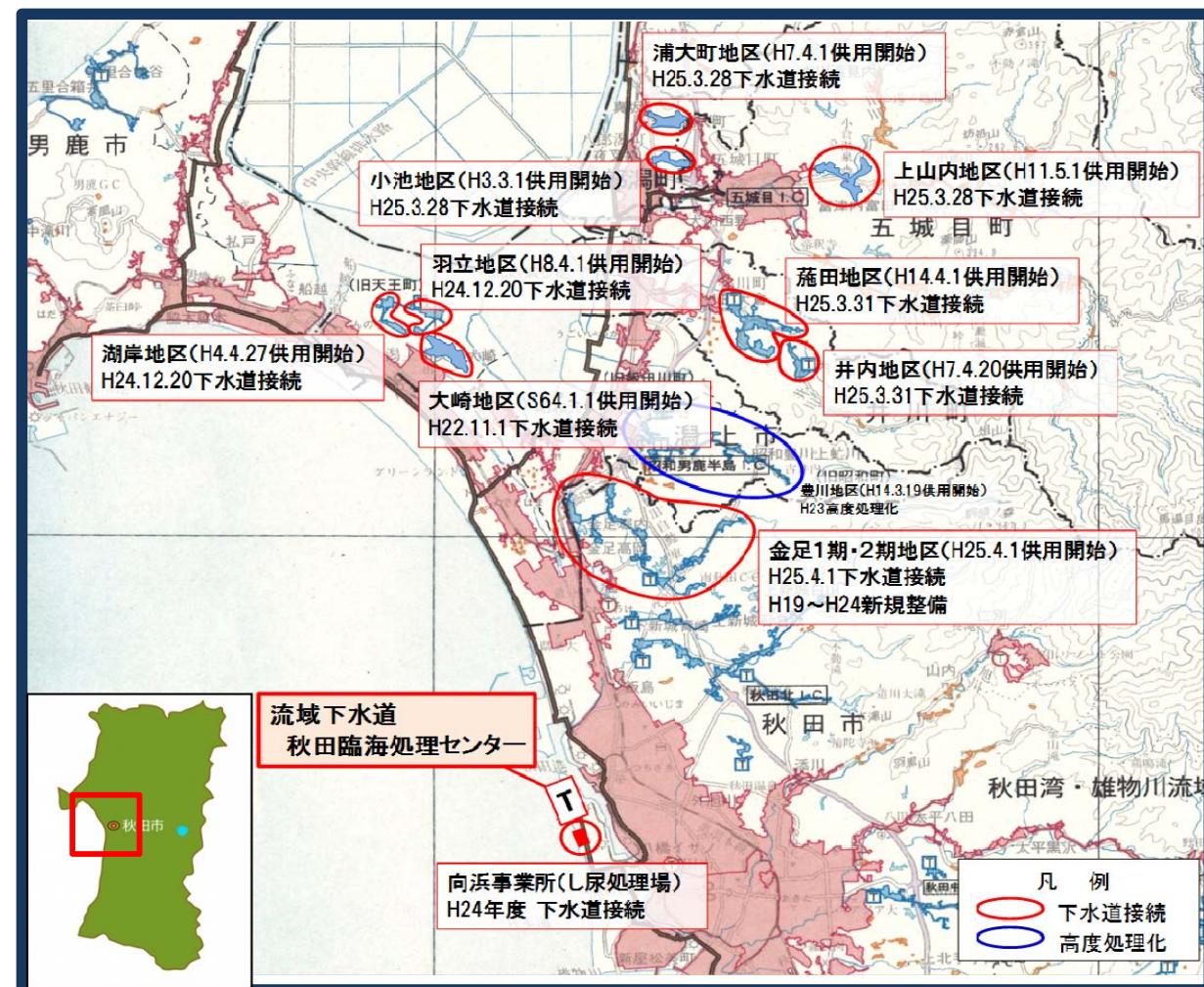
改築費は八郎湖の指定湖沼化に伴う高度処理対策費と接続費との差

集落排水処理施設建屋は防災備品保管庫等として活用

◇秋田市のし尿処理施設を接続流域関連公共下水道に接続

[コスト効果]

- ・改築更新費6割減
- ・維持管理費3割減

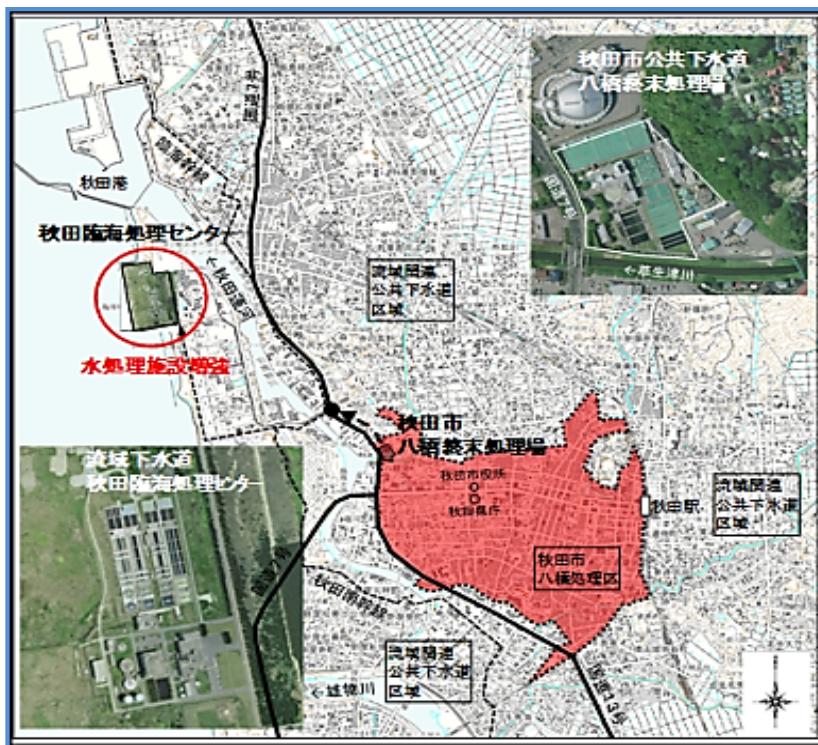


※第7回研究会 秋田県発表資料より抜粋(一部加工)

〔広域化等〕汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化(秋田県) ③

■流域下水道と単独公共下水道との統合

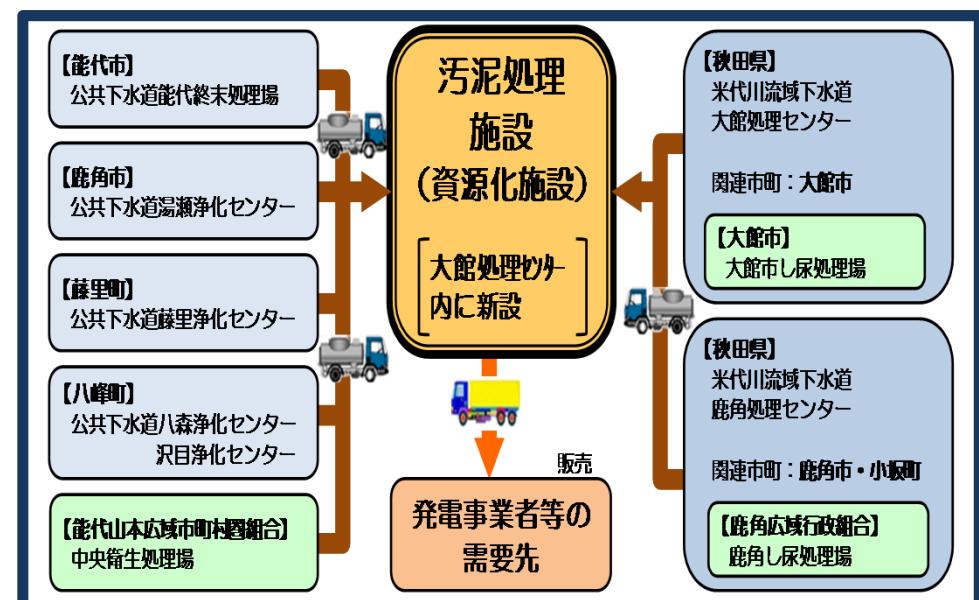
- ◇秋田市単独公共下水道八橋処理区を流域関連公共下水道に計画変更し、流域下水道と統合
- ・統合により、秋田市八橋終末処理場の汚水処理機能は停止、雨水処理機能は継続



■県北地区広域汚泥処理事業

- ◇県北3市3町1組合の下水道終末処理場7施設、し尿処理場3施設から発生する汚泥を、流域下水道大館処理センターに設置する汚泥処理施設で集約処理、資源化

汚泥処理は乾燥又は炭化による資源化



※第7回研究会 秋田県発表資料より抜粋(一部加工)

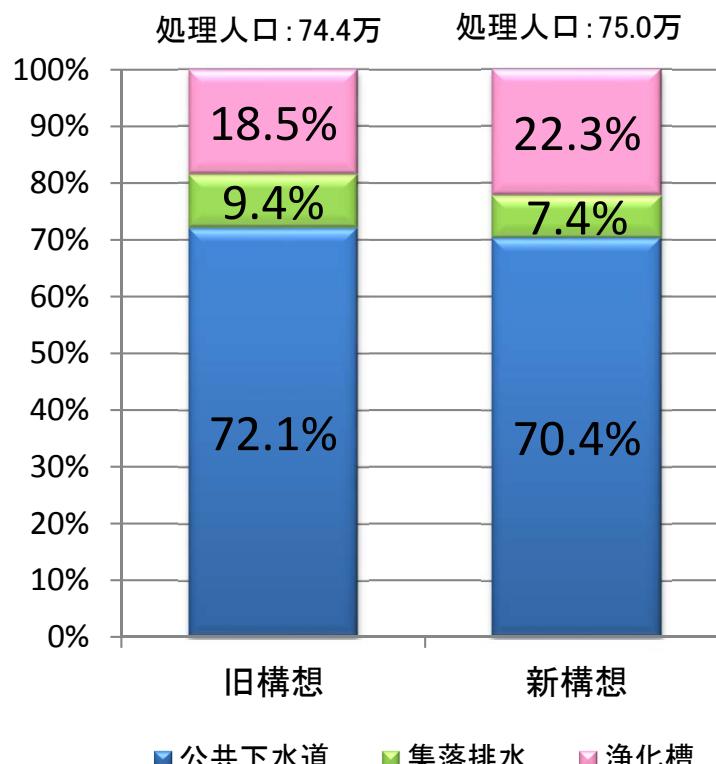
最適な汚水処理施設の選択(最適化)(佐賀県)

- 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月30日公表)に基づく
都道府県構想等の見直し事例

<都道府県構想の見直し事例(佐賀県)>

佐賀県においては、平成28年3月に都道府県構想が見直され、浄化槽で処理される人口の割合が、18.5%から22.3%へ3.8ポイント増加。

構想見直しの事例



※1 集落排水には、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む
※2 浄化槽には、コミュニティプラント等を含む

<市町村単位での見直し事例(佐賀市※)>

- 汚水処理に係る計画の見直しを実施
・公共下水道の処理区を統合し、終末処理場を削減、農業集落排水の処理施設を削減
・公共下水道と農業集落排水の処理区域を見直し、削減分を浄化槽に転換
○ 平成18年度に検討開始、平成30年度に下水道概成予定

	処理区域 (単位 : ha)			終末処理場・処理施設		
	旧計画	新計画	増減	旧計画	新計画	増減
公共下水道	4,791	4,776	▲15	5	4	▲1
農業集落排水	790	358	▲432	27	15	▲12
浄化槽	37,560	38,007	+447	—	—	—

○効果額(計画)

【イニシャルコスト】

- ・処理施設減による削減効果額
建設改良費 △248億円
- ・浄化槽設置費用 +35億円

【ランニングコスト】

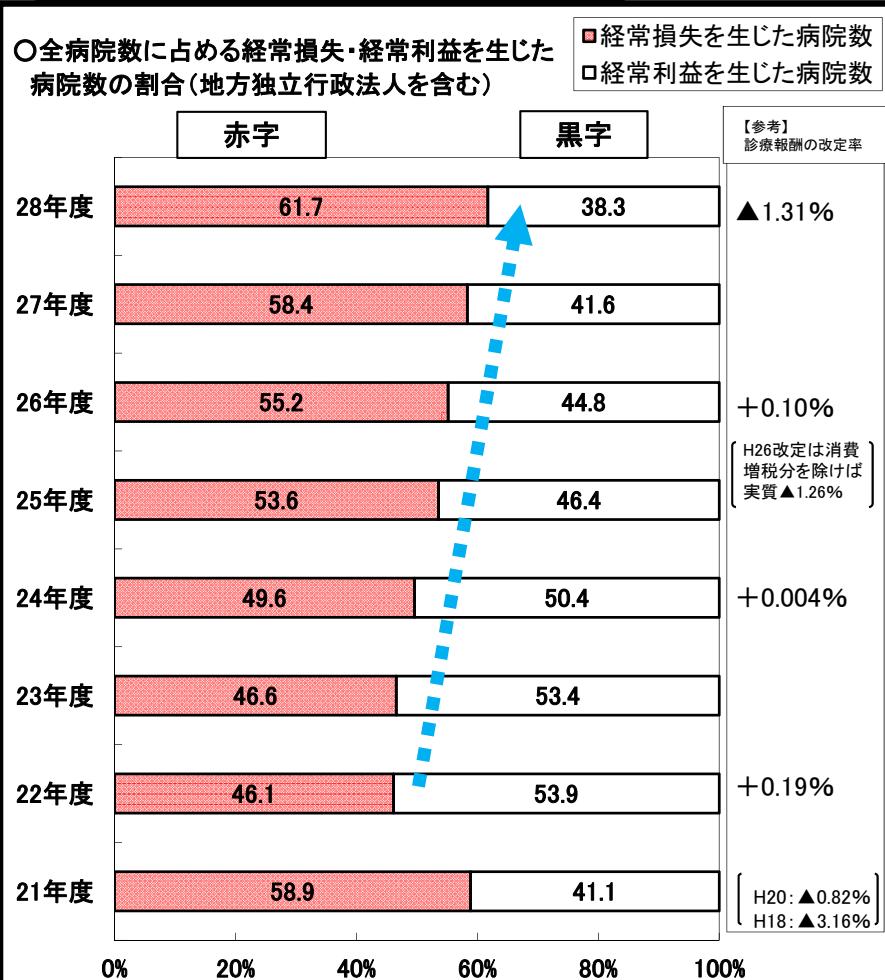
- ・維持管理費 △2.8億円(年間)

※H28.3に見直された佐賀県の都道府県構想以前の取り組み内容

医療提供体制の改革と連携した公立病院の経営効率化・再編等の推進

- べき地等における医療や、救急・周産期・災害等の不採算・特殊部門に係る医療の多くを公立病院が担っている中、赤字である公立病院の割合は、平成22年度以降増加傾向。
- 総務省においては、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請したところ、平成30年7月末現在で大半の病院が新公立病院改革プランを策定済(821病院(全体の99.8%))。
- 引き続き、地域医療構想調整会議における今後の公立病院の役割等に関する議論の進捗に留意するとともに、公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

経常収支が赤字である病院の割合



新公立病院改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- (1) 策定時期: 地域医療構想(※)の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
(2) プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

(※)都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定(H27～)(平成29年3月31日現在、全ての都道府県で策定済)。

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- 病床機能、地域包括ケア構築等を明確化
- ・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

経営の効率化

- ・経常収支比率等の数値目標を設定
- ・地方独立行政法人化等を推進

再編・ネットワーク化

経営形態の見直し

2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

- (1) 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)

通常の整備 25%地方交付税措置
再編・ネットワーク化に伴う整備 40%地方交付税措置

- (2) 特別交付税措置の重点化(H28年度～)

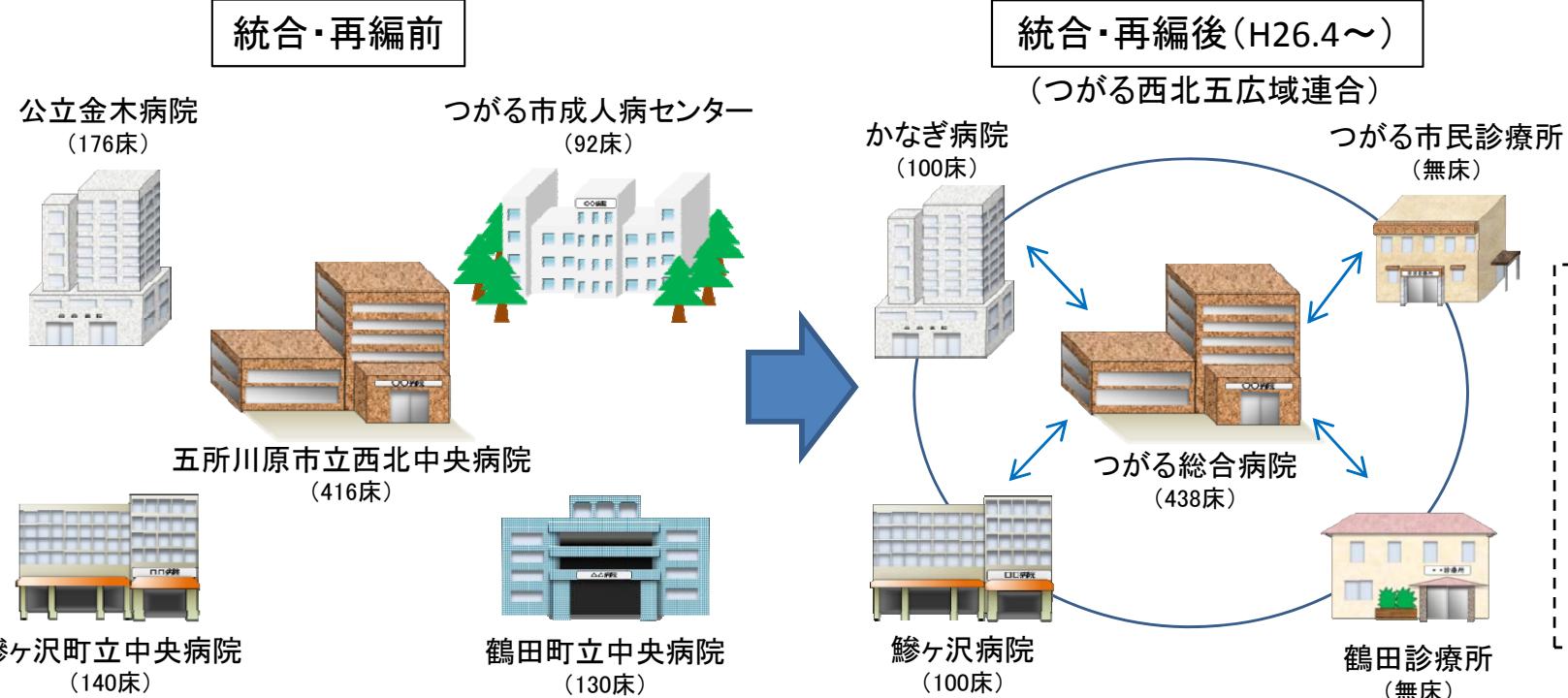
- 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定

- 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

再編・ネットワーク化について①

- 地域全体で必要な医療サービスを提供できるよう、医師派遣機能等を有する基幹病院と日常的な医療を提供する病院・診療所に再編し、これらをネットワーク化するなど、公立病院はじめ医療機関相互の機能分担と連携を推進。

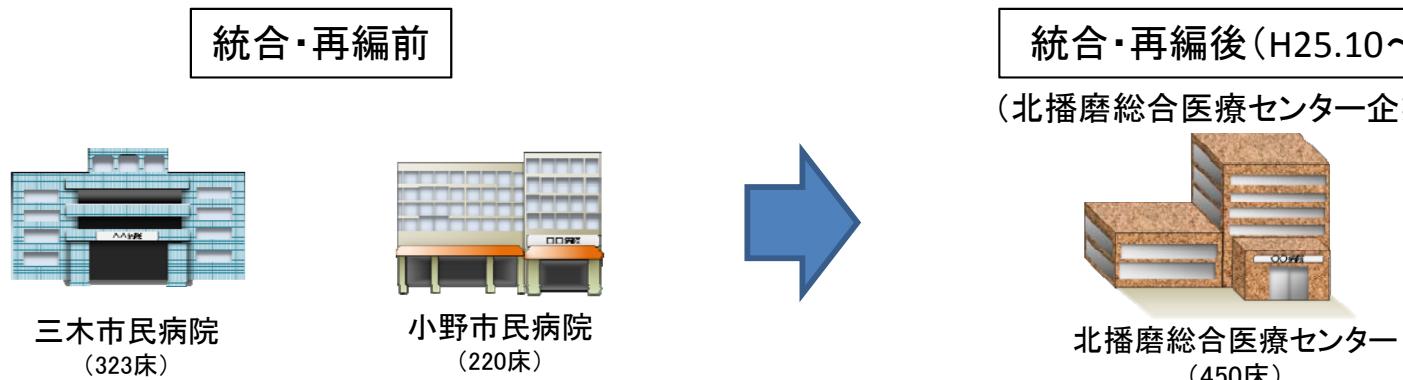
基幹病院・サテライト型(青森県西北五医療圏の例)



<取組による主な効果>

- ・ 広域連合内の医師数が増加(51名→61名)とともに、中核病院の診療科が充実。(16診療科→21診療科)
- ・ 関係医療機関において患者情報を共有し、切れ目ない医療提供を実現。

統合型(兵庫県三木市・小野市の例)



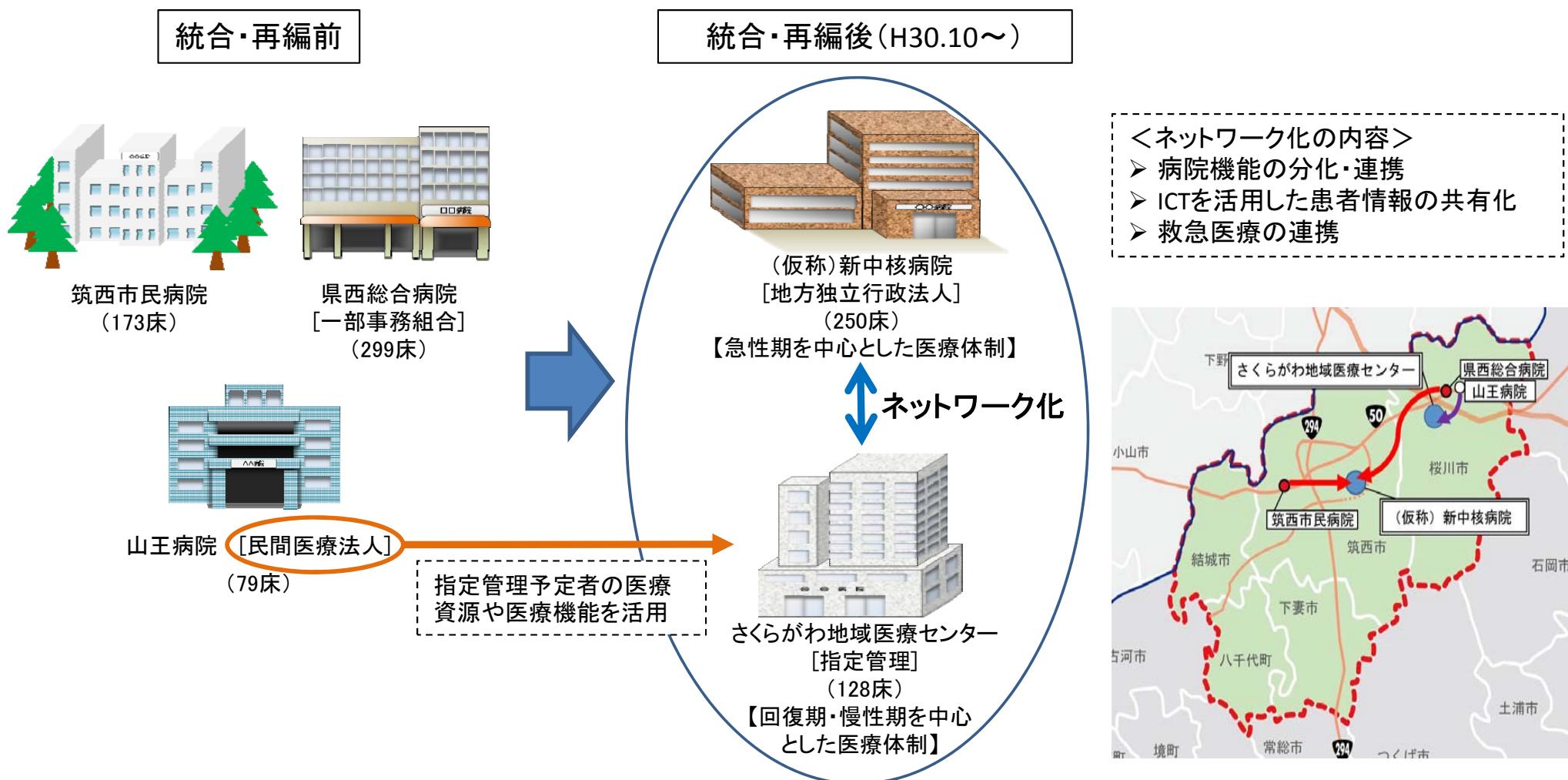
<取組による主な効果>

- ・ 医師数が増加(60名→80名)し、診療科が充実。(21診療科→33診療科)
- ・ 休止・縮小していた分娩や小児救急を開始・拡充するなど、必要とされる地域医療を確保。

再編・ネットワーク化について②

茨城県筑西市・桜川市の公立2病院と民間病院の再編・ネットワーク化(3病院を2病院へ統合・再編)

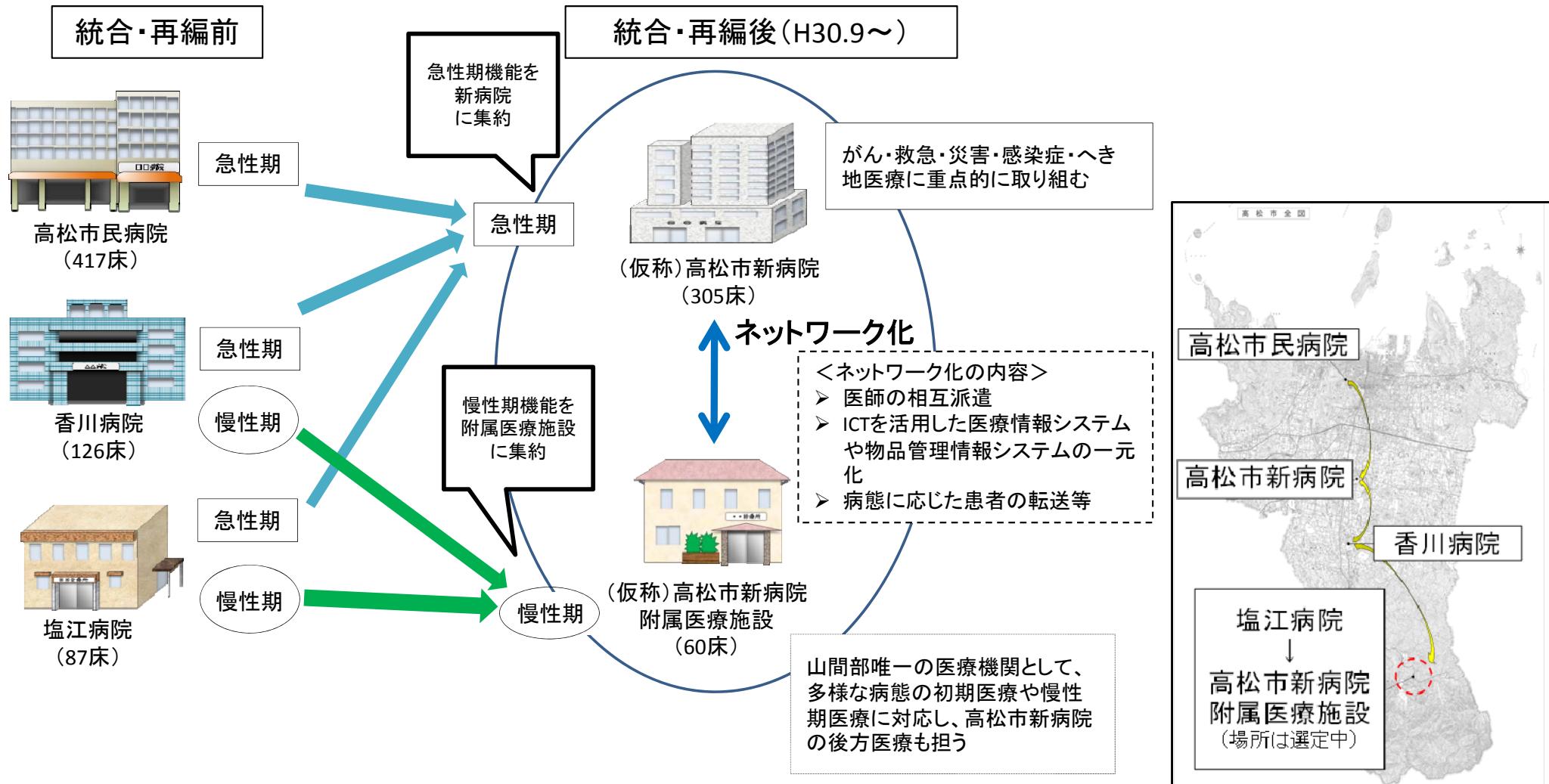
- 医師の分散等による急性期医療機能の低下という課題解決を目的として、筑西市民病院と県西総合病院を統合し、(仮称)「新中核病院」を整備。
- 併せて、県西総合病院の統合に伴う桜川市の医療機能低下に対応するため、新たに「さくらがわ地域医療センター」を整備(山王病院(民間)による指定管理を想定)。
- 機能を集約化することにより、地域内で二次救急医療まで完結できる体制を強化。



再編・ネットワーク化について③

香川県高松市内の3公立病院の再編・ネットワーク化(3病院を2病院へ統合・再編)

- 高松市民病院と香川病院を移転統合して高松市新病院を建設し、塩江病院をその附属医療施設とする再編。
「高松市新病院」: 高松市医療全体の最適化を目指すリーディングホスピタルとして地域の医療水準の向上を図る
「附属医療施設」: 山間部唯一の医療機関として多様な病態の初期医療等に対応するとともに、高松市新病院の後方支援病院としての機能も担う



病院事業債（特別分）の対象となる再編・ネットワーク化の要件

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債（特別分）を措置。

① 複数病院の統合

- 関係する複数病院が、統合により1以上減となることが原則。
- 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編

- 機能分担による病床規模又は診療科目の見直しを伴うことが必要。
- 経営主体が統合されていること。



再編に係る経費のみが対象

対象経費の例：遠隔医療機器、情報システムの統合整備費、高度医療施設、高度医療機器など

※ただし、経営主体の統合を伴わない場合でも、以下に掲げる全ての取組が行われていれば再編に係る経費を対象とする。

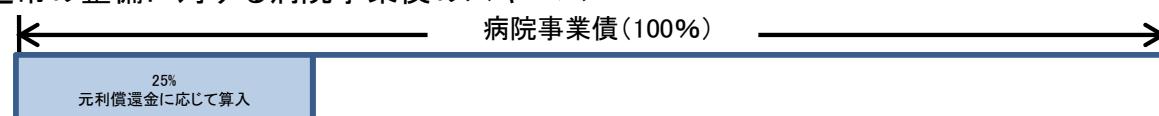
- ・機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
- ・共同購入等による医薬品、診療材料等の効率的調達
- ・医師の相互派遣による協力体制の構築
- ・医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築



病院事業債の特別分の対象：元利償還金の40%を普通交付税措置（特別分）



(参考)通常の整備に対する病院事業債のスキーム



4(3). 民間活用等

民間活用等の事例

PFI事業

- 横浜市水道事業「川井浄水場再整備事業」
- 岡崎市水道事業「男川浄水場更新事業」
- 横浜市下水道事業「改良土プラント増設・運営事業」
- 東京都下水道事業「森ヶ崎水再生センター常用発電事業」
- 埼玉県嵐山町下水道事業「町管理型合併処理浄化槽整備事業」
- 福井県鯖江市その他事業「鯖江駅周辺駐車場整備事業」

指定管理者制度

- 宮城県黒川地域行政事務組合「公立黒川病院」
- 山形県上山市下水道事業「上山市浄水センター」

独立行政法人制度

- 山形県・酒田市病院事業「経営統合と地方独立行政法人制度導入」

民間委託

- 福島県三春町上下水道事業「上下水道施設等の包括的業務委託」
- 群馬県太田市上下水道事業「上下水道施設等の包括的業務委託」
- 神奈川県箱根地区水道事業「水道施設等の包括的業務委託」
- 京都市バス事業「営業所業務委託」
- 福岡市地下鉄事業「駅業務委託」
- 茨城県守谷市下水道事業「下水道施設の包括的業務委託」
- 北海道旭川市下水道事業「下水道施設の包括的業務委託」

民間譲渡

- 広島県呉市バス事業
- 群馬県藤岡市・高崎市ガス事業
- 山梨県石和町国民健康保険岐東病院
- 名古屋市西部医療センター城西病院

民間企業との共同出資

- 広島県水道事業「水道三セク会社の設立」

広域化等の推進

- 北九州市水道事業「水巻町との水道事業統合」
- 岩手中部水道企業団「水道事業の垂直統合」
- 山形県置賜地域「医療機能の再編・ネットワーク整備」
- 北海道旭川市下水道事業ほか「下水道の広域処理」

先進的経営管理

- 北海道石狩市「持続可能な水道事業運営(管路更新)」
- 青森県八戸市バス事業ほか「圏域路線バス上限運賃化実証実験」
- 静岡市下水道事業「アセットマネジメント手法の導入」

法適化

- | | |
|----------------|----------------|
| ➤ 宮崎県宮崎市簡易水道事業 | ➤ 北海道安平町簡易水道事業 |
| ➤ 茨城県美浦村電気事業 | ➤ 埼玉県病院事業 |
| ➤ 岩手県紫波町下水道事業 | ➤ 富山県高岡市下水道事業 |
| ➤ 山口県下松市下水道事業 | |

資産の有効活用等

- 北海道函館市軌道事業「市電におけるネーミングライツの売却」
- 横浜市下水道事業「改良土プラント増設・運営事業」(再掲)
- 東京都下水道事業「森ヶ崎水再生センター常用発電事業」(再掲)

新技術の活用

- 高知県梼原町電気事業「売電収入を財源とした循環型まちづくり」
- 新潟県電気事業「発電事業用メガソーラーの設置」
- 横浜市電気事業「風力発電の取組」
- 富山県黒部市下水道事業「バイオマスエネルギー利活用施設」

防災対策の充実、国際交流・海外展開

- 東京都、埼玉県、川崎市水道事業「非常時における水の相互融通」
- 名古屋市上下水道事業「事業継続計画(地震対策編)の策定」
- 東京都水道事業ほか「水道事業体の国際展開」

水道・下水道事業における民間活用の類型等

○ 水道事業

類型	最近の事例	主な効果
PPP/PFI	<ul style="list-style-type: none"> 北海道夕張市が、浄水場施設等の施設整備と維持管理及び窓口等業務をまとめて依頼し、事業費の低減を図るためにPFI方式を導入。 愛知県岡崎市が、男川浄水場の施設老朽化、耐震化による更新に多大な事業費がかかるため、財政負担を効果的・効率的に抑制することを目的として、PFI方式を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設投資及び維持管理費用の削減、民間のノウハウの活用。
DBO	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設する際に、PPP導入を総合的に検証し、VFMやコストの抑制に最も効果的と考えられたDBO方式を活用。 	
包括的民間委託	<ul style="list-style-type: none"> 福井県坂井市が、水道メーター検針、料金収納業務等の総務経理部門の業務及び、水質検査、施設の維持管理業務等の維持管理部門の業務あわせて21業務を包括的に委託。大手の民間事業者が代表となり、地元企業2者を含めた共同企業体を組織し、地域に根ざした業務を実施。 石川県かほく市が、水道事業に加え、下水道事業・農業集落排水事業を一体とした包括的民間委託を実施。 宮城県山元町が、民間事業者へ浄水場等の包括的民間委託を行う際に、横浜ウォーター(株)にアドバイザリー業務を委託し、最適な経営手法の導入に向けて支援を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費用の削減、民間のノウハウの活用 大手の技術力と地元のノウハウの結合 三セクの公共性・信頼性と技術ノウハウの活用
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県高山市が、市町村合併に伴い増加した施設の効率的な管理と職員数削減を図るために、指定管理者制度での浄水施設等の運営を行った。地域の実情をよく知る地元管工事組合と、技術力が期待される大手の民間事業者などの共同出資により設立された会社が業務を実施。 広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立。同社は県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、県内の市町水道事業から委託を受けて施設の管理業務等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費用の削減 大手の技術力と地元のノウハウの結合

○ 下水道事業

(1)秋田県 類型①「指定管理者制度導入」の例

概要	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道及び県管理の公共下水道の一部の維持管理業務について「指定管理者制度」を導入し、効率的・効果的な事業運営を実施。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 民間のコスト意識、事業運営のノウハウを活用した効率的・効果的な事業運営を目指す。 1件160万円未満の修繕、自家発・通信設備等の点検等を移行。 以前から民間委託を実施していた業務(管渠点検、薬品等の購入)も移行。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 移行により経費を削減。

(2)大阪府堺市 類型②「包括的民間委託」の例

概要	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場施設及び管路施設に係る維持管理業務について「包括的民間委託」を実施。 人材育成や技術承継の観点から、直営による維持管理業務も継続実施。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 市の行財政改革プログラムの歳入・歳出改革の一環として、経常経費を抑制し、弾力的な財政運営への転換を図ることを目的として実施。 総合評価落札方式を採用し、業務要求水準書を提示し、入札金額と技術提案書の内容を総合的に評価。 処理場施設の運転操作、監視制御、保守点検、修繕、水質管理、電力・薬品以外のユーティリティ調達等について包括的民間委託を実施。 管路施設の点検・清掃等業務、住民対応業務、布設後40年経過した施設設備を対象にテレビカメラ・目視調査を実施し、管路長寿命化計画策定業務について包括的民間委託を実施。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 処理場施設及び管路施設について、委託期間中の経費を削減。

(3)静岡県浜松市 類型③「PPP/PFI(コンセッション方式)」の例

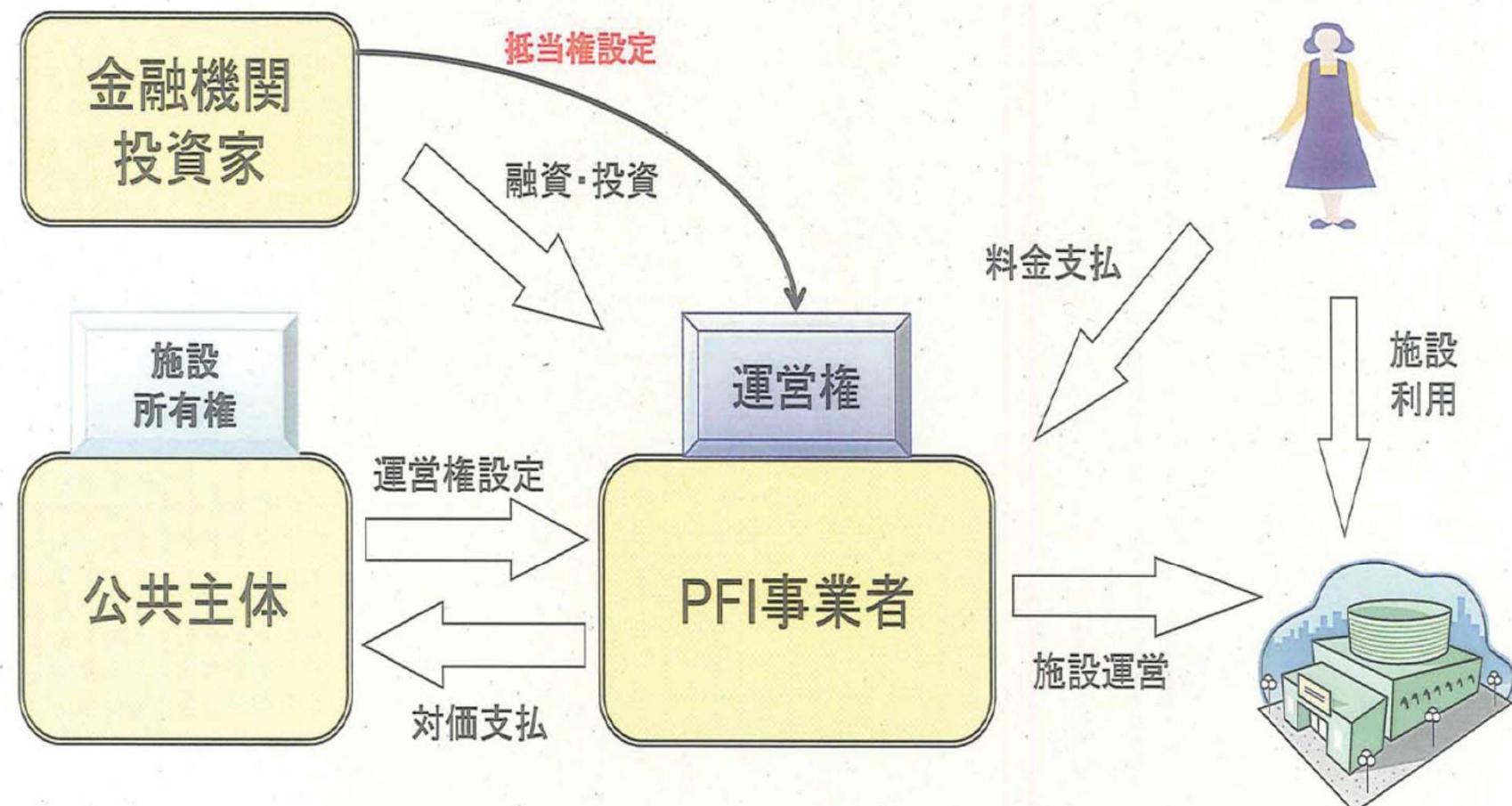
概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年より処理場及びポンプ場について「PFI(コンセッション方式)」を導入。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 合併に伴い流域下水道が平成28年4月より静岡県から移管。 市内下水道処理水量の約6割をしめる最大の処理区の処理場及びポンプ場について、「PFI(コンセッション方式)」の導入。 処理場及びポンプ場の維持管理、一部の改築、料金収受などを運営権者が実施。 事業期間は20年。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設改良及び維持管理費用の削減、民間ノウハウの活用。

背景	今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP／PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP／PFIの更なる推進を行う必要がある		
	<ul style="list-style-type: none"> ・改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の円滑な運用により、国の支援機能の強化を図る ・実施主体の経験や地域の実情に応じた支援・負担軽減策の検討等を通じ、実施主体の裾野拡大を図る ・空港をはじめとするコンセッション事業等の重点分野に公営水力発電・工業用水道を追加する 		
改定のポイント	PPP/PFI推進のための施策		
	コンセッション事業の推進	実効性のあるPPP/PFI導入検討の推進	地域のPPP/PFI力の強化
改定版概要	<ul style="list-style-type: none"> ○コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定 ○独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進 <p>公的不動産における官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園や遊休文教施設等の利活用推進 ・公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備 ・特に市場性の低い地域での優良事例の成功要素抽出・横展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施 ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開 ・地域の実情や運用状況、先行事例を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進を図るよう、分かりやすい情報の横展開 ・PPP/PFIの経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体への実施主体の裾野拡大に向けて、実施主体の負担軽減策として、柔軟性・実効性のある検討・導入手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ分野での活用の裾野拡大 ○地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激 <ul style="list-style-type: none"> ・官民対話の普及推進(民間提案の積極的活用等) ・地元企業の事業力強化 ・PPP/PFI推進に資するデータの見える化推進 ○情報提供等の地方公共団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・改正PFI法で創設のワンストップ窓口制度、助言制度等の運用による支援強化 ・先進的な地方公共団体の取組や組織設計等の分析・横展開、期間満了案件の検証 ○PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用
コンセッション事業等の重点分野	空港【6件達成】、水道【6件:～平成30年度】、下水道【具体的検討6件達成、実施方針目標6件:～平成31年度】、道路【1件達成】、文教施設【3件:～平成30年度】、公営住宅【6件:～平成30年度】、クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件:～平成31年度】、MICE施設【6件:～平成31年度】、 公営水力発電【3件:～平成32年度】、工業用水道【3件:～平成32年度】		
事業規模目標	21兆円(平成25～34年度の10年間) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、 公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円) </div>		
PDCAサイクル	毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し		

公共施設等運営権(コンセッション方式)

公共施設等運営権とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- ・既存の施設においても新設の施設においても設定が可能



民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の一部を改正する法律の概要

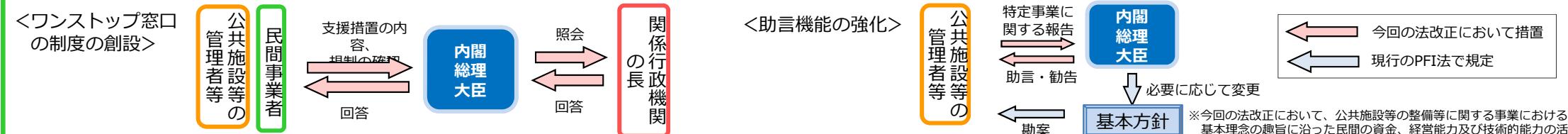
背景・必要性

- PPP/PFIの着実な推進を図る観点から、政府は、10年間（平成25年度から34年度まで）に21兆円の事業規模目標を掲げている（PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版））。
- 上記目標を達成すべく、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業（コンセッション事業）の実施の円滑化に資する制度面での改善措置及び上下水道事業におけるコンセッション事業の促進に資するインセンティブ措置を講ずる。

法案の概要

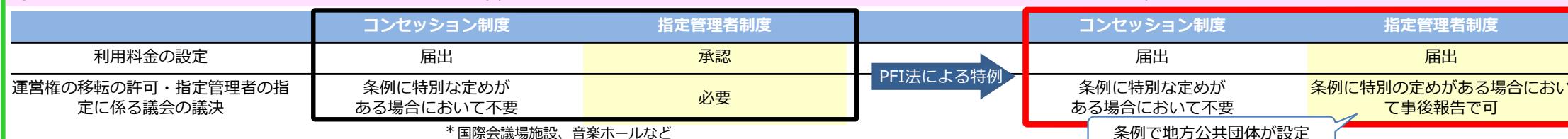
（1）公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等

公共施設等の管理者等及び民間事業者による特定事業に係る支援措置の内容及び規制等についての確認の求めに対して内閣総理大臣が一元的に回答する、いわゆるワンストップ窓口の制度の創設、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関する報告の徴収並びに助言及び勧告に関する制度の創設等の措置を講ずる。



（2）公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合*における地方自治法の特例

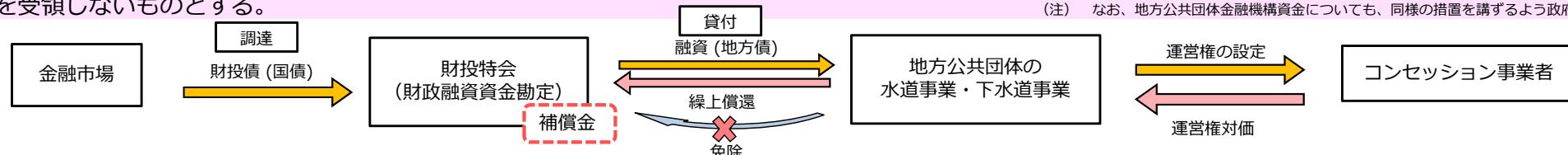
- ①利用料金の設定の手続については、実施方針条例において定められた利用料金の範囲内で利用料金の設定を行うなどの条件を満たした場合に地方公共団体の承認を要しない旨の地方自治法の特例を設ける。
- ②公共施設等運営権の移転を受けた者を新たに指定管理者に指定する場合において、条例に特別の定めがあるときは、事後報告で可とする旨の地方自治法の特例を設ける。



（3）水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

政府は、平成30年度から平成33年度までの間に実施方針条例を定めることなどの要件の下で、水道事業・下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、当該地方公共団体に対して貸し付けられた当該事業に係る旧資金運用部資金の繰上償還を認め、その場合において、繰上償還に係る地方債の元金償還金以外の金銭（補償金）を受領しないものとする。

（注）なお、地方公共団体金融機関資金についても、同様の措置を講ずるよう政府から要請する。



目標

- 事業規模：平成25～34年度までの10年間で21兆円（コンセッション事業は7兆円）
- コンセッション事業件数：水道6件、下水道6件、文教施設3件、国際会議場施設等6件、公営水力発電3件、工業用水道3件 等

（注） 第196回通常国会で成立し、平成30年6月20日に公布済

浜松市におけるコンセッション(PFI)導入について①

下水道

浜松市

＜事業概要＞

浜松市内最大処理区である西遠処理区において、
処理場・ポンプ場に運営権を設定し、民間事業者が**20年間**にわたり、
対象施設の**維持管理と機械電気設備の改築更新等**を実施。

＜運営権者＞

代表企業: ヴェオリア・ジャパン株式会社

構成員 : ヴェオリア・ジェネット株式会社、JFEエンジニアリング株式会社

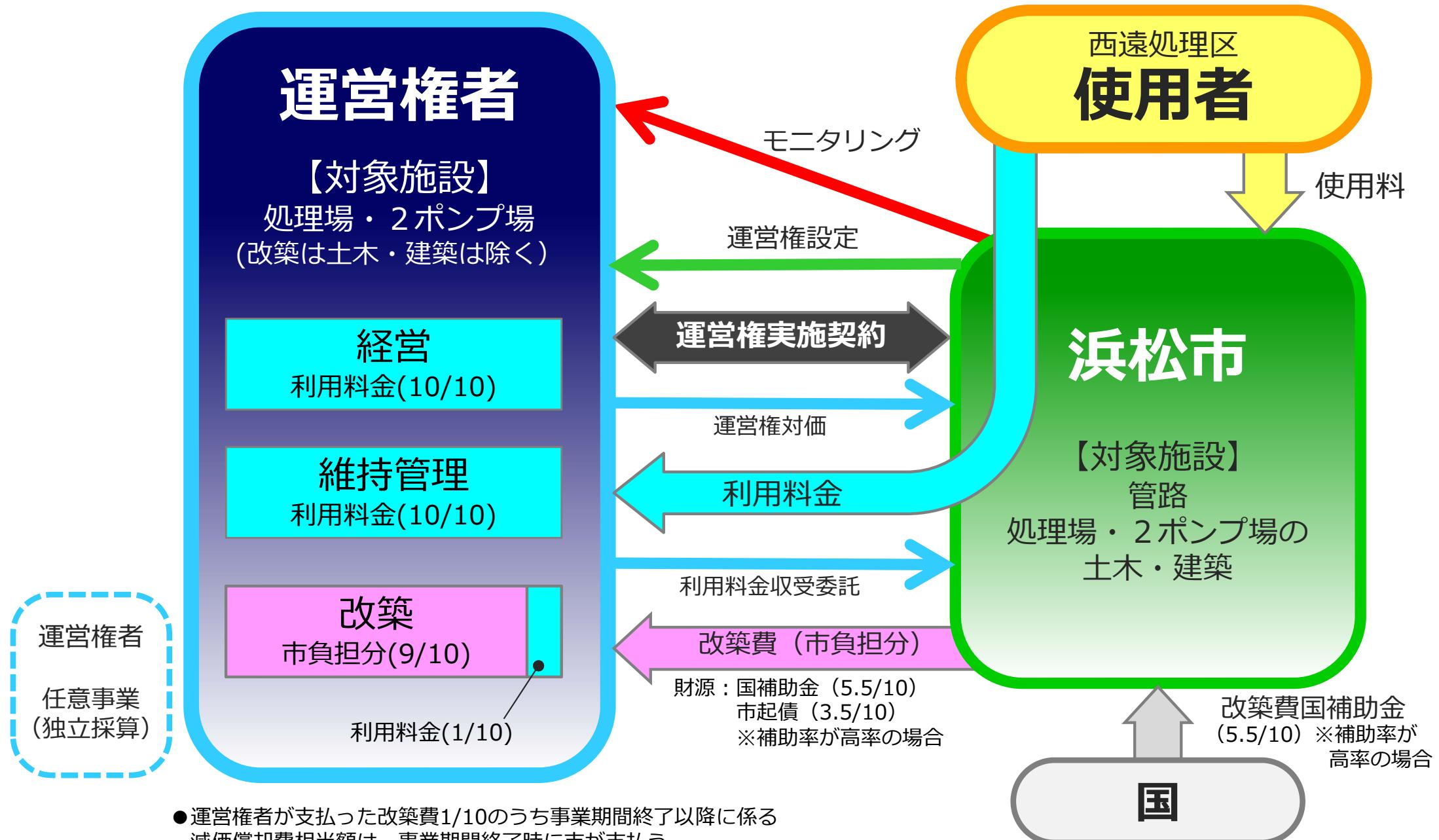
オリックス株式会社、東急建設株式会社、須山建設株式会社

- ・効率的な維持管理や改築
- ・VFM 14.4% (優先交渉権者提案時)
- ・運営権対価: 25億円



平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省にて 財政的支援及び 技術的助言を実施 包括的民間委託
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	
平成28年4月～	西遠流域下水道移管	
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年4月	基本協定の締結	
平成29年10月	運営権設定・実施契約の締結	
平成30年4月	コンセッション事業開始	

※国交省資料より



5. 見える化の推進

- ・ 公営企業会計の適用拡大
- ・ 「経営比較分析表」の策定・公表

公営企業における更なる経営改革の推進

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・公表・PDCA

- ・ 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- ・ 中長期の視点に立った人口減少の推計等を踏まえた、アセット(ストック)マネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、当面の10年以上の投資・財政計画を策定
- ・ PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に收支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

抜本的な改革の検討

- ・ 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、今後の方向性について検討

- ✓ 事業そのものの必要性
- ✓ 公営で行う必要性

- ✓ 事業としての持続可能性

- ✓ 経営形態

事業廃止

民営化・民間譲渡

広域化等

民間活用

相互に反映

公営企業の「見える化」

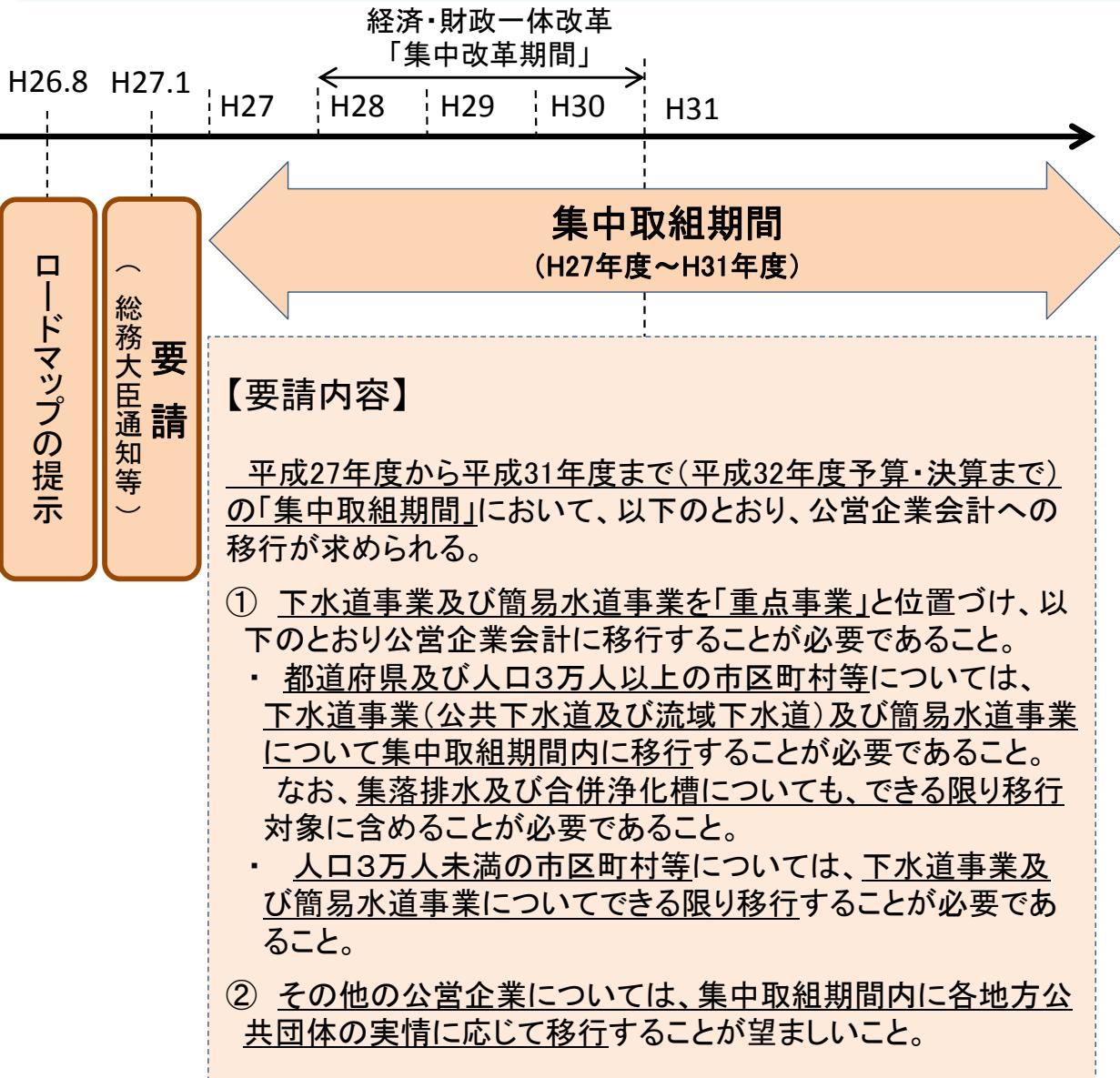
- ・ 抜本的な改革や経営戦略に、より的確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

公営企業会計の適用の推進について

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。



公営企業会計適用の取組状況(H30.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の
団体の割合(※)

→ **下水道事業 99.4%、簡易水道事業 95.8%**

((参考) H29.4.1時点 下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%)

※上記の下水道事業はH27.1.27付け総務省自治財政局長通知
により要請している公共下水道及び流域下水道に限る。

なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」
及び「適用に取組中」の団体の割合は98.1%。

【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の
団体の割合

→ **下水道事業 27.6%、簡易水道事業 42.9%**

((参考) H28.4.1時点 下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%)

小規模団体における公営企業会計適用の推進

- 下水道・簡易水道について、人口3万人未満の団体に
おいても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、
新たなロードマップを平成30年中に策定

(平成30年4月24日 経済財政諮問会議 野田議員提出資料より)

公営企業会計の特徴と適用の主なメリット

経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上

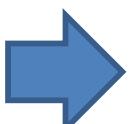
発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。



- ・より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が可能。
- ・経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。
- ・経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。

弾力的な経営を行うことが可能

予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。



- ・住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等①

平成27年度から平成31年度までの5年間(集中取組期間)において、現在、公営企業会計が適用されていない事業について、重点事業(下水道事業及び簡易水道事業)を中心に、その適用を要請。適用に当たり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減し、円滑化するため、以下の支援を実施。

1. マニュアルの公表

- 公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を公表。
- 併せて、移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を公表。

2. 地方財政措置(平成27年度～平成31年度)

- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置。
 - ・ 発行対象事業 : 地方公営企業法非適用事業
 - ・ 発行対象経費 : 公営企業会計の適用に直接必要な経費
(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等)
※ 公営企業会計の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。
 - ・ 充当率等 : 地方債の充当率100%、民間等資金、償還年限10年以内
- 下水道事業及び簡易水道事業に係る公営企業会計適用債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。
 - 例) 下水道事業(処理区域内人口密度25人/ha未満で分流式下水道) : 49%
 - 簡易水道事業 : 50%

※ 従前の特別交付税による財政措置は廃止するが、下水道事業について、公営企業会計の適用に係る事務に平成26年度までに着手している団体にあっては、引き続き当該財政措置の対象とする経過措置を設ける。

公営企業会計の適用推進に係る支援措置等②

3. 先行事例の紹介等

- 各地方公共団体が、類似する団体の法適用にかかる取組等を参照できるように、先行して地方公営企業法を任意適用した団体の事例を取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」を公表。
- 要請や法令、マニュアル等の具体的な考え方、取り扱い等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」を公表。

4. 人的支援制度 ※

地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業

- 公営企業等の経営改善(公営企業会計の適用を含む。)等の取組を支援するため、希望する市町村等に対して、総務省が委嘱した地方公営企業等経営アドバイザーを派遣し、個別具体的な助言を実施。
- 下水道事業及び簡易水道事業を中心に公営企業会計の適用に取り組む団体を重点的に支援。

公営企業経営支援人材ネット事業

- 総務省が公表する「公営企業支援人材ネット」リストの登録者の中から、地方公共団体が希望する専門人材を直接招へいし、個別具体的な助言を得られるように支援。

※経営戦略の策定支援においても活用可能

5. 研修等の実施

- 公営企業会計への移行等を支援するため、各種研修を実施。 例:全国市町村国際文化研修所(JIAM)において研修を実施。
- 地方公共団体金融機関において、都道府県等が主宰する市区町村を対象とした公営企業会計への移行等に関する研修会等に専門家を派遣。

上記のほか、

- ・ 公営企業会計の適用に係る取組状況(移行予定期等)を調査、公表。 ・ 「地方公営企業法の適用に関する質疑応答集」の更新。

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産の見直し
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キヤツシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 財務規定等の適用範囲の拡大等

平成26年8月ロードマップを提示。
平成27年1月要請。

- 簡易水道事業・下水道事業等への財務規定等の適用拡大

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

- 複数の経営指標を組み合わせた分析
- 経年比較や他の地方公共団体等との比較



- 自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- 現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- 抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- 「経営戦略」の策定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- 経営の健全性…経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- 経営の効率性…料金回収率、給水原価、乗車効率等
- 老朽化の状況…有形固定資産減価償却率、管路更新率等

見える化のコンテンツ

- 各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- 経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の経年変化・類似団体比較を示したグラフ・表
- 各公営企業による分析コメント
- 毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

更なる対象拡大・内容充実に向けた工程表

2016

2018

2020

集中改革期間

水道・下水道事業
を公表
(2016.2~)

バス・電気事業を公表
(2017.9~)

観光施設(休養宿泊施設)、
駐車場整備事業を公表
(2018.4~)

公表分野を順次、拡大

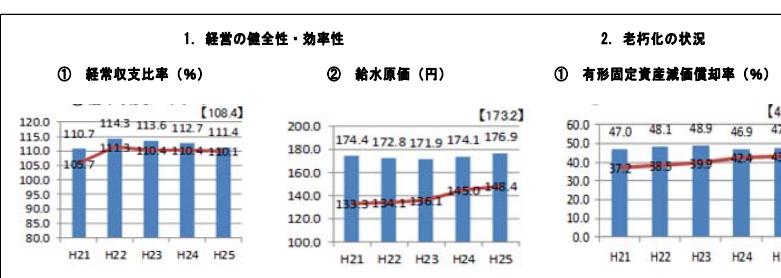
公営企業の
全面的な見える化
を強力に推進

誰もが比較検討しやすいイメージで公表

経営比較分析表			
A県 B市	業務名	業種名	事業名
法適用	水道事業	末端給水事業	A1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎥あたり使用料(円)
33.33	44.44	55.55	666.66

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
[] 平成26年度全国平均

分析欄
1. 経営の健全性・効率性について



2. 老朽化の状況について

全体統括

6. 第三セクター等の経営改革

第三セクター等の経営改革の推進について

- 総務省では、平成21年の自治体財政健全化法の全面施行以来、事業継続の是非を含む経営健全化に取り組むよう、各地方団体に要請し、一定の成果。
- 平成28年度以降、財政的リスクの状況について、毎年度調査し、結果を公表することとした。
- 平成29年3月には先進的な経営改革をまとめた事例集を作成・周知。(平成30年3月に追加更新)
- 相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対し、経営健全化の方針を平成30年度末までに策定・公表するよう要請(平成30年2月)。

【経営健全化の成果】

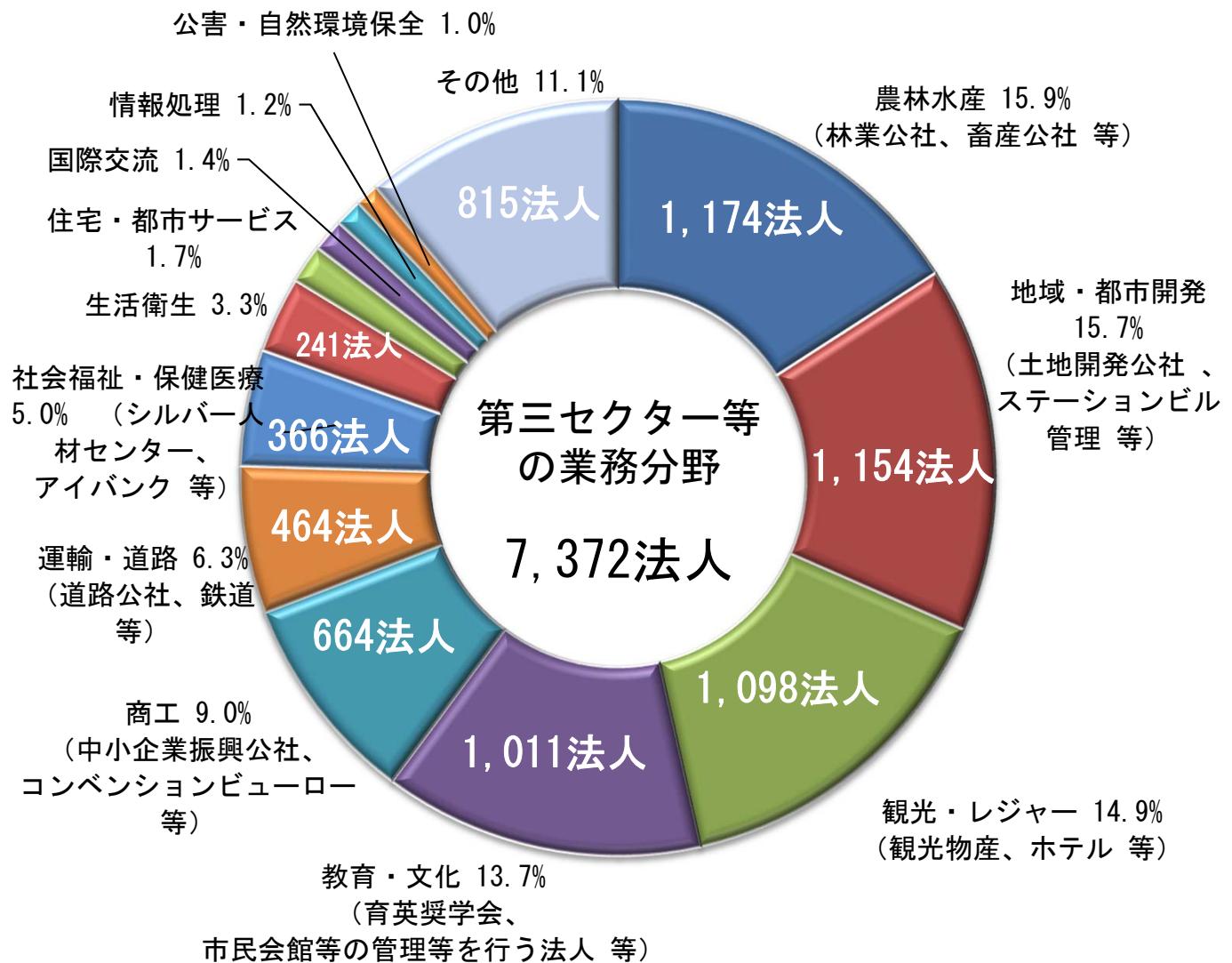
○ 地方団体による損失補償・債務保証 が付されている債務残高の減少	○ 地方団体からの補助金の減少	○ 抜本的改革等により法人数が減少												
平成22年度決算 平成28年度決算 6兆2,670億円 → 3兆2,241億円	平成22年度決算 平成28年度決算 3,775億円 → 2,792億円	<table><thead><tr><th></th><th>平成22年度</th><th>平成28年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>法人数(総数)</td><td>8,401</td><td>7,372</td></tr><tr><td>経常赤字法人数</td><td>2,821</td><td>2,248</td></tr><tr><td>債務超過法人数</td><td>369</td><td>239</td></tr></tbody></table>		平成22年度	平成28年度	法人数(総数)	8,401	7,372	経常赤字法人数	2,821	2,248	債務超過法人数	369	239
	平成22年度	平成28年度												
法人数(総数)	8,401	7,372												
経常赤字法人数	2,821	2,248												
債務超過法人数	369	239												

第三セクター等について

＜第三セクター等の区分と数＞

区分	法人数
第三セクター	6,608
社団法人・財団法人	3,147
公益社団・財団法人	2,063
一般社団・財団法人	1,076
特例民法法人	8
会社法法人	3,461
株式会社	3,214
その他会社法法人	247
地方三公社	764
地方住宅供給公社	41
地方道路公社	33
土地開発公社	690
合計	7,372

＜第三セクター等の業務分野＞



第三セクター等の経営健全化方針の策定について

第三セクター等の経営改革の推進

【第三セクター等の経営健全化方針の策定推進】

- 平成21年の自治体財政健全化法の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革の推進等により、経営健全化に一定の成果。
- 相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各地方公共団体に対し、経営健全化の方針を平成30年度末までに策定・公表するよう要請(平成30年2月)。

<方針の対象法人及び作成主体>

- 地方公共団体が出資(原則として25%以上)を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人等のうち、一定の条件に該当する法人と関係を有する地方公共団体。

<方針の主な内容>

- 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与
- 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討
- 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応
 - ・ 法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
 - ・ 地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応
 - ・ 財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール
 - ・ ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針